

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱の制定について

〔 4 農 産 第 3 5 0 6 号
令和 4 年 1 2 月 1 2 日
農林水産事務次官依命通知 〕

産地生産基盤パワーアップ事業について、この度、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱

制 定 令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号
一部改正 令和 5 年 12 月 6 日付け 5 農産第 3287 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

- 第 1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和 2 年 12 月 8 日付けで改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援する。

(通則)

- 第 2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の（1）及び（2）に要する経費を交付することを目的とする。

（1）新市場獲得対策

ア 別表1の事業に要する経費

（2）収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 別表2のⅠの基金の造成に要する経費

イ 別表2のⅡの事業に要する経費

（定義）

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

（1）新市場獲得対策

ア 拠点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画（「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された、輸向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

イ 連携者

拠点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

ウ 麦・大豆国産化プラン

本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。

（2）収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。

イ 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会（以下「地域協議会」と総称する。）をいう。

ウ 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、別記 2 に定める基準を満たすものをいう

エ 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であって、都道府県知事により別記 2 に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

オ 取組主体事業計画

別表 2 に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

カ 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、別記 2 に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

キ 基金管理団体

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

（事業の内容）

第 5 本事業は、新市場獲得対策及び収益性向上対策・生産基盤強化対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合については、別表 2 に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

（事業の実施等）

第 6 事業実施計画及び都道府県事業実施計画並びに取組内容の変更手続については、別記 1 及び別記 2 により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

（1）新市場獲得対策

原則として、適正化法第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合

においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新市場推進事業（別表1のⅠの1、2及び3の(2)のイ）
- (2) 新市場整備事業（別表1のⅡの1、Ⅱの3の(1)のイ）
- (3) 基金事業（別表2のⅠ）
- (4) 都道府県推進事業（別表1のⅠの3の(1)及び(2)のア）
- (5) 都道府県整備事業（別表1のⅡの3の(1)のア及び(2)、別表2のⅡ）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3に定めるところによる。

ただし、第5第1項のただし書きに規定する事業に要する経費については、農産局長が別に定めるところによる。

3 基金事業に係る基金造成については以下に定めるところによるものとする。

- (1) 基金管理団体は、第1項第3号の交付を受け、産地パワーアップ事業

基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

（２）基金の管理等

ア 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

イ 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

ウ 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

エ 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、共通５に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

オ 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

カ 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

キ 基金管理団体は、共通５に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

（３）基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）

３の（４）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

（４）基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

（流用の禁止）

第 8 別表 3 の区分欄に掲げる 1 から 4 までの事業に係る経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 の事業におけるⅠ、Ⅱ及びⅢの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第 9 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第 1 号－1、基金事業にあっては別記様式第 1 号－2、都道府県推進事業及び都道府県整備事業にあっては別記様式第 1 号－3 による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表 3 の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体、都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 11 交付決定者は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 9 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 12 推進事業者等は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 13 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。
- 3 地方公共団体以外の推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者に

については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 推進事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 推進事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 3 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 16 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 17 推進事業者等は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号－1 に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求、補助金の支払)

第 18 推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号－1 による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号－2 による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

3 都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第 7 号－1、基金事業にあっては別記様式第 7 号－2、都道府県推進事業、都道府県整備事業にあっては別記様式第 7 号－3 のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第 14 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 推進事業者等は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合

又はならない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しいときは、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第21 推進事業者等は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 交付決定者は、第14第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 推進事業者等が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用し

た場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第23 推進事業者等は、推進事業対象経費（推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、推進事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(補助金の経理)

- 第25 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第26 推進事業者等が地方公共団体の場合にあつては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第27 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、推進事業者等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申

請書に記載してある場合は、次の条件により推進事業者等による間接補助金の交付の決定をもって推進事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による推進事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を推進事業者等に納付させることがあること。

2 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 推進事業者等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 推進事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第11第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

6 推進事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

8 推進事業者等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第 28 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第 29 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第 30 基金管理団体は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

- 第 31 基金管理団体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

- 第 32 基金は、別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、同項に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

- 第 33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 8、第 14 から第 17、第 19、第 21 から第 23 まで、第 25 及び第 26 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならな

い。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 助成金により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、取組主体は、都道府県による基金管理団体の承認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による基金管理団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付させることがあること。
 - (4) 取組主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (5) 取組主体は、第4号により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 2 基金管理団体は、第1項第2号により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 3 基金管理団体は、第1項第3号により都道府県から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
 - 4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、都道府県は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

- 第34 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施状況等の報告)

- 第35 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等、取組主体及び基金管理団体が行う事業実施状況の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業評価の報告)

第 36 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体の事業評価の報告については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(事業の適正な執行の確保及び指導推進等)

第 37 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第 38 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号、元生産第 1697 号、元政統第 1781 号食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止の前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事

16

		イ 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ウ 別記1別紙4に定める要件を満たしていること。	

別表 2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。なお、別表 2 の事業における事業実施主体は、都道府県とする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者(別記 2 に定めるものをいう。以下Ⅱの収益性向上対策について同じ。) (6) 農業者の組織する団体(別記 2 に定めるものをいう。以下同じ。) (7) 民間事業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記 2 に定めるものに限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の 1/2 以内とする。 イの事業 事業費の 1/2 以内(ただし、別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、メニュー欄の 1 の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は定額(1/2 相当)とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の 1/2 以内とする。 (2)の事業 事業費の 1/2 以内(別記 2 に定める場合においては、定める額以内)とする。 (4) 及び(5)の事業 定額(別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。 (6)の事業 定額(ただし、別記 2 に定める単価に実施面積を乗じた額を上限)、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の 1/2 以内とする。

(注 1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、Ⅱのメニュー欄の 1 に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注 2) 第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

Ⅱ 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 米粉、大豆製品及び茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用設備を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病虫害まん延防止対策の取組を行う場合 (9) 中間事業者(別記2に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者(別記2に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11) 都道府県知事が地方	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(別記2を除く。)	補助率は事業費の1/2以内(ただし、別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。

	農政局長等と協議して 認める団体 (12) コンソーシアム		
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。	補助率は事業費の1/2以内とする。

別表 3 (第 7、第 8、第 14 及び第 15 関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経 費 の 配 分 の 変 更	事業内容の変更
1 国産農産物 生産基盤強化 等対策事業費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	1 産地生産基盤パ ワーアップ事業推 進費 (新市場推進事業) Ⅰ 新市場対応に向 けた拠点事業者の 育成及び連携産地 の体制強化 Ⅱ 園芸作物等の先 導的取組支援 ① 果樹に関するも の ② 果樹以外に関す るもの Ⅲ 需要拡大支援	定 額 1 / 2 以 内 1 / 3 以 内	地 方 農 政 局 長等 農 林 水 産 大 臣 地 方 農 政 局 長等 農 林 水 産 大 臣	1 補 助 率 が 異 な る と 間 の 増 減 の 増 減	1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ、Ⅱ 及び Ⅲ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 の 30% を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ、Ⅱ 及び Ⅲ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30% を 超 え る 減
	2 産地生産基盤パ ワーアップ事業基金 造成費 (基金事業) Ⅰ 事業費 本要綱に基づいて 行う事業に係る次 の①及び②に掲げ る経費として、基金 の造成に要する経 費 ① 収益性向上対策 ② 生産基盤強化対 策 Ⅱ 事務費 基金の管理に要す る経費	定 額	農 林 水 産 大 臣		1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 の 30% を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30% を 超 え る 減
2 国産農産物 生産基盤強化 等対策整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パ ワーアップ事業整備費 (新市場整備事業) 整備事業費	1 / 2 以 内	地 方 農 政 局 長等		1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 事 業 費 の 30 % を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30 % を 超 え る 減

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業内容の変更
3 国産農産物生産基盤強化地方公共団体事業補助金	産地生産基盤パワーアップ事業推進費（都道府県推進事業） 推進事業費	定 額 1 / 2 以 内	地方農政局長等	1 補助率が異なると相互に経費が増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
4 国産農産物生産基盤強化地方公共団体整備費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業整備費（都道府県整備事業） Ⅰ 整備事業費 Ⅱ 附帯事務費	1 / 2 以 内 （ただし、別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内とする。） 1 / 2 以 内	地方農政局長等	1 経費の欄に掲げ及びⅡの間における経費増減 2 補助率が異なると相互に経費が増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別記様式第1号-1（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要 する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- (注)
- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第1号-2（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業基金造成費 I 事業費 II 事務費	円	円	円	

- 4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
 - (1) 規約及び会計に関する規程
 - (2) 業務方法書（案）

別記様式第 1 号－ 3 （第 9 関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	間接補助事業 に要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄は、別表 3 の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付規程又は要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第13、第27及び第33関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔推進事業者等〕 殿（第13）
〔間接補助事業者〕 殿（第27）
〔取組主体〕 殿（第33）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号ー1、第1号ー2及び第1号ー3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業等の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記						
区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
〇〇〇〇	円	円	%	円		

- （注） 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 2 「総事業費」の欄には、基金事業にあつては基金の造成額を記載すること。
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号-1（第18第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義
振込先金融機関・口座番号：〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇

(令和〇〇年〇月〇日 現在)

区 分	補助事業に 要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金 中9割相当 額	(B) 既受領額		遂行状況 報告(※)	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月 日	備考
				金 額	出来高		金 額	〇月〇日 まで予定出 来高	金 額	〇月〇日 まで予定出 来高		
産地生産基盤パワ ーアップ事業費	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
整備事業費												
附帯事務費												

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。
「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおりに報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」
※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号ー2（第18第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第2項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-1 (第19第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇事業)実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	推進事業等に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- (注)
- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限って添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載する。

※ 妥当性協議に当たり提出した申請書の記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

(注)

- 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付すること。
- 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を、「及び」以降に追記すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号ー2（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	推進事業等に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		負 担 区 分
		国庫補助金等 (A)	国庫補助金等 (A)	
産地生産基盤パワーアップ 事業基金造成費	円	円	円	
1 事業費				
2 事務費				

- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号-3（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定によりその実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注)
- 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
 - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
 - 5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式 8 号（第 19 第 2 項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 19 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号－1 の記の「3 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1 号－3 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額	金	円
	（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）		
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、推進事業者等が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- （4）推進事業者等が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

財 産 管 理 台 帳

推進事業等 名

地区名			地区			事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承 認 年月日	処分の 内 容			
									国庫補助 金	都 道 府 県費	市 町 村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

産 地 生 産 基 盤 パ ワ ー ア ッ プ 事 業 補 助 金 等 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							備 考
推進事業等名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													
////////											////////		////////

- 記載要領
- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「推進事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該推進事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記 1 新市場獲得対策

第 1 事業の内容等

本事業の内容等は別紙に定めるとおりとする。

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別紙 1 に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別紙 2 に定めるとおりとする。
- 3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）
別紙 3 に定めるとおりとする。
- 4 国産シェア拡大対策（園芸作物）
別紙 4 に定めるとおりとする。

別紙 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第 1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第 2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下「本事業」という。）での取組の内容は、Ⅰの 1、Ⅱの 1 に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Ⅰの 1 の（1）のオの取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に応えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10 月出荷）、セルリー（6～12 月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7 月出荷）、キャベツ（11 月又は 1～5 月出荷）、レタス（11～3 月出荷）、かぼちゃ（11～6 月出荷）、だいこん（4～7 月又は 10 月出荷）及びアスパラガス（2～5 月又は 9～11 月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3 の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体の出荷量のうち 2 割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下、本事業において「事業実施主体という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅰの 4、Ⅱの 4 に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

本要綱別表 1 のⅠの 1 及びⅡの 1 の事業における採択要件のうち別記 1 別紙 1 に定める面積要件は、共通 3 のとおりとする。

5 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

- (4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙様式第4号により事業実施状況を翌年度の6月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) 及び (2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

(1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、

農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

- (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
- (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱの1の(2)から(5)までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。

- (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

- (2) 以下のア及びイを満たすこと。

- ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

- イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

- (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

- 2 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

- (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体

- 3 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関す

る各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

- (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあつては、事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

- 7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

I 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

- ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、
労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の
取組。
- イ 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生
育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。
- ウ 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生
産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- エ 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽
培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改
良等の取組。
- オ 端境期等に対応した出荷体制の整備
実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、
国内産が需要に对应されていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新た
な野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

- ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るた
め、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の
確立に必要な取組。
- イ 集出荷調整機能の高度化
安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイン
ト活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A P やトレーサビリティの
導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- イ 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。
- ウ 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を
評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- エ 品質管理、物流の効率化
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や
共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のオの取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費 (1 の (4) 及び (5) の取組を除く。) は、別表 1-1 に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表 1-1 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1 の (5) の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表 1-1 に掲げるもののうち、次の (ア) から (オ) までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機

械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)の導入に要する経費

ウ 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

3 補助率

1の(1)のオの取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

(1) 販売額又は所得額の10%以上の増加

(2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

(3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること

(4) 労働生産性の10%以上の向上

(5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1-2の「推進事業の配分基準について」により選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) 1の(1)のオに取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5ha以上とすること。なお、対象品目を1年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約(契約書に準ずるものとして、別紙様式第1号別添3-1により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する書類(以下「契約内容確認書」という。))を含む。)が、出荷前までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

(イ) 対象品目の供給の期間(以下「契約期間」という。)

- (ウ) 数量契約を行う場合にあっては、対象品目の数量（以下「契約数量」という。）
- (エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）
- (3) 1の(1)のオに取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。
 - ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。
 - ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組
 - (ア) 事業ほ場の設定
 - 協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。
 - (イ) 生産コストの低減・省力化
 - 収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。
 - (ウ) 流通コストの低減
 - 大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。
 - (エ) トレーサビリティシステム等の導入
 - 対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。
 - (オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷
 - 端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。
 - (カ) 出荷量の安定
 - 貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。
 - イ 作柄安定のための取組
 - (ア) 土層改良・排水対策
 - 天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。
 - (イ) 病虫害防除・連作障害回避対策
 - 土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。
 - (ウ) 地温安定・保水・風害対策
 - 不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。
 - (エ) 土壌改良資材施用
 - 土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。
- (4) 1の(4)に取り組む場合
 - ア 共通
 - (ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行う

ものとする。

- (イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (カ) 次の経費は、助成対象としない

- a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
- c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- d 本体価格が 50 万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費
- e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

- (キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

- (ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和 4 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ 農業用機械を導入する場合

- (ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- (イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに

基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金)／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2 以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2 以内）

(5) 1の(5)に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(6) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅱ 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要なとなる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、1 の（9）の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設（施設園芸栽培技術高度化施設に限る。）については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内（以下「市街化区域」という。）（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通 2 の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

4 成果目標

整備事業の成果目標は、共通 8 に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

5 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかにつ

いて審査を行い、共通 8 の「整備事業における配分基準について」より 16 ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

- (1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20 億円を上限とする。
- (2) 整備事業で整備する施設については、共通 2 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、別記 1 の別紙 1 の第 3 の 3 による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 6 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

- (7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。
- (11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- (14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (16) 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- なお、事業実施主体は、別記1の別紙1の第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- (17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」とい

う。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

(19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）することとする。

8 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すも

のとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用に努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(8) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 1－1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する

			人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体	

		・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必	

		要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
端境期等対策支援費		・ 端境期等対策産地の育成に直接必要な作柄安定等の取組に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表 1－2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
・販売額又は所得額の10%以上の増加
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率
100%以上・・・10ポイント
95%以上・・・8ポイント
90%以上・・・6ポイント
85%以上・・・4ポイント
80%以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減
15%以上・・・10ポイント
13%以上・・・8ポイント
10%以上・・・6ポイント
8%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施主体計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別添の事業実施主体計画を添付すること。
 - 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
 2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
 3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
 5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙1第3の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙1第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善 目標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

**産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【推進事業】**

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1のIの1の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 （〇〇年）	目標値 （〇〇年）	増減又は 割合		

（注）別記1別紙1のIの4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア G A P・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合 計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立			
費 目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 目			
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費 目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費 目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費 目			

カ	輸出対応型産地の育成			
	費 目			
(4)	農業用機械等の導入及びリース導入			
	費 目			
(5)	効果増進・検証事業			
ア	計画策定及び効果検証の取組			
	費 目			
イ	技術等の実証の取組			
	費 目			
(6)	その他事業の目的を達成するために必要な取組			
	費 目			
合 計				

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、別記1別紙1の別表1－1に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

（1）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

① 労働力調整体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

（2）生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積	(延べ面積)	取組内容	備考

※ (延べ面積) は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

- 添付書類
1. 契約内容確認書 (別紙様式第1号別添3-1)
 2. 事業の取組内容 (別紙様式第1号別添3-2)
 3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

契約内容確認書

採択年度 （契約年度）		
対象品目名		
契約期間（注 1）		
契約方法（注 1）	数量契約（t）	面積契約（ha）
	〇〇.〇	〇〇.〇
加工形態（注 2）		
備考（注 3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年月日

住所
出荷者名

年月日

住所
（注 4）中間事業者名

年月日

住所
実需者名

- （注） 1 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
- 2 （注 1）については、契約期間が 1 年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
- 3 （注 2）については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
- 4 （注 3）については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
- 5 （注 4）については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3－2

1 対象契約の計画

		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
契約者名				
契約期間				
数量契約 の場合	契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
	※契約数量のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
面積契約 の場合	契約面積 (ha)			
	※契約面積のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			

単収	kg/10a

- (注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）の該当する方を記載する。
2. 数量契約の場合、換算面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）は契約数量から、単収で除して記載する。
3. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。
4. ※の欄は、対象期間の設定されている品目のみ記載すること。

2 事業内容 実施期間（○年度～○年度）

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の取組

対策項目	取組内容	取組面積 (ha)	
		1 年目	2 年目
① 専用ほ場の設定		3 年目	
② 生産コストの 低減・省力化		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
③ 流通コストの 低減		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
④ トレーサビリ ティシステム の導入		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
⑤ 実需者ニーズ に即した生産 ・出荷		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
⑥ 出荷量の安定		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	

（注）1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

イ 作柄安定の取組

対策項目	1 年目		2 年目		3 年目	
	取組内容	面積	取組内容	面積	取組内容	面積
① 土層改良・排水対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
② 病害虫防除・連作障害 回避対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
③ 地温安定・保水・ 風害対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
④ 土壌改良資材施用						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
取組面積 （実面積）	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	

（注）1 1つの対策項目において、複数回の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

2 取組面積（実面積）は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添4

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	導入時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式第1号（新市場対応）別添5

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・地域名		対象品目名	

② 輸出拡大に当たっての課題

※ ①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

※ 課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添6

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 （有の場合：能力・取得年月 ・台数など）				
購入価格（税抜き）		[1]	(円)		
うちオプション分（税抜き）			(円)		
購入価格（税込み）		[2]	(円)		
購入費助成申請額		[3]	(円)		
購入物件保管場所					
備考					

注1：「購入価格（税抜き）」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入してください。

注2：「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注3：「備考」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を記入してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費 (円)	うち助成金申請額(円)	備考
具体的内容 (資材の名称等を 具体的内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価			
合計					

注： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定（導入する農業用機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※ 1）	年月	～	年月	（月）	備 考
	リース借受日から〇年 間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き） ①		（円）				
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き） ②		（円）				
リ ー ス 料 助 成 申 請 額 ③		（円）				
リ ー ス 諸 費 用 （ 消 費 税 抜 き ） ④		（円）				
消 費 税 ⑤		（円）				
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ① － ② － ③ ＋ ④ ＋ ⑤		（円）				
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式の口印にレ点を記入すること）。						
☐ I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 						

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し、規模決定根拠、その他地方農政局長等が必要と認める資料等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

6. 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
 （令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
 Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

8. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施	対象	実証等	実証等	実証等の	事業内容 (実証リース機械 (能力、台数)等)	総事業費				備考
	主体名						(円)	国費	自己資金	その他	
		作物名	の規模	の目的	実施場所						
計											
計											
合計											

（注1）「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の○の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

（注2）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

**産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【整備事業】**

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (○年度)		目標 (○年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、 検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	○市 ○町 ○村 番地	m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、 規格、能力等)	現状	取組後					
			(○年度)	事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	0%	kg	%	kg	%

- (注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
- (注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状				取組後											
(○年度)				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

- (注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所整備点検の実施者

- (注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を 活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

- (注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
- (注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
- (注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他			

- (注1) 設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。
- (注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総 事 業 費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備 考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m等 (上限事業費) 千円／ha,t,m等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1 年 目 (○年度)	2 年 目 (○年度)	3 年 目 (○年度)	4 年 目 (○年度)	5 年 目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はⅠからⅢまでのとおりとする。

- Ⅰ 果樹
- Ⅱ 茶
- Ⅲ 花き

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壌土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組

(4) 技術実証・展示

安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る取組

(5) 品目等転換検討・調査

より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組

(6) 伐採・抜根・整地

永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組

(8) 植栽

果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組

(9) 未収益支援

果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組

(11) 推進事務

第2の1のⅠ及びⅡの事業において、事業実施主体（第2の1のⅠの事業においては、第2の1のⅠの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のⅠ及びⅡの事業にあつては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びⅠからⅢまでに定める通りとする。

ただし、果樹に係る事業にあつては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあつては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

(1) ほ場条件整備 1／2以内

(2) 設備導入 1／2以内

(3) 品質向上 1／2以内

(4) 技術実証・展示 定額、1／2以内

(5) 品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。ただし1経営体当たり上限20万円とする。）

(6) 伐採・抜根・整地 1／2以内

(7) 栽培環境整備 定額（転換面積10aあたり30万円以内）

(8) 植栽 1／2以内

(9) 未収益支援 定額

(10) 研修の開催等 定額

(11) 推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のⅠの事業については農産局において、第2の1のⅡ及びⅢの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポ

イントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のⅠの事業については応募者に対して、第2の1のⅡ及びⅢの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のⅠにあつては農産局長、第2の1のⅡ及びⅢにあつては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- (3) 第2の1のⅡ及びⅢの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること。

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間

に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 農産局長等は、(1)のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の(6)に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。
 - (1) 農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。
 - (3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。
 - (4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。
 - (5) 改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

- 1 管理運営
支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。
- 2 指導監督
事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。
- 3 事業名等の表示
支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	- 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休

			暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要の原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	転換等助	・生産者が転換先品目を導入す	

	成費	るために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	
	設備設置費	以下の設備の設置に直接必要な経費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合

		部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあつては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント

有効性 【目的・目標の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準		評価項目	配分基準	ポイント
茶に対する知見		・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
成果 目 標 に 関 する 基 準	Ⅱの第4の(1)のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100%	5
			95%以上	4
			90%以上	3
			85%以上	2
			80%以上	1
			80%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のイ	産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上	5
			16%以上	4
			14%以上	3
			12%以上	2
			10%以上	1
			10%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のウ	生産量又は販売額の増加割合	20%以上	5
			18%以上	4
			16%以上	3
			14%以上	2
12%以上			1	
12%未満			0	
Ⅱの第4の(1)のエ	有機栽培面積の割合	28%以上	5	
		26%以上	4	
		24%以上	3	
		22%以上	2	
		20%以上	1	
		20%未満	0	

	Ⅱの第4の(1)のオ	輸向け栽培面積の割合	28%以上	5
			26%以上	4
			24%以上	3
			22%以上	2
			20%以上	1
			20%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	18%以上	5
			16%以上	4
			14%以上	3
			12%以上	2
			10%以上	1
			10%未満	0

(3) 花き

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準 (Ⅳの第8の1)	転換元品目から転換先品目への転換面積 ※転換先面積の品目が複数の場合は、各品目の合計の面積とする。	140a以上	5
		115a以上	4
		90a以上	3
		65a以上	2
		40a以上	1
		40a未満	0
転換先品目に関する需要 状況等	・転換先品目の需要を把握しているか。 ・転換面積と需要見込み量が整合していると認められるか。 ・転換先品目の需要が輸出拡大又は新たな用途などの国内の既存生産者と競合しない需要か。 ・転換先品目について継続的な需要確保が見込まれるか。 ・協議会の場合は実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）が構成員となっている、協議会以外の場合は実需者と連携し事業を実施する体制となっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。
- (3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。
- (4) 必要な報告の聴取又は調査
事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- (5) 事業の円滑な推進
事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。
 - ア 推進・指導
事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務
 - イ 交付事務
申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等
 - ウ 実施確認
事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認
 - エ その他必要となる取組
アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。
ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。
- (2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。
 - ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手續については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。
 - イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。
なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。
 - ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手續については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際

の事務手続に準じるものとする。

- (3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験(以下「技術の実証」という。)の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

- (4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあつては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(6)に限る。また、2(3)の場合にあつては、支援対象者を設定しないものとする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた者
- (2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた担い手等(目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)
- (4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)
- (5) 生産出荷団体(別紙2の第2の1(4)に定める取組に限る。)
- (6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計

画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証とし、その補助率は1/2とする。
- (2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。）や、省力的植栽（園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整理して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。）、優良品目・品種の植栽とする。
- (3) 別紙2の第2の1の（9）の未収益支援の補助率は、10a 当たり 22 万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち（4）以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。
- (2) 別紙2の第2の1（8）及び（9）に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。
転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。
- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。
ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること
イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること

- ウ 災害防止設備又は病害低減設備の導入により、対象となる災害又は病害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること
- エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること
- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。
- ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2a以上
- イ 別紙2の第2の1(1)及び(2)に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2a）以上
- ウ 別紙2の第2の1(4)に定める取組：おおむね200a（ただし、別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2a）以上
- (5) ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
- また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。
- (6) ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

- (1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 果樹先導的取組支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第6 推進指導体制等

(1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

ア 担い手への園地の集積状況

イ 振興品目の生産状況

ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況

エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況

オ 農業共済及び収入保険の加入状況

カ G A P の取組状況

キ 革新計画（令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又は令和2年度及び令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画）の策定の有無

ク 輸出の取組状況

ケ 水田活用の取組状況

コ 労働生産性向上の取組状況

(2) (1)に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1)に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上

位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の（1）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に報告するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 補助金の支払い

事業実施主体は、3の（1）及び（2）により報告された場合には、第2の1（2）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2（4）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 その他

- 1 支援対象者等は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。
- 2 本事業の手続きに係る様式は、別紙参考様式を例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めることができるものとする。

Ⅱ 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下（１）に掲げる者とし、（２）の全ての要件を満たすものとする。

（１）ア 農業者の組織する団体

イ 公社

ウ 協議会

（２）ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

なお、（１）のア及びウにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

第3 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

(1) 設備導入(別紙2の第2の1(2))については、以下に定めるところによるものとする。

ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。

エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) 品質向上(別紙2の第2の1(3))については、以下のとおりとする。

ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ 輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がG F Pコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

(3) 技術実証・展示(別紙2の第2の1(4))については、以下のとおりとし、その補助率は1/2以内とする。

ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資するほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

(4) 植栽(別紙2の第2の1(8)。台切りを含む。)及び伐採・抜根・整地(別紙2の第2の1(6))とあわせ行う植栽(伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。)については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援(別紙2の第2の1(9))については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a 当たり単価
(ア) 植栽に伴う未収益支援①	141,000円

(イ) 植栽に伴う未収益支援② (第4の(6)のア(カ)を満たす場合に限る。)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後

(2) 受益面積が20a以上であること。

(3) 第3の1(1)に取り組む場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日

- 以上)をいう。以下同じ。)に65歳未満の者が含まれること。
- (5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のアからエまでのいずれかに該当すること。
- ア 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- イ 経営再開マスタープラン(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- ウ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に定める地域計画(以下「地域計画」という。)において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- エ 農地中間管理機構(農地主幹管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。
- (6) 第3の1(2)及び(4)に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。
- ア 支援の対象となる生産者
- 事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ(荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。)に参画している者でなければならない。
- (ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20a以上であること。
- (イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。
- (ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdまでのいずれかに該当すること。
- a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- b 経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- c 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。
- (エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
- (オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合

- にあつては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- (カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。
- a 40a以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと。
 - b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。
 - (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施
- イ 支援の対象となる茶園
- 支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。
- (ア) 第3の1(2)に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。
 - (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。
 - (エ) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
 - (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
 - (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く）に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (7) 受益農業従事者が5名以上であること。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4の(6)イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地を確認する。

(2) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア 事業の取組が確実に実施されたこと。

イ 実際の支援対象面積

ウ 植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

エ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。

オ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。

カ 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。

キ 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。

(3) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(5) 確認業務の委託

事業実施主体は、(1) 及び (2) に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア 法人格を有していること。

イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第4の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継

続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合
- (2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

Ⅲ 花き

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、人々の生活様式の変化が定着する中で、花きの需要は葬儀やイベントなどの業務用が大きく減少し、個人・家庭向けの需要等が増加するなど、実需者から求められる用途や品目等が急激に変化している。

このような状況の中、花き産地の中には急激な需要変化に対応できず、供給過多あるいは供給不足といった品目が発生しており、産地の生産品目を現在の需要動向に適応したものとするとともに、実需から需要の高い品目の生産拡大、安定供給が課題となっている。

また、我が国の切り花等の輸出が増加傾向にある中、輸出先国で需要がある品目の供給が追いつかず、輸出拡大の機会を逃している、あるいは我が国への外国産品の輸入が減少し、国産品を求める実需者の声があるにもかかわらず、当該品目を供給できず、国内シェアの奪還の好機を逸しているといった事態も見られる。

このような課題に対応し、我が国の花きの国際競争力の強化、産地の維持及び発展を図るためには、需要変化によって需要回復が見込まれない花き品目（以下「転換元品目」という。）から需要がある品目、品種（以下「転換先品目」という。）への産地の作付の転換を速やかに行い、実需者が求める品目等の安定供給が可能な生産体制を早期に構築することが必要である。

このため、国内外の需要変化に対応し、マーケットインの発想で需要がある品目等への転換を行い、生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組を支援する。

第2 事業実施主体

（1）本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア （2）の要件を満たす協議会

イ 農業協同組合連合会又は農業協同組合

ウ 生産者団体（構成員に事業対象品目の生産者を5戸以上含み、本事業の取組を実施できる体制を有するとともに法人格を有する団体）

（2）協議会の要件は次のとおりとする。

ア 本事業を活用し品目等転換の取組を行う意向がある5戸以上の生産者又は生産者団体、農業関係団体、都道府県、市町村、実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）、試験研究機関など本取組の実施に必要な関係者が参画しており、このうち5戸以上の生産者又は生産者団体が必ず含まれていること。

イ 協議会の構成員の中から本事業の実施及び補助金の会計処理等を適正に行う能力及び体制を有する者又は団体が協議会事務局として選定されていること。

ウ 協議会事務局が補助金交付等に関する全ての手続等を行うこと。

エ 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。

オ 事業に関する会計手続等について、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 品目等転換の取組を円滑に行うため、事業実施主体は、転換先品目についての需要を有する実需者との連携体制の構築に努めるものとする。

第3 事業の内容

第2の事業実施主体が行う、別紙2の第2の1に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要となる取組とする。

各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものに限るものとする。

(1) 設備導入（別紙2の第2の1（2））については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。

(2) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。

(3) 伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））については、花木に限るものとする。

(4) 栽培環境整備（別紙2の第2の1（7））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となること。

(2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。

(3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

(1) 優先順位の高い取組

- ア 転換先品目の需要を把握している取組
- イ 転換先品目の需要見込みと転換面積が整合していると認められる取組
- ウ 輸出向けの品目への転換等、新規需要に対応する取組
- エ 協議会の構成員に実需者が含まれるなど実需者との連携を確保している取組
- オ 転換先品目について、継続的な需要確保が見込まれている取組

(2) 転換先品目等の調整

複数の協議会から同一の品目への転換が多数要望された場合にあっては、農産局長は転換先品目の需要の規模や他産地への影響等について確認するため、必要に応じヒアリングを行い、調整等を行うことができる。

第6 事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、品目等転換を行うに当たり転換先品目に明確な需要（実需者からの取扱要望等）があることを調査等により把握するほか、事業実施地区及び近隣産地の転換先品目生産者への影響を分析し、他の転換先品目生産者への悪影響が生じないように配慮するものとする。
また、品目等転換の方針や内容について必要に応じ、関係取引先や都道府県、市町村、農業団体等の意見を聞くものとする。
- 2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業による品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 転換先品目の選定に当たっては、転換先品目の需要が一過性のものであり短期で消失する可能性がないかなど需要の継続性を考慮するものとする。
- 4 転換先品目については、する事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5 事業実施主体は、事業評価が終了後も転換先品目の生産の継続に努めるものとする。なお、事業実施後の需要変化等により転換先品目の継続が困難あるいは別の品目へ転換した方が生産者の所得向上に資するなど合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 6 本事業で導入する生産資材等の選定に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象とすることがないように、公正かつ合理的に選定を行うこととする。
- 7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施又は AGMIRU の活用等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

別紙様式第1号

(事業実施主体→農林水産省農産局長^{注1})

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{注1} 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{注2}を添えて協議します。

注 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内 容 (手法、時期、 対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する 経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度 （自己評価）	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. ほ場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備 ※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

8. 植栽（区分欄には樹形または取組内容を記載） ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

9. 未収益支援 ※果樹・茶のみ

区分	対象面積

10. 研修の開催等

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

1 1. 推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

第3 事業実施経費

事業内容	金額（円）	うち国庫補助金（円）	備考（経費の必要性等）
果樹・茶・花きの安定供給体制確保			
1 防災設備・ほ場条件整備			
費 目			
費 目			
2 設備導入			
費 目			
費 目			
3 品質向上の取組			
費 目			
費 目			
4 技術実証・展示			
費 目			
費 目			
5 品目等転換検討・調査			
費 目			
費 目			

6	伐採・抜根・整地			
	費 目			
	費 目			
7	栽培環境整備 ※品目転換時のみ			
	費 目			
	費 目			
8	植栽 ※果樹・茶のみ			
	費 目			
	費 目			
9	未収益支援 ※果樹・茶のみ			
	費 目			
	費 目			
10	研修の開催等			
	費 目			
	費 目			
11	推進事務			
	費 目			
	費 目			
合 計				

注1：単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。

注2：「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2別表1に掲げる費目を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）

1 事業効果

事業成果	成果の活用方法、波及効果等

※想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

2 事業成果の公表

取組項目	事業成果	公表時期	公表方法	備 考

3 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること。

※ 提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2（3）（6）（8）（9）のいずれかに取り組む場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度

計画期間 ~ 年度

GFPコミュニティサ
イトへの登録

区域名

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶業生産の現状と課題

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3 地域で生産する茶の需要の見込み

4 地域の茶業の展開方向

5 地域における改植等の実施時期

植栽	～
伐採・抜根・整地	～
棚施設を利用した栽培法への転換	～
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	～
有機栽培への転換	～
輸出向け栽培体系への転換	～

6 関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

※参集範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

7 産地が推奨する茶品種

※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

8 その他必要な事項

(参考) 地域における植栽等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分		現状	3年後	備考
地区全域の茶園面積				
	うち 樹齢30年以上			
	樹齢30年未満25年以上			
	樹齢25年未満20年以上			
	樹齢20年未満10年以上			
	樹齢10年未満			
	うち 有機栽培認証取得茶園			
	うち 棚栽培実施茶園			
	うち てん茶生産茶園			
	うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

注1：事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。

注2：集計がない、又は集計できない場合には備考欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を備考欄に明記すること。

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表

茶生産者グループ	実施農家数(戸)	茶園面積(㎡) 注1	未収益支援②の場合の課題解決への取組 (注2(イ)から2つ選択)	実施面積(㎡)													事業費(円)										年度内事業実施の確実性 注3	農地中間管理機構との連携の有無 注4	地域計画等における位置付け 注5			
				植栽に伴う未収益支援①	うち現在栽培されている品種と異なる品種を植栽する面積計	植栽に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	うち産地推奨品種に改植する面積計	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出处栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農業分析	合計	植栽に伴う未収益支援①	植栽に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出处栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農業分析				合計	除税額	国庫補助金額
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
														0											0		0					
計	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1: 茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。

注2: 本別紙のⅡの第4の(6)(カ)の規定に従い、植栽に伴う未収益支援②の場合は、以下の取組を行うこと

(ア) 40アール以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと

(イ) 次の①～⑤の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

① 輸出に向けた残留農業基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施

② 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

③ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

④ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

⑤ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注3: 年度内事業実施の確実性の記入については、生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。

注4: 農地中間管理機構との連携の有無の確認欄については、当該年度までに農地中間管理事業により支援対象者への貸し付けが確実に見込まれる茶園において茶の植栽等を実施する取組が行われる場合に○を記入する。

[illegible]

注4.仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には除税額を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「舍税額」とそれぞれ記入すること。

注5.生産者グループの数に応じて、適宜上記の表を追加して記入する。なお、事業実施主体ごとに、各生産者グループの計画産額等を合計し、以下の2項目について要件を満たすか確認すること。

項目	計画	異なる品種への転換	判定	実績	最終判定
支援対象面積の確認(全支援面積)	取組面積2000㎡以上	㎡		㎡	
	茶園面積の1割以上	㎡		㎡	
植栽に伴う未収益支援②の場合	異なる品種への転換面積4000㎡以上	㎡	㎡	㎡	
	異なる品種への転換面積の合計が植栽実施面積の1割以上	㎡		㎡	

別紙様式第1号-2-3 事業実施計画書（花き）

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1 取組実施の背景・産地の課題

2 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

3 本事業の実施により見込まれる（発現した）効果

4 本事業の取組計画

ア 技術実証・展示ほ設置計画（結果）

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 実証試験等の実施

実施時期	実施場所及び実施面積	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

③ マニュアル等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

イ 栽培環境整備計画（結果）

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 栽培環境整備の内容

実施時期	転換先品目の需要見込み （数量又は面積）	事業費の内訳	備考

添付書類 注1：事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委託契約書の案

注2：設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等

注3：事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

施行注意: 茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第3号

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施状況報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第4号

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1-1号別添1に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)の入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のⅡの第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇〇号 交付決定

注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入す。

注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)

注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。

注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))
		担い手 ・ その他	ア・イ・ウ

注1: 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
注2: 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地 番号	園地の 所在地	転換元(現況)		転換先		事業内容	計画面積 (受益面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
		品目	(品種名)	品目	(品種名)									
1			()	()	優良品目・品種 への転換	(改植)	m		円	円				
						(新植)	m		円	円				
						(高接)	m		円	円				
					改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	災害防止設備の設置 ()	m		円	円				
						安定生産に資する設備の設置 ()	m		円	円				
						ほ場条件の整備 ()	m		円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	m		円	円				
						病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	m		円	円				
											円			
2			()	()	優良品目・品種 への転換	(改植)	m		円	円				
						(新植)	m		円	円				
						(高接)	m		円	円				
					改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	災害防止設備の設置 ()	m		円	円				
						安定生産に資する設備の設置 ()	m		円	円				
						ほ場条件の整備 ()	m		円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	m		円	円				
						病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	m		円	円				
											円			

合	計			事業実施園地数	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
		優良品目・品種への 転換	(改植)	[園地]	m	円	円
			(新植)	[園地]	m	円	円
			(高接)	[園地]	m	円	円
		未収益期間の栽培管理		[園地]	m	円	円
		災害防止設備の設置		[園地]	m	円	円
		安定生産に資する設備の設置		[園地]	m	円	円
		ほ場条件の整備		[園地]	m	円	円
		省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示		[園地]	m	円	円
		病害低減設備の設置		[園地]	m	円	円
							円

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。
「改植」は別紙2第2の1(6)、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植、新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。))を減じた年数。)及び助成単価55円/mを乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地 番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の 所有者	特例 農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先 (担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。

注5: 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会（生産出荷団体、市町村）の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

(支援対象者→事業実施者)

別紙参考様式第2号 ○○年度果樹先導的取組支援事業実施計画（兼実績報告）

(事業実施者→事業実施主体（本要綱Ⅰの第2の2（3）の場合）)

都道府県名

I 実証実施者（支援対象者等）

団体名	所在地

II 大規模実証の内容

III 実証園地の概要

個別 番号	園地 番号	園地の所在地	品目	品種名	圃場面積 (㎡)	補助対象とする内容		事業費 (円)	うち消費費 税相当額 (円)	補助金 (円)	補助率	事業実施期間		園地管理者 の課税区分	備考欄
												事業 着手 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日		
						資材名	規格								
計															

※ 園地番号は 1-①、1-② 等の枝番で処理しても可。

- 添付資料
- (1) 別添 1
 - (2) 事業実施園の配置図
 - (3) 見積書（契約書）等

別添 1（別紙参考様式第 2 号）

第 1 事業計画総括表

都道府県名：
支援対象者等名：
大規模実証の内容：

条件設定	圃場面積（㎡）	事業費（円）	消費税相当額（円）	補助金（円）	備考
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
合計					
事業の実施要件（受益面積がおおむね200a以上）を満たしている場合○を記入	○				

注 1：条件設定の欄には、第 2 の 4 のイに記載した整理番号を記入すること。
注 2：消費税相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」）を記入すること。

第 2 事業の実施方針

1 地域の農業生産の概要

2 事業実施の必要性及び目的

（現在の状況について、問題点・課題を含めて記入すること。）

3 実証成果の公表

目標年度	令和 年度
(実証の成果の公表時期および公表の形式について具体的に記入すること。)	

※ 実証成果の公表は、事業実施年度の翌年度までに実施すること。

4 実証の内容

ア 事業実施期間

	年月日
事業着手開始予定	
事業完了予定	

イ 条件設定

整理番号	実証条件	資材の種類	資材名	その他	備考欄
(1)	例) かん水施設	例) 透過性シート	例) タイベックシート		
(2)					
(3)					
(4)					

※ 実証の条件設定について具体的に記載すること。

ウ 調査項目

整理番号	収量（出荷量）	糖度及び酸度	等階級（ブランド率等）	作業性	受益面積（㎡）	備考欄
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

- 注1: 調査項目は、実証に必要な項目を適宜記載すること。
 注2: 評価報告時に、イの条件設定の整理番号に対応する各項目の結果を記載すること。
 注3: 受益面積は5の記載内容と対応させること。

5 実証園地の概要

園地 番号	実証試験参加 者の氏名	品目	品種名	条件設定の 整理番号	圃場面積 (㎡)	補助対象とする内容（資 材名）	事業費 (円)	うち消費税 相当額（円）	補助金 (円)	園地管理者の 課税区分	備考
1											
2											
3											
小		計									
4											
5											
6											
小		計									
7											
8											
9											
小		計									
合 計				(1)の合計							
				(2)の合計							
				(3)の合計							
				(4)の合計							
				総計							

注1: 園地番号は「別紙参考様式2号」と対応させること。

注2: 園地管理者の課税区分は、当該園地を管理する農業者が「免税業者」、「簡易課税業者」、「一般課税業者」のいずれに該当するかを記載すること。

第3 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書（契約書）等
- (3) 事業（調査）実施のスキーム図
- (4) その他、事業実施主体の求めに応じて必要な書類を提出すること。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿

(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の(変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

※別添書類として、次の写しを添付する。

(技術の実証の取組を実施しない場合は、5を除く)

(技術の実証の取組のみ実施する場合は、2、3及び4を除く)

- 1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考記様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))
- 2 支援対象者の住所地を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 都道府県果樹農業振興計画

別紙参考様式第 4 号

(支援対象者→事業実施者)

(事業実施者→事業実施主体 (本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合))

(支援対象者が直接提出する場合)

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会

理事長 殿

(本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合) は事業実施主体)

住所

氏名

果樹先導的取組支援事業補助金 (変更) 交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて (変更) 申請します。

※別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (別紙参考様式第 1 号又は別紙参考様式第 2 号 (技術の実証の取組)) の写しを添付する。

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表

殿

住所
社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会
理事長

果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて（変更）申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する
権限の委任を証する書面 ……別添 1
- 2 支援対象者別の果樹先導的取組支援事業補助金（変更）明細書……別添 2

注 1：農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。

注 2：別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画（別紙参考様式第 1 号又は別紙参考様式第 2 号（技術の実証の取組））の写しを添付する。

年 月 日

委任状

住所
氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく果樹先導的取組支援事業補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任します。

（委任者一覧）

番号	住所	氏名

別添 2 (別紙参考様式第 5 号関係)

果樹先導的取組支援事業補助金(變更)明細書

[illegible]

注1:「改植」は別紙2第2の1(6)、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とする。
注2:計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会

理事長 殿

(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))

(本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合)は事業実施主体)

住所

〇〇〇生産出荷組合

代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のI第7の3、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

注1: 別添書類として以下のものの写しを添付する。

(1) 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

(別紙参考記様式第1号)

(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))

(2) 果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

注2: 果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I 麦・大豆機械導入対策
- II 麦・大豆生産・加工施設整備対策
- III 麦・大豆ストックセンター整備対策

第3 対象となる作物

麦（小麦、大麦及びはだか麦に限り、種子用を含む。）及び大豆（種子用を含む。）とする。

第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の（1）の採択要件欄のウ及びIIの3の（1）の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4の（1）のウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

第5 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産

が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第6 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

I 麦・大豆機械導入対策

第1 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の者とし、以下に定める基準を満たすこととする。
 - (1) 農業者の組織する団体
 - (2) 地域農業再生協議会
 - (3) 都道府県
 - (4) 市町村
 - (5) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
 - ① 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - ② 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 3 第1の1の(2)については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。
- 4 第1の1の(5)の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 地方公共団体が出資している農業研究機関
 - (2) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- 5 第1の1の事業実施主体のほか、事業実施主体の農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が策定する国産化プラン及び事業実施計画書（以下「事業計画」という。）に取組の中心的な農業者等（以下「事業実施者」という。）として位置付けられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者は本事業に取り組むことができるものとする。

なお、民間事業者とは、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準

は適用しないものとする。

- (1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。
 - (2) 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
 - (3) 農業機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。
 - ア 専ら、麦・大豆の生産に使用するものであること。
 - イ 導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
 - ウ 乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。
 - (4) トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（同時に導入する農業機械に設置するものを除く。）等、麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 2 補助率は、機械・施設の導入費用の1/2以内とする。リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内とする。

第3 成果目標等

1 成果目標の基準

成果目標の基準は、別表に定めるとおりとする。

2 目標年度

麦の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々々年度、大豆の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度とする。

第4 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

- (1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模について

は、事業実施に必要最小限なものであること。

- (2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- (3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (6) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施者（事業実施者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (7) 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
- (8) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

- (1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、本要綱別記様式第10号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

$$\text{事業実施主体等負担（事業費－補助金）} \div \text{当該機械等の耐用年数} \\ + \text{年間管理費}$$

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

$$\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ \times \text{助成率（1／2以内）}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率（1／2以内）}$$

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定するこ

とができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第1の2の③の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦・大豆の生産拡大に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第6 事業実施の手続

1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅰ－1号により、事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅰ－2号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業計画を添付するものとする。

2 事業計画の審査基準等

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体が第1の基準を満たしていること。
 - イ 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - ウ 第3の1の成果目標の基準を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
 - オ 第4に掲げる留意事項を全て満たしていること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
 - (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別添の採択基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
 - (3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。
- 4 事業計画について、成果目標の変更に係る手続は、1に準じて行うものとする。

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体等が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかに

なったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別紙様式第Ⅰ－4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅰ－5号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第Ⅰ－6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の8月末日まで別紙様式第Ⅰ－7号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行っ

てから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別紙様式第Ⅰ－8号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第10 その他事業実施主体及び事業実施者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

別添

麦・大豆機械導入対策の採択基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業計画の成果目標等に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、予算の範囲内で別表に掲げる成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。
b	次の1又は2の区分Aから成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。なお、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）別表1の1から3までに取り組むに当たり選択した成果目標は選択できないものとする。
c	区分Bに該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。
d	現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。
e	水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。
f	事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。 ・選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合 ・成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント

	8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
⑤ 団地化面積の向上 （現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可）	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より 4 ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より 5 ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より 2 %以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8 %以上・・・8ポイント 6 %以上・・・6ポイント 4 %以上・・・4ポイント 2 %以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より 3 %以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9 %以上・・・8ポイント 7 %以上・・・6ポイント 5 %以上・・・4ポイント 3 %以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大 2 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2 ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2 ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2 ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2 ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2 ポイント ⑥ 水稻裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2 ポイント ⑦ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下この表において「基盤強化法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和 5 年度及び 6 年度中に限り、協議の場合（基盤強化法第 18 条に規定する協議の場合をいう。）を設置し、少なくとも 1 回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2 ポイント		

(2) 大豆生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限る)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント

	選択可)	3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 (ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。		

	④ 3年以上の複数年契約の締結する場合・・・2ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑥ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント ⑦ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場合（基盤強化法第18条に規定する協議の場合をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント

2 畑地

（1）小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	② 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	③ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

	④ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より 4 ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より 5 ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より 2 %以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8 %以上・・・8ポイント 6 %以上・・・6ポイント 4 %以上・・・4ポイント 2 %以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より 3 %以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9 %以上・・・8ポイント 7 %以上・・・6ポイント 5 %以上・・・4ポイント 3 %以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大 2 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2 ポイント ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2 ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ③ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2 ポイント ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2 ポイント ⑤ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2 ポイント ⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下この表において「基盤強化法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和 5 年度及び 6 年度中に限り、協議の場合（基盤強化法第 18 条に規定する協議の場合をいう。）を設置し、少なくとも 1 回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2 ポイント		

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	④ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

	⑤ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ③ 3年以上の複数年契約の締結する場合・・・2ポイント ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント ⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント		

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より 2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8 %以上・・・・・・・・12ポイント 6 %以上・・・・・・・・9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・6 ポイント 2 %以上・・・・・・・・3 ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状（直近 5 中 3）の値と比べて 2 ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・15ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が 2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8 %以上・・・・・・・・12ポイント 6 %以上・・・・・・・・9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・6 ポイント 2 %以上・・・・・・・・3 ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状（直近 5 中 3）の値と比べて 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・15ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状（直近 5 中 3）より 2 ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント

⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加	他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近５中３）の値と比べて１ポイント以上増加。 ５ポイント以上・・・・・・・・・・１５ポイント ４ポイント以上・・・・・・・・・・１２ポイント ３ポイント以上・・・・・・・・・・９ポイント ２ポイント以上・・・・・・・・・・６ポイント １ポイント以上・・・・・・・・・・３ポイント

Ⅱ 麦・大豆生産・加工施設整備対策

第1 事業の内容等

1 補助対象となる施設の範囲

本要綱別表1のⅡの3の(1)のアに掲げる施設とする。

2 事業実施主体

(1) 本要綱別表1のⅡの3の(1)のアの事業実施主体は以下のとおりとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体

エ 食品製造事業者

ただし、麦・大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な農産物処理加工施設を整備する場合に限るものとする。

オ コンソーシアム

(2) (1)のウの農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合にあっては、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

イ 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

(3) (1)のエの食品製造事業者が事業実施主体となる場合にあっては、事業開始前年と比較して、事業対象とする作物の国産の使用量が増加すること。

(4) (1)のオのコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

(ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

(イ) 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 対象地域

主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

4 補助率

補助率は、本要綱別表 1 のⅡの 3 の (1) の補助率欄に定めるとおりとする。

5 補助対象経費等

補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の 2 分の 1 以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 のⅠの第 5 を準用するものとする。

6 上限事業費

施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

7 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は 15 億円とする。

ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合にあっては、事業実施計画当たりの上限要望額を 5 億円とする。

8 施設の補助対象基準

整備する施設については、別添 1 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

9 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

10 採択基準

(1) 農産局長は、予算の範囲内で別添 2 の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

(2) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添2により算出したポイントの合計が16ポイント以上の事業計画を採択するものとする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、80%を下限とする範囲内で採択できるものとする。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。

(5) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

11 整備事業の実施に係る留意点

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(3) 事業実施主体は、事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ただし、食品製造事業者が整備する農産物処理加工施設については除く。

(4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、産地全体の生産拡大又は国産麦・大豆の利用拡大に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木

- 材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- (6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
- (7) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。
 - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- (8) 次に掲げるものは、助成の対象外とする。
- ア 施設の附帯施設のみの整備
 - イ 施設用地の整地や改良などの整備
 - ウ 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - エ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - オ 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
 - カ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (9) 施設的能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (10) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当

たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (11) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- (12) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - ウ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (13) 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、国産水準GAPガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。

- (14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設並びに農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (15) 本事業で整備する施設等は、原則、国産化プランの対象区域内で生産される原材料を使用し、かつ、本事業で整備する施設等が所在する都道府県内で生産される原材料を全部又は一部使用することとする。
- (16) 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。
- (17) 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間におい

て加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第6に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し（以下「共済制度等加入資料」という。）を都道府県知事に提出するものとする。

- (18) 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

12 施設の管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者に対し、適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

第2 成果目標

1 成果目標の基準

本要綱別表1のⅡの3の(1)の採択要件欄のアの別記1別紙3に定める成果目標の基準は、別添2のとおりとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

第3 面積要件

本要綱別表1のⅡの3の(1)のアの事業における採択要件のうち面積要件は、共通3を準用するものとする。

第4 事業実施の手続

1 事業計画の作成及び協議

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅱ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅱ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

2 事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - イ 国産麦・大豆の生産拡大又は利用拡大に係る取組であること。
 - ウ 別添2の成果目標の基準を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添2の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅱ－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅱ－3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号－3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、

事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第5 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第6 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第Ⅱ－4号により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅱ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況報告の内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに別紙様式第Ⅱ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅱ－5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに

地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の1に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価し、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。
- 8 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

別添 1

麦・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

本要綱別表 1 のⅡの 3 の(1) のアの整備に係る補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
乾燥調製施設	・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	・製粉施設及びもみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国

	産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・製粉施設及びもみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・食品製造事業者が整備する場合、麦は加工施設のみを対象とする。 ・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。 ・加工施設等を覆うために必要な建築物を整備する場合にあっては、事業実施後において、Codex-HACCP水準の衛生管理を完全履行していることを客観的

	に証明するものとする。
加工施設	- 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 - 加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、燻蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	- 農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 「貯蔵施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、麦は含まないものとする。 - 大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆はこの限りではない。 - 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 - 病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	
貯蔵施設	
物流合理化施設	麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象と

	しない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設を整備することができるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	

別添 2

麦・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 メニューごとの達成すべき成果目標基準、ポイント等は次のとおりとする。

なお、達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ選択するものとする。

また、複数のメニューに関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つのメニューの達成すべき成果目標を1つずつ選択し、メニューごとのポイントを平均してポイントを算出するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
麦	1	・事業実施地区における単収が事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の事業実施地区の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 104.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 101.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	2	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・20ポイント 20%以上・・・・・・・・・・16ポイント 15%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	3	・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・20ポイント 6%以上・・・・・・・・・・16ポイント 5%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・10ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・8ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・6ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている麦生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
	4	・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・20ポイント 6%以上・・・・・・・・・・16ポイント 5%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・現状の10a当たり労働時間について都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・10ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・8ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・6ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている麦の労働時間削減に資する取組

			のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
大豆	5	・単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	6	・作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・8ポイント 25%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	7	・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・20ポイント 18%以上・・・・・・・・・・16ポイント 14%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
	8	・10a当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・20ポイント 13%以上・・・・・・・・・・16ポイント 11%以上・・・・・・・・・・12ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント
麦及び大豆	9	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造事業者の場合に限る）の国産の契約栽培比率（数量割合）が事業開始前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 45%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント
	10	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造事業者の場合に限る）の国産の使用割合が事業開始年	・当該加工施設における国産の使用割合が事業開始年

		合に限る。)の国産の使用割合(事業実施主体が取り扱う全量又は当該県産の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・20ポイント 28ポイント以上・・・16ポイント 26ポイント以上・・・12ポイント 24ポイント以上・・・8ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 又は ・事業実施主体(事業実施主体が食品製造事業者、かつ、現況の国産の使用比率が80%以上の場合に限る。)の国産の使用量が事業開始年前年と比較して2%以上増加。 10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント	前年と比較して58%以上。 70%以上・・・10ポイント 67%以上・・・8ポイント 64%以上・・・6ポイント 61%以上・・・4ポイント 58%以上・・・2ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産を使用している場合、国産の使用割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	11	・生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を2%以上削減。 10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント (※1) 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コストとする。	・生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。 10%以上下回る・・・10ポイント 6%以上下回る・・・8ポイント 2%以上下回る・・・6ポイント
	12	・販売額又は所得額(※)を2%以上増加。 10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント (※) 原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。 ただし、都道府県が地域としての高収益化(収益性の高い品目・品種(単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種)の面積拡大や、全国・地域段階で実需者(市場、食品事業者等)から求められている品目・品種及び用途(国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等)の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。	・販売額又は所得額(※)について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。 10%以上上回る・・・10ポイント 6%以上上回る・・・8ポイント 2%以上上回る・・・6ポイント
	13	・労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント	・労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。 10%以上上回る・・・10ポイント 6%以上上回る・・・8ポイント 2%以上上回る・・・6ポイント
麦及び大豆の種子	14	・事業の対象となる種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・20ポイント 16ポイント以上・・・16ポイント 12ポイント以上・・・12ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が	・当該地区の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・10ポイント 4年・・・8ポイント 3年・・・6ポイント 2年・・・4ポイント 1年・・・2ポイント

		90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント又は合格率が100% ・20ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	
	15	・事業の対象となる種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・20ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・16ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 又は、 ・事業の対象となる種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該地区の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・当該地区の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	16	・事業の対象となる種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・20ポイント 25%以上・・・・・・・・・・16ポイント 20%以上・・・・・・・・・・12ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該地区の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <麦> 6.0h未満・・・・・・・・・・10ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・8ポイント 7.0h未満・・・・・・・・・・6ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・4ポイント 8.0h未満・・・・・・・・・・2ポイント <大豆> 12h未満・・・・・・・・・・10ポイント 13h未満・・・・・・・・・・8ポイント 14h未満・・・・・・・・・・6ポイント 15h未満・・・・・・・・・・4ポイント 16h未満・・・・・・・・・・2ポイント
	17	・事業の対象となる種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・20ポイント 25%以上・・・・・・・・・・16ポイント 20%以上・・・・・・・・・・12ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該地区の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <麦> 45,000円未満・・・・・・・・・・10ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・8ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・6ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント <大豆> 35,000円未満・・・・・・・・・・10ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・8ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・6ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント
	18	・事業の対象となる種子の更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100% ・・・・・・・・・・20ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業の対象となる種子の更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5年・・・・・・・・・・10ポイント 4年・・・・・・・・・・8ポイント 3年・・・・・・・・・・6ポイント 2年・・・・・・・・・・4ポイント 1年・・・・・・・・・・2ポイント

	19	・事業の対象となる種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント	・事業の対象となる種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	20	・次の①から③までのうちいずれか1つの取組を選択する。 ①種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・20ポイント 8歳以上・・・16ポイント 6歳以上・・・12ポイント 4歳以上・・・8ポイント 2歳以上・・・4ポイント ②種子生産者を2名以上増加させる。 10名以上・・・20ポイント 8名以上・・・16ポイント 6名以上・・・12ポイント 4名以上・・・8ポイント 2名以上・・・4ポイント ③種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。 15ha以上・・・20ポイント 12ha以上・・・16ポイント 9ha以上・・・12ポイント 6ha以上・・・8ポイント 3ha以上・・・4ポイント	・次の①から④までのうちいずれか1つの取組を選択する。 ①種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・10ポイント 60歳未満・・・6ポイント 65歳未満・・・2ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・10ポイント 80%以上・・・6ポイント 70%以上・・・2ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3県以上・・・10ポイント 2県以上・・・6ポイント 1県以上・・・2ポイント ④種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。 9ポイント以上・・・10ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	21	・事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収よりおおむね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・20ポイント 12ポイント以上・・・16ポイント 9ポイント以上・・・12ポイント 6ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント	・現状の事業実施地区における多収品種の作付面積の割合が3%以上 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	22	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・20ポイント 4ポイント以上・・・16ポイント 3ポイント以上・・・12ポイント 2ポイント以上・・・8ポイント 1ポイント以上・・・4ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・10ポイント 4%以上・・・8ポイント 3%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント
	23	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果複数年契約を結んでいる割合が100% ・・・20ポイント 25ポイント以上・・・16ポイント 20ポイント以上・・・12ポイント 15ポイント以上・・・8ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント

2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目（小麦、大豆）	準重点品目（二条大麦、六条大麦、はだか麦）

10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

第1 事業実施主体

本要綱別表1のⅡの3の(1)のイの事業実施主体は、コンソーシアム又は農業者の組織する団体とし、次に定める基準を満たすこととする。

1 コンソーシアムが事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(6)までに定める基準を満たすこと。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。
このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。
- (2) スtockセンター及びその附帯設備並びにストックセンターの整備と一体的に整備される処理加工施設又は乾燥調製施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。
- (3) スtockセンター等の利用料金を設定する場合は、原則として、ストックセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。
- (4) 代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、(4)に掲げる各手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(4)までに定める基準を満たすこと。

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (2) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

第2 事業対象

国産の麦及び大豆のストックセンター等とする。

第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－１号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の配分基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む５年間で設定する。

第４ 事業の内容等

１ 成果目標

成果目標は、採択時において、別添１の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めたとおりとする。

２ 採択基準

- (１) 農産局長は、予算の範囲内で別添１の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- (２) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添１により算出したポイントの合計が１５ポイント以上の事業計画を採択するものとする。
- (３) (１)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、８０％を下限とする範囲内で採択できるものとする。

- (４) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。
- (５) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

３ スtockセンター等の補助対象基準

- (１) 本対策で整備するストックセンター等については、別添２に定めるストックセンター等の補助対象基準を満たすものとする。
- (２) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (３) 補助対象とする事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について及び過大

積算等の不当事態の防止についてによるものとする。

- (4) スtockセンター等の整備に当たっては、都道府県知事は、国産麦・大豆の安定供給に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 事業で整備するStockセンター等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存のStockセンター等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (6) Stockセンター等の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
- (7) Stockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- (8) 都道府県は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (9) Stockセンター等の利用料金については、原則としてStockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。
- (10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第9の1の事業実施状況報告の提出にあわせて、共済制度等加入資料を都道府県知事に提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 本対策により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業

等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIの第5を準用するものとする。

- (13) スtockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

- (14) スtockセンターの整備と一体的に行う乾燥調製施設の整備については、次のとおりとする。

ア 乾燥調製施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。

4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

5 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は10億円とする。

ただし、Stockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る上限要望額は1億円とする。

6 補助率

補助率は、本要綱別表1のIIの3の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

7 留意事項

- (1) 周辺環境への配慮

Stockセンター等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 周辺景観との調和

ストックセンター等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該ストックセンター等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) P F I 法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の活用に努めるものとする。

(4) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、ストックセンター等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) G A P への対応

本対策においてストックセンター等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

第5 目標年度

本対策の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第6 実施基準

- 1 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合において、受益農業従事者が事

業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

- 2 事業実施主体は、本対策の実施後においても第4の1の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国が本対策により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第7 事業実施の手続

1 事業計画の作成及び協議

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅲ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

2 事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - イ 国産麦・大豆の安定供給に係る取組であること。
 - ウ 別添1の配分基準の要件を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添1の配分基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあつては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、本要綱別記様式第1号－3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書

番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第8 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標（別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量等を記載することとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅲ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。
- 4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況に係る、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の7月末日までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するも

のとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅲ－5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第9の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅲ－6号に定める改善計画を提出させるとともに、第9の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入したストックセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、第7の1に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

- 6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。
- 8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 11 その他

事業実施主体は、農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別添 1

ストックセンター整備対策の配分基準について

1 下表の区分①から⑤までの合計によりポイントを算出するものとする。

また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定を取り消されたことがある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2%に満たない場合

区 分	評価項目	配分基準	ポイント
①国産の麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・本事業により整備するストックセンターに出荷する農業者の国産の麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 2%未満	10 8 6 4 2 1
②安定供給体制の確立	・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 2%未満	10 8 6 4 2 不採択
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)÷保管量(t))	(定温設備を導入しない場合) 10万円未満 10万円以上15万円未満 15万円以上20万円未満 20万円以上25万円未満 25万円以上	5 4 3 2 1
		(定温設備を導入する場合) 15万円未満 15万円以上20万円未満 20万円以上25万円未満 25万円以上30万円未満 30万円以上	5 4 3 2 1
④公益性	・安定供給計画第2に位置付けた実需者の数	30社以上	5
		20社以上	4

		10社以上	3
		5社以上	2
		5社未満	1
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2年以上の長期保管を行う場合。			3

（配分基準の算定に当たっての注意事項）

基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目（小麦、大豆）	準重点品目（二条大麦、六条大麦、はだか麦）
10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

別添2 スtockセンター等の補助対象基準

補助対象基準

(ストックセンター等の整備)

- ・保管数量が事業実施主体の取扱数量に占める割合を規定していること。
- ・ストックセンター等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。
- ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。
- ・複数の実需者が受益者であること。

(ストックセンター等の運営)

- ・ストックセンター等への国産麦・大豆の受入の方針を定めていること。
- ・ストックセンター等に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新の方針を定めていること。
- ・不作等に備え必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。
- ・不作等による国産供給量減少時における安定供給のための方針を定めていること。

(その他)

- ・国産麦・大豆の保管、処理加工及び乾燥調製に不要な施設等は補助対象外とする。

別紙様式第Ⅰ－１号（第６の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）
を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12
月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅠの第６の１に基づき、関係書類を添
えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅰ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。
（市町村が事業実施主体になる場合にあっては、別紙様式第Ⅰ－２号別添を
準用すること。）

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆機械導入対策)
事業実施計画書

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等	0	0	0	0	1 / 2 以内	
合 計	0	0	0	0	—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	

注:本事業で取組を実施する全ての作物名を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等

(作付面積、単収、団地化率等)

品目		現状（○年度）							目標年度（○年度）							備考
		作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	
一般	小麦															
	大麦・はだか麦															
	大豆															
種子	小麦															
	大麦・はだか麦															
	大豆															

注：団地化の基準面積については、都道府県事業計画総括表第1に記載された面積とし、備考欄に記載するものとする。

(主な作付体系)

作付面積 (ha)		現状 (令和○年)		令和○年		令和○年		令和○年		令和○年							
例)	○○ha	5月 10月 11月 水稲		6月 7月 12月 小麦		6月 7月 12月 大豆		5月 10月 11月 水稲		6月 7月 12月 小麦		6月 7月 12月 大豆		5月 10月 11月 水稲		10月 11月 小麦	

4 受益農業従事者数

名

第3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標（品目：小麦）											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状○年度 (単位)		目標○年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備考
A		#N/A									
加算1		#N/A							#N/A		
加算2		#N/A							#N/A		
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。											
<加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）											

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標（品目：大麦・はだか麦）

区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状○年度 (単位)		目標○年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備 考
A		#N/A									
加算 1		#N/A							#N/A		
加算 2		#N/A							#N/A		
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。											
<加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）											

(1-3) 大豆の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標（品目：大豆）

区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状○年度 (単位)		目標○年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備 考
A		#N/A									
加算 1		#N/A							#N/A		
加算 2		#N/A							#N/A		
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。											
<加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）											

(2) 事業計画のポイント

小麦	<table><tr><td>区分Aのポイント</td></tr><tr><td>0</td></tr></table>	区分Aのポイント	0	+	<table><tr><td>区分Bのポイント</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr><tr><td>(0)(0)</td></tr></table>	区分Bのポイント	#N/A	(0)(0)	=	<table><tr><td>ポイント合計</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr></table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0)(0)												
ポイント合計												
#N/A												
大麦・はだか麦	<table><tr><td>区分Aのポイント</td></tr><tr><td>0</td></tr></table>	区分Aのポイント	0	+	<table><tr><td>区分Bのポイント</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr><tr><td>(0)(0)</td></tr></table>	区分Bのポイント	#N/A	(0)(0)	=	<table><tr><td>ポイント合計</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr></table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0)(0)												
ポイント合計												
#N/A												
大豆	<table><tr><td>区分Aのポイント</td></tr><tr><td>0</td></tr></table>	区分Aのポイント	0	+	<table><tr><td>区分Bのポイント</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr><tr><td>(0)(0)</td></tr></table>	区分Bのポイント	#N/A	(0)(0)	=	<table><tr><td>ポイント合計</td></tr><tr><td>#N/A</td></tr></table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
(0)(0)												
ポイント合計												
#N/A												
種子	<table><tr><td>ポイント</td></tr><tr><td>#DIV/0!</td></tr></table>	ポイント	#DIV/0!			=	<table><tr><td>ポイント合計</td></tr><tr><td>#DIV/0!</td></tr></table>	ポイント合計	#DIV/0!			
ポイント												
#DIV/0!												
ポイント合計												
#DIV/0!												
					<table><tr><td>本事業計画の ポイント</td></tr><tr><td></td></tr></table>	本事業計画の ポイント						
本事業計画の ポイント												

注1: 区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑦(畑地における加算については①～⑥)の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2: 複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出した「ポイント合計」を平均したポイントを「本事業計画のポイント」の欄に記入すること。

(3) 成果目標と取組内容の関係性

成果目標（小麦）

成果目標（大麦・はだか麦）

成果目標（大豆）

成果目標（種子）

注:それぞれの成果目標について、本事業の取組内容がそれぞれの成果目標の達成にどのように結び付くのか、具体的に記入すること。

第4 事業内容

生産拡大に向けた機械・施設の導入等

事業実施主体 (事業実施者)	対象機械等	種別	台数	機械等管理者	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
計					0	0

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械等ごとに記入すること。

注2:「種別」の欄には、「導入」、「リース導入」又は「改良」のいずれかを記入すること。

注3:事業実施主体(事業実施者)ごとに、明細書を添付すること。

注4:事業実施者が機械等の導入等を行う場合は、事業実施者ごとに事業実施者明細を添付すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等	0	0			
合 計	0	0	0	0	

注1:「事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、2の取組メニューにあっては国庫補助金の額を事業費とする。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己負担		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

注1:「区分」の欄には実施する事業メニューのみを記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- 1 麦・大豆国産化プラン
- 2 受益地の範囲がわかる地図
- 3 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、受益農業従事者の要件を確認できる資料（農業者の組織する団体に限る）
- 4 本事業で導入等を予定する機械等の見積書
- 5 成果目標で区分Bを選択した場合には、ポイント加算の根拠となる資料を添付すること。
- 6 その他都道府県知事が必要と認める資料

第7 オープンAPIへの対応

トラクター又はコンバインの導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、
CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

注：データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。

「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。

導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

事業実施主体(事業実施者)	

機械等の購入又は改良内容の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格又は改良に 要する費用(税抜)	(円)
購入価格又は改良に 要する費用(税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。
また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格又は改良に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税込価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1/2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)。
なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

事業実施主体(事業実施者)	

機械等のリース料等の詳細

機械番号(リース)		
機械名		
製造会社名、型式		
数量	台	
対象作物		
利用規模		
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)		
リース期間		
機械の選定理由及び 規模決定の根拠		
機械等納入業者又は リース事業者の選定方 式		
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由		
機械管理者		
保管・設置場所		
リース物件取得 予定価格(税抜) ①		(円)
リース期間終了後 の残存価格(税抜) ②		(円)
リース料助成申請 額 ③		(円)
リース諸費用(税 抜) ④		(円)
消費税 ⑤		(円)
事業実施主体負担 リース料(税込) ①-②-③+④+⑤		(円)
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)		

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。
また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間は、リース期間(年月)もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4:リース助成申請額には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格－残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。
また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

産地における取組の中心的な農業者等(事業実施者)の位置付け

ア 事業実施者の概要

事業実施者名	
(法人の場合は代表者名)	
住所	
農業従事者数	

イ 経営農地面積、作付状況【 年度】

区分		農地面積 (ha)	作付面積(ha)					
			うち水田	うち畑地	小麦	大麦・はだか麦	大豆	その他
計		0	0	0	0	0	0	0
内訳	自作地							
	借地							
作業受託								

ウ 産地において取組の中心的な農業者等といえる理由

注1:事業実施者が産地において中心的であり、本事業の対象とするにふさわしい理由について、具体的に記載すること。

注2:事業実施者が複数となる場合は、それぞれ事業実施者明細を作成すること。

別紙様式第Ⅰ－２号（第６の１関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
都道府県事業計画総括表の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産
第3506号）別記１別紙３のⅠの第６の１に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔 ・別紙様式第Ⅰ－２号別添（都道府県事業計画総括表）
・事業実施計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表 〕

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆機械導入対策)
都道府県事業計画総括表(都道府県計画)

事業実施年度：令和 年度

都道府県名：

第1 当該都道府県の本事業の実施方針及び麦・大豆の国産化に向けた取組方針

[実施方針]

[取組方針]

注2：団地化の基準となる面積を記載すること。

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1 / 2 以内	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業実施主体別事業概要等

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己負担	その他	
合計							

注1：「整理番号」の欄には、事業実施計画のポイントの高い（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」の欄には、本要綱別紙3のIの別表に基づき算出したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等						
合 計						

第4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
合 計		—	—	—	

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 各事業実施主体の麦・大豆国産化プランの写し
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

別紙様式第Ⅰ－３号（第６の５関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）交付
決定前着手届

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第
3506号）別記１別紙３のⅠの第６の５の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決
定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、実施した事業に損失を生じた場合、
あらゆる損失は、事業実施主体が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場
合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画
変更は行わないこと。

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

- 注１ 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を
都道府県知事にすること。
- 注２ 事業実施者が届け出る場合は、事業実施主体を事業実施者にすること。

別紙様式第Ⅰ－４号（第８の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
事業実施状況報告書（ 年度）

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅠの第８の１に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅰ－４号別添の事業実施状況報告書を添付する。

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆機械導入対策)
実施状況報告書

事業実施年度：	令和	年度
事業実施状況報告年度：	令和	年度
目標年度：	令和	年度
事業実施主体名：		
都道府県名・市町村名：		

第 1 事業実績

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1 / 2 以内	
合 計	0	0	0	0	—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額がが明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	

注:本事業で取組を実施した全ての作物名を記入すること。

事業完了年月日 令和 年 月 日

第2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）		水田		畑地		※いずれかに○		
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考	
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）				
A								
成果目標（品目：大麦・はだか麦）		水田		畑地		※いずれかに○		
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考	
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）				
A								
成果目標（品目：大豆）		水田		畑地		※いずれかに○		
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考	
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）				
A								
成果目標（品目：種子）								
品目	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考	
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）				

注：成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。

別紙様式第Ⅰ－５号（第８の３関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
事業実施状況報告書（ 年度）

令和〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅠの第８の３に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅰ－５号別添の事業実施状況報告書を添付する。

産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策) 実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施状況報告年度： 令和 年度

目 標 年 度： 令和 年度

都 道 府 県 名：

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

(水田)

事業実施主体	市町村 (地区)	達成率（％）									事業実施主体に 対する措置
		一般							種子		
		区分	成果目標 (小麦)		成果目標 (大麦・ はだか麦)		成果目標 (大豆)		成果目標 (種子)		
			番号		番号		番号		番号		
		A									
		A									

(畑地)

事業実施主体	市町村 (地区)	達成率（％）								事業実施主体に 対する措置	
		一般						種子			
		区分	番号	成果目標 (小麦)	番号	成果目標 (大麦・ はだか麦)	番号	成果目標 (大豆)	番号		成果目標 (種子)
		A									
		A									

注1：「事業実施主体に対する措置」の欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注2：必要に応じて、列を追加して記入すること。

注3：「番号」の欄には、選択した成果目標の番号を記入すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) 成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。
- (3) その他都道府県が必要と認める資料

別紙様式第Ⅰ－６号（第９の１関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産
第3506号）別記１別紙３のⅠの第９の１に基づき、関係書類を添えて報告する。

- （注１）関係書類として、別紙様式第Ⅰ－６号別添の事業評価シートを添付すること
（注２）必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆機械導入対策)に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業メニュー	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 成果目標の達成状況
(1) 成果目標(小麦)(水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
(年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(2) 成果目標(大麦・はだか麦) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
(年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(3) 成果目標(大豆) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
(年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(4) 成果目標(種子)

成果目標の具体的な内容				
成果目標の達成状況	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
改善計画実施結果				
(年度)				
事業の実施による効果				
事業計画の妥当性		(理由)		
適正な事業の執行		(理由)		
備 考				

注1: 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

注2: 「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。

注3: 「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。

注4: 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。

注5: 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

注6: 都道府県知事が災害により事業実施計画書で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

別紙様式第Ⅰ－７号（第９の３関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の
評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産
第3506号）別記１別紙３のⅠの第９の３に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅰ－７号別添の事業評価総括表を添付すること。

別紙様式第Ⅰ－7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆機械導入対策)に関する事業評価総括表

事業実施主体名	地 区	対象作物	水田 ／ 畑地	成果目標		成果目標の達成状況				事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県の所見
				区分	具体的な内容	現状値 令和○年度	目標値 令和○年度	実績値	達成率 (%)			
		小麦		A								
		大麦・ はだか麦		A								
		大豆		A								
		種子		－								
		小麦		A								
		大麦・ はだか麦		A								
		大豆		A								
		種子		－								

注1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加又は削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。
 注2：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。
 注3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)
 (1) 各事業実施主体の事業評価シート(別紙様式第Ⅰ－6号別添)の写し
 (2) その他都道府県が必要と認める資料

番 年 月 号 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）における改善計画（ 年度）について

令和〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）に係る計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績

対象 作物	水田 ／ 畑地	区分	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況（実績）			
				現 状 （ 年度）	目 標 （ 年度）	実 績 （ 年度）	達成率 %

- 4 改善計画
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

- 5 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆生産・加工施設整備対策)
事業実施計画書
(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県・市町村名 ○○

事業実施主体名 ○○
代表者 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）
事業実施計画書
（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名	
住所	〒		電話番号

（注）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

第2 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）

地区名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	成果目標					事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了 年月日	備考
						現状値 (○年度)	事業実施 年 (○年度)	2年目 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他			
附帯事務費（都道府県、市町村）																		
計																		
合計																		

（注1）「附帯事務費の事業内容」の欄には、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表5の附帯事務費の使途基準に準じて記入すること。

（注2）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、「備考」の欄に交付率を記入すること。

（注3）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（達成状況等）

地区名	事後評価の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	備考	目標の実現可能性

（注）「目標の実現可能性」の欄には、目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

第3 添付資料

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 麦・大豆国産化プラン、 ② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ③ 費用対効果分析、 ④ 施設の規模算定根拠、 ⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑥ 位置、配置図、平面図、
⑦ 施設の管理運営規程、⑧ 収支計画、 ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的（現状、事業の必要性等）

※課題やその解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成への寄与等について具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積・単収・生産量

対象作物名 （品種名）	現状（○年度）					取組後（○年度）					備考
	作付面積			単収	生産量	作付面積			単収	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg/10a	kg	ha	ha	ha	kg/10a	kg	

（注）中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg ##	0 kg ##	0 % ##	kg	%	kg	%

(注1) 新たに施設を整備する場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて新たに整備する施設を使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新たに施設を整備する場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付けに関する計画（他者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付け 小麦収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量・処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前（○年度）		2年前（○年度）		前年度（○年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄には、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

6 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円/ha,t,m ² 等	千円	

(注1)「施設名」の欄には、共通2に定める施設を記載すること。

(注2)「上限事業費対象事業費A」の欄には、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入すること。

(注3)「上限事業費対象事業費A」の欄の下段(上限事業費)には、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入すること。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とすること。

(注5)「上限事業費対象外事業費B」の欄には、補助対象外事業費、消費税、設計費等とすること。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

7 融資内容

金融機関名	融資名	融資額	償還年数	その他

(注)整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円	円

9 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備考
生産工程管理手法の導入		(例) 整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

(注1)「該当の有無」の欄には、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

(注2)施設等を利用する生産者が不特定多数であるなど、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記入すること。

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１の（２）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆生産・加工施設整備対策)
都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県名 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）
都道府県事業計画書
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名

変更： 年 月 日

第1 事業計画（実績）
（成果目標、事業内容、総事業費）

事業実施主体	地区名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	成果目標						事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 年月日	備考
								現状値 (○年度)	事業実施 年 (○年度)	2年目 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
附帯事務費（都道府県、市町村）																				
計																				
附帯事務費（都道府県、市町村）																				
計																				
合計																				

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（達成状況等）

事業実施主体	地区名	対象作物 名	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	都道府県 の評価	備考	目標の実現可能性

（注1）「成果目標」の欄には、要綱別紙3のⅡの別添2の取組内容、目標値を記入すること。

（注2）「現状値」の欄には、原則、取組の前年度とし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対外的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

（注3）「事後評価の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

(3) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(融資内容)

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
				円	年	
				円	年	
				円	年	
				円	年	

(注) 整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 添付書類

別紙1、麦・大豆国産化プラン及び事業実施計画書（別紙整備事業の明細票を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

①施設の規模決定根拠、②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）及び③費用対効果分析関係資料、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日 令和〇年 〇 月 〇 日

別紙 1 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
	小計			
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※ 1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※ 2 該当する(目)ごとに作成すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の３の（１）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第６の１の規定（及び第７の１）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第６の２（及び第７の２）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－２号別添に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）で
取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対
策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られ
るよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、３カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施
状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述するこ
と。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注 1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注 2) 収支率は、収入／支出×100とする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第７の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業
(麦・大豆ストックセンター整備対策)
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和5年度

事業実施主体名：

所在地：

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）
事業実施計画書
（事業実施状況報告書兼評価報告書）

事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名	
住所	〒 —		電話番号

（注）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

事業実施主体の概要

（注）事業実施主体がコンソーシアムの場合は、各構成機関の役割分担等についても記載してください。

1 対象作物・事業実施年度・目標年度

対象作物名		事業実施年度	令和5年度	目標年度	令和7年度

（注）対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

2 事業の目的・効果

（1）事業の目的

（注1）課題やその解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載してください。

（注2）本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載してください。

（2）事業により期待される効果

（注1）ストックセンターの整備を行うことで得られる効果、目標達成への寄与等について具体的に記載してください。

（注2）既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載してください。

3 整備するストックセンターの収集範囲（地区）

（1）収集範囲（地区）

〇〇県〇〇市					

（注1）記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

（注2）地区とは、市町村（地域再生協議会）の範囲を標準としますが、農業地域類型一覧表の旧市区町村の範囲で設定することも可とします。

その場合、「農業地域類型について」（農水省ホームページ）https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.htmlの、農業地域類型一覧表（平成29年度改定）の表の旧市区町村の欄を参照してください。

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)
栽培面積計		ha	ha	ha	ha
作物名：	品種名：	ha	ha	ha	ha
作物名：	品種名：	ha	ha	ha	ha
作物名：	品種名：	ha	ha	ha	ha
収穫量計		トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
販売量計		トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 別紙様式第三ー4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

4 ストックセンター等の整備

(1) ストックセンター等を整備する場所

施設名	導入予定場所	用地面積	用地の取得予定年月日	備考
	市 町 番地 村	m ²		

(注1) 「用地の取得予定」の欄は、本事業にストックセンターの新設で採択された場合、取得する予定の用地の取得予定時期等について記載してください。

(注2) 「用地の取得予定」の欄については、本事業で施設を改修予定の場合は、記載する必要はありません。

(2) ストックセンター等の整備内容

施設名	整備内容
	・工種 ： ・区分 ： ・構造 ： ・規格 ： ・保管面積 (m²) ： ・保管能力 (t) ： ・その他能力： ・設定温度 ：

(注) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

5 事業費

(1) 事業費の内訳

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定)	備 考
		(円)	国庫補助額	都道府県費	市町村費	その他	年月日	

(注1) 記入欄が足りない場合は、追加してください。

(注2) 本表への記載内容の詳細と金額の根拠がわかる書類を添付してください。

(注3) 総事業費は消費税額を含むものとする。なお、備考欄に総事業費に占める消費税額及び補助対象外経費の詳細を記載すること。

(2) 融資内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

(注) 整備する施設を担保に供する場合に記載すること。

6 計画の配分基準

補助対象経費①	千円	補助金額②	千円
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量③ ^(※1)			トン
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量(目標年度)④			トン
整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした保管数量⑤ ^(※2)			トン
事業実施主体の対象作物の取扱数量⑥ ^(※3)			トン
配分基準1 (④/③-1) ^(※4)			%
配分基準2 (⑤/⑥) ^(※5)			%
配分基準3 (①/⑤) ☐ 定温設備の導入			円/トン
配分基準4			社

(注1) 配分基準1～4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①～④のとおりです。

(注2) 配分基準4の欄は、(別表)安定供給計画の2と整合させてください。

○添付書類

- ・ 概算設計書、見積書等事業の積算根拠となる資料(別添1)
- ・ スtockセンター等の規模算定根拠(別添2)
- ・ スtockセンター等の能力、稼働時間等の詳細(別添3)
- ・ スtockセンター等の位置、配置図、平面図、管理運営規程(別添4)
- ・ コンソーシアム規約(案)(コンソーシアムを設置して、本事業の実施を希望する場合)(別添5)
- ・ その他、参考となる資料(参照した統計資料)等(別添6)

(別表) 安定供給計画

1 スtockセンターの保管量の計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)	令和8年度 (4年目)	令和9年度 (安定供給を目的 とした目標年度)
保管量計(各年度の〇月時点)		トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

2 不作等による国内供給量減少時や更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)においてStockセンターに保管された国産麦・大豆を引き取る実需者

社名等	住所	不作等発生時、更新時の別	備考
〇〇製粉株式会社	〇〇県〇〇市〇〇・・・	不作等発生時、更新時とも	不作等発生時は●トン(●.●%)、更新時は●トン(●.●%)
〇〇産業株式会社	〇〇府〇〇郡〇〇町〇〇・・・	不作等発生時	不作等発生時は●トン(●.●%)

(注1) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注2) 不作等による供給量減少時の麦・大豆の供給先となる予定の者(実需者)だけでなく、Stockセンターに保管された麦・大豆の更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)時に引き取る予定の者(実需者)の社名、住所等も記載してください。

(注3) 本欄に記載する実需者との間で、本欄の記載内容についての契約締結等は必須としませんが、具体的な引き取り数量や手法について合意しておくこととします。

(注4) 備考欄については、社名等の別に、不作等による国内供給量の減少時に引き取る麦・大豆の量が保管全量に占める割合等を記載してください。

3 Stockセンター等への保管量の確保・不作等発生時の放出方針

(記載例)

受入方針: 〇月にコンソーシアムの構成員である産地〇〇と〇〇から〇トンを受入れる。
保管方針: 紙袋・フレコン等の保管方法、常温・定温(〇度)等の温度管理、棚上げ・回転等の更新方針を記載する。
放出方針: 不作等による供給量の逼迫状況を判断するため、〇カ月に1回関係者による検討会を実施する。
単収が直近5か年平均の単収を〇割下回ったら自動的に放出する。
放出する際の販売価格は〇〇に基づき決定する。
保管数量の考え方: 〇〇県産〇〇(品種名)の生産量の〇割、コンソーシアム参画企業〇社の年間使用量の〇割を保管する。
保管数量を確保するための方針: 保管量確保のために産地〇〇において作付面積を〇ha増加させる。生産量が〇tを上回った場合に差分を保管する。
安定供給体制の構築方針: コンソーシアム構成員の産地〇〇と実需〇社の間で需要動向と生産動向についての情報交換会を年に〇回実施する。

4 年度別の安定供給（放出）計画

事業 実施 年度	(計画) (記載例) ・令和○年○月に○○県産○○（品種名）を○トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、○○により保管量の確保に努める。										
	(実績) ※実績については申請時には記載不要です（以下同じ）。										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①	—	トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④（①+②-③）		トン		トン		トン		トン		トン	
2 年 目	(計画) (記載例) ・令和○年○月に○県産○を○トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、○○により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和○年○月に○年産○県産○を○トン実需者に販売することにより更新し、保管量○トンを確認する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④（①+②-③）		トン		トン		トン		トン		トン	
3 年 目	(計画) (記載例) ・令和○年○月に○県産○を○トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、○○により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和○年○月に○年産○県産○を○トン実需者に販売することにより更新し、保管量○トンを確認する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④（①+②-③）		トン		トン		トン		トン		トン	

4 年 目	(計画) (記載例) ・令和○年○月に○県産○を○トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、○○により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和○年○月に○年産○県産○を○トン実需者に販売することにより更新し、保管量○トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第 1 ・ 四 半 末 時 点		第 2 ・ 四 半 期 末 時 点		第 3 ・ 四 半 期 末 時 点		第 4 ・ 四 半 期 末 時 点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
	保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン
5 年 目	(計画) (記載例) ・令和○年○月に○県産○を○トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、○○により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和○年○月に○年産○県産○を○トン実需者に販売することにより更新し、保管量○トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第 1 ・ 四 半 末 時 点		第 2 ・ 四 半 期 末 時 点		第 3 ・ 四 半 期 末 時 点		第 4 ・ 四 半 期 末 時 点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
	保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン

(注 1) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注 2) 記載例を参考に、年度別の安定供給に向けた取組（入庫、保管、不作等発生時の出庫（放出）、更新による出庫（放出））の計画を記載してください。

(注 3) 実績欄は実施状況報告用の欄ですので申請時には空欄にしてください。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第７の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)
都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県名 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）
都道府県事業計画書
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名 _____

変更： 年 月 日

第1 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）

事業実施主体	対象作物 名	基準 となる 取扱数量		現状値 （〇年度）	事業実施 年 （〇年度）	2年目 （〇年度）	目標値 （〇年度）	実績 （〇年度）	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費					完了 年月日	備考
										（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他		
			対象作物の収穫量													
			安定供給を目的とした保管数量													
附帯事務費（都道府県、市町村）																
計																
			対象作物の収穫量													
			安定供給を目的とした保管数量													
附帯事務費（都道府県、市町村）																
計																
合計																

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（達成状況等）

事業実施主体	地区名	対象作物 名	事後評価 の検証方法	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	都道府県 の評価	備考	目標の実現可能性

（注1）「現状値」の欄には、原則、取組の前年度とし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対外的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

（注2）「事後評価の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

(3) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(融資内容)

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
				円	年	
				円	年	
				円	年	
				円	年	

(注) 整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 添付書類

別紙1、麦・大豆国産化プラン及び事業実施計画書（別紙整備事業の明細票を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

①施設の規模決定根拠及び②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日 令和〇年 〇 月 〇 日

別紙 1 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※ 1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※ 2 該当する(目)ごとに作成すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第７の３の（１）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第９の１（及び第10の１）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－１号別添に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第９の２（及び第10の２）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－２号別添に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）
で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

１ 事業の導入及び取組の経過

２ 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

３ 施設の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、３カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

４ 改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注 1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注 2) 収支率は、収入／支出×100とする。

別紙 4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第 1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工・消費のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第 2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I サプライチェーン強靱化支援
 - 1 加工・業務用野菜産地育成推進
 - （１）サプライチェーン構築支援
 - （２）生産体制合理化実践支援
 - 2 流通体制合理化整備事業
 - 3 野菜加工施設整備事業
- II 需要拡大支援

I サプライチェーン強靱化支援

第1 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のIの3の(2)のアの事業実施主体は、以下に掲げる者とし、3及び4に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 農業協同組合連合会
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
- 2 本要綱別表1のIIの3の(2)の事業実施主体は以下に掲げる団体とし、3から6までの要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 農業協同組合連合会
 - (5) 農業協同組合
 - (6) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
 - (7) 民間事業者
 - (8) 特認団体
 - (9) コンソーシアム
- 3 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 4 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- 5 2の(7)の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 第2の2の取組においては、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むこととし、第2の3の取組においては生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組むとともに産地の指導及び育成に取り組むこととする。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年

以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

- （３）中小企業基本法第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

６ ２の（９）のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
- （２）施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。
- （３）施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- （４）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （５）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （６）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第２ 事業内容、補助対象経費、補助率等

１ 加工・業務用野菜産地育成推進

（１）サプライチェーン構築支援

ア 事業の取組内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な（ア）から（エ）までの取組のうち、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、（ア）の取組は必須とする。

（ア）生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制

づくり等について取りまとめた生産計画の策定を行うものとする。

(イ) 産地事例等調査

加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施し、報告書を作成するものとする。

(ウ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

(エ) G A P・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システムの実践、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、アの取組の実施に直接必要な経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

また、次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

本事業の補助率は、定額とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者への販売を行うことが見込まれること。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であること。

(2) 生産体制合理化実践支援

ア 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

(イ) 次に掲げる経費は補助対象としない。

- a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組
- c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん
- d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

(ア) 本事業の補助率は、リース導入する農業用機械等の本体価格の 1／2 以内とする。

(イ) 1 事業実施計画当たりの補助限度額は 5 千万円とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

(ウ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

カ 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が 50 万円以上であるものとする。

(イ) 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の a 及び b の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年

数) × 1 / 2 以内

b リース料助成額 = (リース物件価格 - 残存価格) × 1 / 2 以内

(ウ) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(エ) 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

a トラクター

b 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

c 中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

d 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(オ) 利用条件

a 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

b 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

c 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

d 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

(カ) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

a リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

- b リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。
 - c 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
- キ リース事業者及びリース料の決定等
事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。
 - (ア) 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
 - (イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- ク 補助金の支払申請に係る書類
 - (ア) 事業実施主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、都道府県知事等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
 - (イ) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、カに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。
ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。
- ケ 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。
- コ スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- サ 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携

基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和5年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

2 流通体制合理化整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な集出荷貯蔵施設の整備。ただし、以下に定める取組に限る。

ア 11 型プラスチックパレットの導入に必要な取組

(ア) 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

(イ) パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

イ 青果物流通拠点施設

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でん粉原料用かんしょを除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は20億円を上限とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表3に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

シ 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

ス 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

3 野菜加工施設整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取り扱う取組に限る。

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下とする。

(6) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(7) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（イ）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続し

ている場合

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

（エ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（オ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入す

るものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第 5 の 1 に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

セ 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

第 3 成果目標等

1 成果目標の基準

(1) 第 2 の 1 の (1) の成果目標は、別添 1 に定める基準により設定するものとする。

(2) 第 2 の 1 の (2) の成果目標は、別添 2 に定める基準により設定するものとする。

(3) 第 2 の 2 の成果目標は、別添 3 に定める基準により設定するものとする。

(4) 第 2 の 3 の成果目標は、別添 4 に定める基準により設定するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

3 事業実施期間

1 年間とする。

第 4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第 1 号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の審査等

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、本要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

- (6) 本要綱第6第2項第1号ただし書の交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。
- (7) (6)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。
- (8) 都道府県知事は、(6)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、本要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の2及び3の取組においては、ポイントの合計が16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じてこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標

を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（４）地方農政局長等は、（２）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

（５）地方農政局長等は、（３）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

（６）地方農政局長等は、（４）の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

（７）事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

（８）国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第６ その他

１ 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

（１）都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取り止めになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第４の１の（２）により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ 農産局長は、アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第２の１の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択する。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

２ 第２の２及び第２の３の事業における留意点

（１）周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

（２）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（３）周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

（４）ＰＦＩ法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はＰＦＩ法の活用を努めるものとする。

（５）施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

4 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1の(1) サプライチェーン構築支援関係

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから一つを選択し、加算の1から6までのうち該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分		指 標	備 考
成果目標	1． 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜 を作付する面積を増加させ るものとする。 2 ha 以上増加させるこ とは必須とする。	合計面積 20ha 以上・・・10 ポイント 15ha 以上・・・8 ポイント 10ha 以上・・・6 ポイント 5 ha 以上・・・4 ポイント 2 ha 以上・・・2 ポイント	
	2． 販売額又は所得額の増加 販売額又は所得額（※） を増加させること。 2 % 以上増加させること は必須とする。 （※）原則、単位面積当たりの 販売額又は所得額とする。	10% 以上・・・10ポイント 8 % 以上・・・8 ポイント 6 % 以上・・・6 ポイント 4 % 以上・・・4 ポイント 2 % 以上・・・2 ポイント	
	3． 単収の増加 当該品目の単収を現状よ り増加させること。 2 % 以上増加させること は必須とする。	10% 以上・・・10ポイント 8 % 以上・・・8 ポイント 6 % 以上・・・6 ポイント 4 % 以上・・・4 ポイント 2 % 以上・・・2 ポイント	
加算	1． 品目加算 国産切り替えを重点的に 進める品目を選択する場合 は加算できるものとする。	50% 以上・・・10 ポイント 45% 以上・・・8 ポイント 40% 以上・・・6 ポイント 35% 以上・・・4 ポイント 30% 以上・・・2 ポイント	たまねぎ、ブ ロッコリー、ね ぎ、ほうれんそ う、かぼちゃ、 にんじん、えだ まめの7品目か ら選定。
	2． 都道府県加算 事業実施主体が策定する 事業実施計画のうち、都道 府県が特に重要性が高く優 先的に実施する必要がある と判断した計画について加 算できるものとする。	6 ポイント	一の又は複数 の事業実施計画 に加算できるも のとする。 ただし、1 事 業実施計画当た りに加算できる ポイントは2ポ イントまでとす る。

	3. 主食用水稲からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けた面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	10ha 以上・・・3 ポイント 5 ha 以上・・・2 ポイント 3 ha 以上・・・1 ポイント	
	4. 農福連携の推進 事業実施主体が、障害者を 1 名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1 名の障害者雇用とみなすことができるものとする。	2 ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
	5. G A P 認証等の取得 事業実施主体が、G A P 認証（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P）を取得している場合は加算できるものとする。	2 ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
	6. 環境負荷低減事業活動の促進 以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。 ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第 19 条第 1 項に	2 ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。

	規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。		

別添 2 第 2 の 1 の (2) 生産体制合理化実践支援関係

事業実施主体は成果目標の 1 又は 2 を設定し、加算の 1 から 7 までの該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考
成果目標	1. 契約取引の割合 当該目標で設定する面積の 50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が 50%以上であることを必須とすること。	複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が 50%以上であること。
	2. 労働生産性 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。 5%以上縮減することを必須とすること。	
加算	1. 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜を作付けする面積の規模で評価を行うものとする。	合計面積 30ha 以上・・・5 ポイント 20ha 以上・・・3 ポイント 10ha 以上・・・1 ポイント
	2. 品目加算 国産切替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。	
	3. 都道府県加算 事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画に	
	6 ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの 7 品目から選定。 一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。 ただし、1

	ついて加算できるものとする。		事業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。
4. 主食用水稲からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	10ha 以上・・・3 ポイント 5 ha 以上・・・2 ポイント 3 ha 以上・・・1 ポイント		
5. 農福連携の推進 事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。	2 ポイント		該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
6. G A P 認証等の取得 事業実施主体が、G A P 認証（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P）を取得している場合は加算できるものとする。	2 ポイント		該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
7. 環境負荷低減事業活動の促進 以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。 ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減	2 ポイント		該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。

	事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。		

別添 3 第 2 の 2 流通体制合理化整備事業関係

審査基準

事業実施主体は成果目標の 1 から 3 までのうちから 1 つ選択し、加算の 1 から 3 までの該当する項目についてポイントを加算する。

区 分	指 標	備 考
成果目標	1. 流通コスト 単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を削減する取組を行うものとする。 なお、5 %以上の削減は必須とする。	21%以上・・・30 ポイント 17%以上・・・24 ポイント 13%以上・・・18 ポイント 9 %以上・・・12 ポイント 5 %以上・・・6 ポイント
	2. パレット出荷割合 当該品目の総出荷量に占める 11 型プラスチックパレットを用いた出荷の割合を増加する取組を行うものとする。 なお、30 ポイント以上の増加は必須とする。	70ポイント以上・・・30ポイント 60ポイント以上・・・25ポイント 50ポイント以上・・・20ポイント 40ポイント以上・・・15ポイント 30ポイント以上・・・10ポイント
	3. 荷役時間削減 当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減する取組を行うものとする。 なお、10%以上の削減は必須とする。	30%以上・・・30ポイント 25%以上・・・25ポイント 20%以上・・・20ポイント 15%以上・・・15ポイント 10%以上・・・10ポイント

加算	1. 野菜加算 野菜を選択する場合は加算できるものとする。 なお、野菜の総出荷量又は総出荷額に占める国産切替えを重点的に進める品目の割合が50%以上の場合は、右記のポイントに2を乗じたポイントを加算できるものとする。	50%以上・・・10ポイント 45%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・2ポイント	国産切替えを重点的に進める品目(たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ)
	2. 契約取引割合 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※3を選択した場合は選択不可	33ポイント以上・・・10ポイント 26ポイント以上・・・8ポイント 19ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。 70ポイント以上 ・・・30ポイント 55ポイント以上 ・・・25ポイント 40ポイント以上 ・・・20ポイント 25ポイント以上 ・・・15ポイント 10ポイント以上 ・・・10ポイント
	3. 加工・業務用向けの割合 総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向け割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※2を選択した場合は選択不可	5ポイント・・・10ポイント 4.5ポイント・・・8ポイント 4ポイント・・・6ポイント 3.5ポイント・・・4ポイント 3ポイント・・・2ポイント	

別添 4 第 2 の 3 野菜加工施設整備事業関係
審査基準

事業実施主体は 1 から 7 までのうちから 2 つ、成果目標を選択する。ただし、事業実施主体が第 1 の 1 の (7) に定める民間事業者の場合は、1 又は 3 のうちから 1 つ、2 又は 4 から 7 までのうちから 1 つ成果目標を選択すること。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
1	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の加工・業務用野菜原料の取引数量を 10% 以上増加。 100% 以上・・・・・・・・・・10 ポイント 75% 以上・・・・・・・・・・8 ポイント 50% 以上・・・・・・・・・・6 ポイント 25% 以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・2 ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を 5 ポイント以上増加するものとする。 なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 38 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 27 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 16 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※2 を選択した場合は選択不可	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5 ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
2	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を 5 ポイント以上増加。 33 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 26 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 19 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の 1 % 以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.1% 以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を 10% 以上増加 70% 以上・・・・・・・・・・10 ポイント 55% 以上・・・・・・・・・・8 ポイント 40% 以上・・・・・・・・・・6 ポイント 25% 以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※1 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が 5.0% 以上。 48.0% 以上・・・・・・・・・・5 ポイント 37.3% 以上・・・・・・・・・・4 ポイント 26.5% 以上・・・・・・・・・・3 ポイント 15.8% 以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・1 ポイント 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の 0.26% 以上 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の 1 % 以上である場合に限る)。 0.70% 以上・・・・・・・・・・5 ポイント 0.59% 以上・・・・・・・・・・4 ポイント 0.48% 以上・・・・・・・・・・3 ポイント 0.37% 以上・・・・・・・・・・2 ポイント 0.26% 以上・・・・・・・・・・1 ポイント
3	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均 3 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 4.5 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合 60% 以上・・・・・・・・・・5 ポイント 55% 以上・・・・・・・・・・4 ポイント

	4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ 4 を選択した場合は選択不可	50%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
4	・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を 5 ポイント以上増加。 25 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ 3 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が 5 % 以上。 49%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 38%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
5	・当該品目の 10 a 当たり収量を 3 % 以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の 10 a 当たり収量を 4 % 以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の 10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して 3.0% 以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
6	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を 5 % 以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ 7 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して 3.0% 以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
7	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を 5 % 以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ 6 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して 3.0% 以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

別表1 補助対象経費
第2の1の(1)関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書(当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること)やカタログ等を添付すること。
賃金等		・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 - ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代	
旅費	委員旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表 2 補助対象経費
第 2 の 1 の (2) 関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに 要する経 費	・事業を実施するために直接必 要な農業用機械等、設備のリ ースに要する経費	

注 1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注 2 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

別表3 施設の補助対象基準（第2の2関係）

集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。 ・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る。）等を整備することができる。
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の

	動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	

Ⅱ 需要拡大支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、加工・業務用野菜においてサプライチェーンを構築する産地、流通、実需者等の各段階での需要や、消費者の需要を拡大するために必要な以下の取組を全国的に実施するものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

加工・業務用野菜におけるサプライチェーンの各段階での課題の抽出や改善方策の検討等を行う等、加工・業務用野菜の生産、需要の拡大に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

(2) 機運醸成に向けた取組

加工・業務用野菜の生産、需要等を拡大させるため、生産者、流通事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、先進事例調査や意見交換会等を実施し、幅広く情報収集を行うとともに、シンポジウムの開催等により加工・業務用野菜の魅力の発信や機運醸成に向けた取組を実施するものとする。

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

生産者の販路拡大や実需者の仕入れ先確保等に向けて、産地、流通、実需等のサプライチェーンの各段階での取引にかかる現状や課題把握のための検討会や意見交換会等を実施し、プレーヤーを結びつける展示商談会及び個別商談会等を開催するものとする。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

実需者、メーカー、学識経験者等で構成される検討会等において、国産加工・業務用野菜を含む野菜の需要拡大に向けた情報収集等を実施する。また、野菜摂取量の見える化機器の活用促進等により、消費者への需要喚起の取組を実施し、機器の設置による消費者の購買行動の変化に関する調査等を行うものとする。

2 補助要件

別表1の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 事業内容が3の成果目標の達成に結びつく取組であること。

(5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業で実施する先進事例調査や意見交換会、展示商談会等において、加工・業務用野菜の需要拡大に資する知見等を収集し、合計 2,000 名以上に対して情報提供する。

かつ、上記展示商談会等に参加した産地と実需者により、双方のマッチングに向けた取組が15件以上実施されることとする。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法等

農産局長が別に定めるところによる。

5 審査基準

審査基準の評価項目の詳細は別表 3 のとおりとする。

(1) 有効性【目的・目標の妥当性】

(2) 効率性【事業実施計画の妥当性】

(3) 実現性【事業実施体制の妥当性】

(4) 公益性【国の支援の妥当性】

(5) 事業の実施体制

(6) 適格性

第2 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成するものとし、提出先は、農産局長とする。なお、事業実施計画について、交付決定後に、その他事業ごとに定められた重要な変更がある場合には、事業実施主体は、農産局長に協議を行うものとする。

2 事業実施計画の提出

事業実施主体は、農産局長の求めがあった場合には、交付申請書の提出より前に、別紙様式第1号により事業実施計画を提出するものとする。

3 事業の着手

(1) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 農産局長は、(1)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、別紙様式第3号により、事業完了年度の翌年度の7月末までに農産局長

に事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第4号により自己評価を行い、農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第5号により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

別表 1 第 1 の 2 関係

事業の区分	事業実施主体	補助対象経費の範囲	補助率
需要拡大支援	民間団体	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 消耗品費 - 情報発信費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	定額

(注) 補助対象経費の詳細については、別表 2 で定めることとする。

別表 2 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・ 本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・ 取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合を除く。） ・ 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。

賃金等		・ 本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・ 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・ 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・ 本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・ 本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・ レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	・ 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・ 本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・ 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

	消耗品費	・ 本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・ USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験に用いる低廉な器具	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	・ 本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	・ 本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。

委託費		・ 本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費	
雑役務費	手数料	・ 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

別表 3（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1. 審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確に	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	なっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理、その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。		
公益性 【国の支援の妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者にとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
事業の実施体制	・生産者、物流事業者、実需者等に対して、指導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。 ・加工・業務用野菜の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	・加工・業務用野菜の需要及び生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。 ・全国的な取組を行うことができる体制となっているか。		
適格性	・加工・業務用野菜における、生産面、流通面、販売面等での課題解決に向けた取組内容となっているか。 ・成果を効果的に普及する取組内容となっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

別紙様式第1号（別記1別紙4のIの第4の1（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）1 関係書類として、別紙様式第1号別添1～4の事業実施計画を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）都道府県計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること。
 - 2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の2（6）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙4のIの第5の1（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙4のⅠの第5の1（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅠの第5の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。）

別紙様式第6号（別記1別紙4のIの第5の2（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第7号（別記1別紙4のIの第5の2（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち加工・業務用野菜産地育成推進（サプライチェーン構築支援）実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度：年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施主体の現状

注：事業実施主体が関係する地域の野菜生産（栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等）の状況を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 T E L メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 T E L メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	定額	
(2) 産地事例等調査					定額	
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					定額	
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					定額	
合 計					—	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：(1) 生産計画の策定は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

注：対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標 (第3の1関係)

具体的な内容	品目	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
		基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合 計						

注1：別紙4のIの第3の1に基づき設定した成果目標を記載。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 生産計画の策定

(1) 生産計画策定のための協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協 議 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備 考
年 月			

(2) 生産計画の作成

計画の内容	作成部数	備 考

2 産地事例等調査

(1) 産地事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 産地事例調査報告書の作成

報 告 書 の 名 称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

3 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

(1) 実需者ニーズ把握のための調査

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 加工・業務用に適した品種の選定・実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品 目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (a)	管理責任者	試験内容	備 考
年 月						
年 月						
計				-	-	

注1：「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 加工・業務用に適した栽培技術の確立に係る実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品 目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (a)	管理責任者	試験内容	備 考
年 月						
年 月						
計				-	-	

注1:「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(4) 加工・業務用適性検査の実施

検査時期	品 目	検査内容等	検査人数	備 考
年 月				

注1:品目や品種等ごとに記載すること。

(5) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備 考
年 月		

4 GAP・トレーサビリティシステムの導入

(1) GAP・トレーサビリティシステムの導入に向けた検討会の開催・運営

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注:「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備考
年 月			

(2) GAP・トレーサビリティシステムの実践
ア 実践内容

取 組	内 容	備 考

(3) マニュアル等の作成

マニュアルの内容等	作成部数	備 考

(4) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備 考
年 月		

9 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	
(2) 産地事例等調査					
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付等要綱別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1

2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）

3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち加工・業務用野菜産地育成推進（生産体制合理化実支援））実施状況報告兼評価報
告書）

事業実施年度：年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施主体の現状

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
合 計					—	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかな場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 事業対象品目・品種における実需者のニーズ分析

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加 (第3 関係)

品 目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実需者	備考
	基準年度	1 年 目	2 年 目	目標年度		
	%	%	%	%		
合 計					-	-

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の縮減 (第3 関係)

品 目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1 年 目	2 年 目	目標年度	
	%	%	%	%	
合 計					-

注1：複数の品目等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容
年 月	
年 月	
年 月	

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取 組 内 容	導 入 時 期	具体的な内容及び導入効果	備 考
(例) ○○のリース導入	○月上旬	○○の導入によって～となり、□□した際の価値向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽培管理、収穫等、主要な工程を記載すること。

注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稻等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
	ha	ha	ha	ha	
	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	
	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	
合計面積					—

注1：交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の1（2）の加算4を選択する場合は記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。

注5：「うち主食用水稻」欄には、主食用水稻から野菜に転換する面積を記載すること。

4 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕様 製造会社 様 型 式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備 考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年	月	～	年	月	（月）	備 考
	リース借受日から○年間（※２）						（年）		
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①							（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②							（円）	
リース料助成申請額	③							（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④							（円）	
消費税	⑤							（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤								（円）	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。									
Ⅰ リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2 以内					Ⅱ （リース物件価格 － 残存価格） × 1/2 以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
		—	—	—	—
		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注1：交付等要綱別記1別紙4のI別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
 - ☐ 整備している（又は整備する見込みである）
 - ☐ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
 （令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち流通体制合理化整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度：年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

4 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

5 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

6 事業実施主体の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

（注）目標設定に係る根拠資料を添付すること。

7 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

（注1）交付等要綱別記1別紙4の別添3の第2の2の加算2又は3を選択する場合は記載すること。

（注2）目標設定に係る根拠資料を添付すること。

（注3）契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

8 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

9 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物・品 目名	事業内容 （区分、構造、規格、能力 等）	現状 （〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	%	kg	%	kg	%

（注1）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

（注2）既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年（○年度）				2 年目（○年度）				3 年目（○年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

（注）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		（例） 〇〇運営組合	（例） 年間通じて貸付		（例） 通常の保管場所 整備点検の実施者

（注）貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前（〇年度）		2年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

（注1）既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

（注2）「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円/ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通12に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通12に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

13 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

14 出荷量及び出荷額の見通し

品目	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

(注1) 交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の2の成果目標5又は加算3を選択する場合は、内数について記載すること。

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち野菜加工施設整備事業）実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度：年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

1 事業実施主体

ア 事業実施主体名及び代表者

イ 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

ウ 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

2 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。 ※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

3 国産原材料を活用した加工・業務用野菜生産・供給体制

(組織名)	(所在地)	生産者	中間事業者	食品製造業者等	その他

(注1) 加工・業務用野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

(注2) それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4 生産・供給計画

	対象品目	構成員	現状 (○年)		目標 (○年)	
			全販売数量 (t)	うち加工・業務用向け数量 (t)	全販売数量 (t)	うち加工・業務用向け数量 (t)
生産者			t	t	t	t
中間事業者						
実需者						

5 生産・供給のフロー図

6 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

7 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

8 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

9 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	%	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

都道府県事業計画書（都道府県計画）

（産地生産基盤パワーアップ事業
（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援））

事業実施年度： 年度

都道府県名：

第1 本事業と都道府県の園芸作物生産振興方針との整合性

第2 事業計画総括表

1 総括表

事業名	事業費	負担区分			備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
加工・業務用野菜産地育成推進					
サプライチェーン構築支援					
生産体制合理化実践支援					
流通体制合理化整備事業					
野菜加工施設整備事業					
合計					

2 事業概要等

(1) 加工・業務用野菜産地育成推進のうちサプライチェーン構築支援

整理 番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(2) 加工・業務用野菜産地育成推進のうち生産体制合理化実践支援

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(3) 流通体制合理化整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

注1:「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(4) 野菜加工施設整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

注1：「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
サプライチェーン構築支援 生産体制合理化実践支援 流通体制合理化整備事業 野菜加工施設整備事業	円	円	円	円	
合 計					

注：適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- （1）事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し
- （2）別紙様式第2号別添2「取組の概要（個表）」
- （3）その他、地方農政局長等が必要と認める資料

取組の概要（個票）

事業名	サプライチェーン構築支援・生産体制合理化実践支援													
事業実施主体名		ポイント		整理番号										
事業費	円 { うち国庫補助： 自己資金： その他： 円 円 円 }													
対象品目														
成果目標														
取組内容														
事業目的との整合性、事業効果														
事業要件														
事業実施主体の適格性等														
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事業内容</th> <th style="width: 15%;">取組の有無</th> <th style="width: 15%;">適格性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 サプライチェーン構築支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 生産体制合理化実践支援</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業内容	取組の有無	適格性	1 サプライチェーン構築支援			2 生産体制合理化実践支援		
事業内容	取組の有無	適格性												
1 サプライチェーン構築支援														
2 生産体制合理化実践支援														
備考														

注1：「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3：「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

事業実施状況報告書

産地生産基盤パワーアップ事業

(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)

事業実施年度：年度

事業実施状況報告年度：年度

目標年度：年度

都道府県名：

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)に関する
事業評価票(総括表)

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

- (添付資料)
- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

- (添付資料)
- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

（添付資料）

- （１）当該事業実施主体の別紙様式第１号の評価報告書の写し
- （２）その他、都道府県が必要と認める資料

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

（添付資料）

- （１）当該事業実施主体の別紙様式第１号の評価報告書の写し
- （２）その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第1号（別記1別紙4のⅡの第2の1関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施計画の提出について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の1に基づき、関係書類を添えて提出する。

注：関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施計画書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営	円	円	円	
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組				
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
	円	うち 国庫補助金	円	うち 国庫補助金	増		減	
		円		円	円	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円
(1) 全国協議会の設置・運営	円	円	円	円	円	円	円	円
(2) 機運醸成に向けた取組								
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出								
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組								

注：実施要領別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協 議 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開 催 時 期	調 査 対 象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	参加予定人数・対象	備 考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開 催 時 期	内 容 等	講 演 者 数	参加予定人数・対象	備 考
年 月				

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	参加予定人数・対象	備 考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	参加予定人数・対象	備 考
年 月			

オ 商談予定件数

参加予定商談会等	参加予定生産者数	参加予定実需者数	商談予定件数	備考

注：事業実施報告においては、商談の議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

（４）消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調 査 時 期	調 査 対 象	調査内容等	調査等に係る機器の 設置予定	調査予定人数	備 考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期 (年度) 月 月	取 組 の 内 容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
 なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事 業 内 容		金 額	内 訳	備 考 (経費の必要性と当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営				
費 目				
2. 機運醸成に向けた取組				
費 目				
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
費 目				
4. 消費者への需要喚起に向けた取組				
費 目				
合 計				

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	
	T E L	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注１：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注２：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第2の3（1）関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の交付決定前着手届の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の3（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施報告書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

第 1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営 (2) 機運醸成に向けた取組 (3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出 (4) 消費者への需要喚起に向けた取組	円	円	円	
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	事業実施による効果	取組時期

第 2 事業の目的

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協 議 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備 考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開 催 時 期	調 査 対 象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	参加人数・対象	備 考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開 催 時 期	内 容 等	講 演 者 数	参加人数・対象	備 考
年 月				

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	参加予定人数・対象	備 考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	実需者・生産者名	参加人数・対象	備 考
年 月				

オ 商談件数

参加した商談会等	生産者名	実需者名	現在の状況	備 考

注１：議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

注２：現在の状況には、商談中もしくは契約完了を記載すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調 査 時 期	調 査 対 象	調査内容等	調査等に係る機器の 設置	調査人数	備 考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
(年度) 月 月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
 なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事 業 内 容		金 額	内 訳	備 考 (経費の必要性和当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営				
費 目				
2. 機運醸成に向けた取組				
費 目				
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
費 目				
4. 消費者への需要喚起に向けた取組				
費 目				
合 計				

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	
	T E L	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注 1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注 2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

別紙様式第3号（別記1別紙4のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施状況報告

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添の実施状況報告書を添付すること。

別紙様式第4号（別記1別紙4のⅡの第3の2（1）関係）

番 年 月 号
日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添を添付すること。

別記様式第4号別添

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。
 なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別紙様式第5号（別記1別紙4のⅡの第3の2（2）関係）

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援事業評価票

事業評価担当課〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（円）		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 （うち国費 〇〇〇円）	総合評価	B : 計画どおりの成果が見られる
				総合所見	C : 計画どおりの成果が見られない
評価観点ごとの所見					
a 成果目標が達成されているか					
b 計画に即した取組が行われたか					
c 予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 「評価観点ごとの所見」欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 「総合評価」欄には、「評価観点ごとの所見」欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 「総合所見」欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 「事業内容」欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 「事業費」欄は決算額を記入する。

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第1 趣旨

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

第2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、産地における農作物の収益力向上や生産基盤の強化に向けた取組の方向性を定めるとともに、これに沿った産地パワーアップ計画となるよう地域協議会長等に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画の作成に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 取組主体は、取組主体事業計画の作成に当たっては、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換、ハウス・園地等の再整備、土づくりの展開といった取組を通じ、産地の収益力向上及び生産基盤の強化につながるものとなるよう留意するものとする。
- 4 都道府県知事及び地域協議会長等は、都道府県事業計画、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、都道府県又は地域協議会等の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

第3 都道府県事業実施方針の基準

本要綱第4第2号ウの別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1 都道府県事業実施方針の趣旨

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加などの産地の収益力強化を進めるとともに、中小・家族経営が保有する園芸施設・機械・園地の再整備・長寿命化等や堆肥の活用等により産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化することが必要である。

このため、都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、都道府県、市町村及び農業者団体等の関係機関が一体となって、産地における農作物の収益力向

上及び生産基盤強化に向けた取組を推進していくものとする。

2 都道府県事業実施方針の内容

都道府県事業実施方針は、別添参考様式1号により作成し、同方針においては、本事業が最大限効果を発揮できるよう、当該都道府県において本事業を実施する目的、対象作物、本要綱別表2のメニューに掲げる事業の実施方針、本事業の推進・指導並びに管内の地域協議会長等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等に係る方針及び体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県事業実施方針の作成に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。
- (2) 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとする。
- (3) 地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。
- (4) 事業完了後も効果が持続することを期待できる取組であって、対外的にその効果が確認できるものへの重点化を図ること。

3 その他都道府県事業実施方針に定めるべき事項

都道府県事業実施方針には、2に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(1) 取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

(2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか及び助成対象経費は適切かを確認するための検査の方法、必要な確認書類、保存期間等を都道府県事業実施方針に明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

(3) 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定

都道府県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策に限る。）の認定に当たっては、重点的に取組を実施すべき地域や作物等を定めるとともに、ポイント制等の透明性の高い方法により、あらかじめ優先順位等の設定を行うものとする。

(4) 取組主体助成金の交付方法

都道府県知事は、取組主体助成金の交付方法等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

また、市町村長、地域協議会長等を経由して取組主体助成金を交付する場合は、併せて、その交付方法を都道府県事業実施方針に定めるものとする。

(5) 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

都道府県知事は、事業実施に当たって取組主体に対して課すべき条件等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2号エの別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1 次の項目が全て記載されていること。

(1) 収益性向上対策（本要綱別表2のⅠの1及びⅡの1の事業をいう。以下同じ。）

ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

イ 産地の収益性の向上のための取組内容

ウ 取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

エ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

(2) 生産基盤強化対策（本要綱別表2のⅠの2及びⅡの2の事業をいう。以下同じ。）

ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

イ 産地の生産基盤の強化のための取組内容

ウ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割

エ 生産装置の継承者（作業受託組織を含む。）又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容（本要綱別表2のⅠの2の（6）の事業を実施する場合にあっては、全国的な土づくりの展開の取組の内容）

2 生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の収益性の向上又は生産基盤の強化に資する計画と認められること。

3 都道府県事業実施方針に即したものであること。

4 1の（1）のアの産地の範囲が第7の面積要件等を満たしていること。

ただし、生産基盤強化対策を実施する産地については、この限りではない。

5 産地パワーアップ計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。

(1) 収益性向上対策

ア 次の①から⑦までのいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

② 販売額又は所得額の10%以上の増加

③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%

⑤ 農産物輸出の取組について、

(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上

の増加

(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 %以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上

⑥ 労働生産性の 10%以上の向上

⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること

イ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性の向上の取組が行われること。

ウ 中心的な経営体又は団体の取組は、産地パワーアップ計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

(2) 生産基盤強化対策

ア 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

イ 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、次に掲げる①から⑥までのうちから 1 つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

② 共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加

③ 生産コストの低減

④ 労働生産性の向上

⑤ 契約販売率の増加

⑥ 地力の向上

ただし、⑥については、本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を実施する場合のみ選択でき、かつ必須とするものとする。

ウ 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手（作業受託組織を含む。）に継承したもの、又は確実に継承することが見込まれるものであること。（本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を除く。）

第 5 事業の内容等

1 収益性向上対策

別紙 1 のとおりとする。

2 生産基盤強化対策

別紙 2 のとおりとする。

3 実施期間

(1) 産地パワーアップ計画の実施期間は 3 年以内とする。

(2) 取組主体事業計画の実施期間は 2 年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備

の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、（１）及び（２）ともに５年以内とする。

４ 上限額

産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の１年度当たりの補助金等の上限額は１事業あたり２０億円とする。

第６ 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の１及び２に掲げる場合の取組に係る目標年度は、それぞれ、当該１及び２に定めるところによるものとする。

１ 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合（ただし、２の（２）から（４）及び３の場合を除く。）

事業実施年度から起算して５年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

２ 果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の取組

（１）果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、１の場合を除く。）については、事業実施年度から１０年後とする。

（２）果樹の改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度から５年後とする。

（３）茶の改植等及び改植等に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

（４）永年性工芸作物の改植及び改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

第７ 面積要件

本要綱別表２のⅠの１及びⅡの１の事業における採択要件のうち別記２に定める面積要件は、共通３のとおりとする。

第８ 全国事業実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

基金管理団体は、別紙様式第１号により、全国事業実施方針兼基金造成計画書（以下「全国実施方針」という。）を作成し、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。なお、全国実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、これに準じた手続により行うものとする。

- １ 事業の中止又は廃止
- ２ 基金管理団体の変更
- ３ 基金造成計画額の増減

第9 業務方法書の作成等

1 業務方法書の作成

基金管理団体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を共通4を参考に作成し、別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

- (1) 造成した基金に関する事項
- (2) 都道府県事業実施方針の承認に関する事項
- (3) 基金管理団体から都道府県への助成金の交付に関する事項
- (4) 都道府県から基金管理団体への事業実施状況等の報告に関する事項
- (5) その他業務運営に必要な事項

2 業務方法書の承認

- (1) 農産局長は、基金管理団体から申請のあった1について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 基金管理団体は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。

この場合において、農産局長が行う承認の手続については、2の(1)に準じるものとする。

第10 事業実施の手続

1 都道府県事業実施方針の提出

都道府県知事は、別添参考様式1号により都道府県事業実施方針を作成し、別紙様式第3号により基金管理団体に提出するものとする。

2 都道府県事業実施方針の承認

- (1) 基金管理団体は、1により提出された都道府県事業実施方針について、その内容が適切であると認められる場合には、地方農政局長等に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県事業実施方針の承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県事業実施方針を通知するものとする。

- (2) 都道府県実施方針の重要な変更は、対策の追加及び各対策の基本方針のうちの成果目標に関わる内容の変更とし、この場合、(1)に準じた手続により行うものとする。

3 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、都道府県事業実施方針に即し、収益性向上対策にあつては別添参考様式2-1号により産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式2-2号により産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）を作成し、別紙様式第4号により都道府県知事に提出するものとする。同計画においては、取組主体が別添参考様式3-1号及び別添参考様式3-2号により作成する取組主体事業計画（収益性向上タイプ又は生産基盤強化タイプ）を位置付けなければならない。

ただし、別紙２のⅡの（１０）のアの取組については、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。

なお、産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策）については、地域協議会等単位で計画作成をするものとする。

４ 取組主体事業計画

（１）収益性向上対策（効果増進事業を除く。）及び生産基盤強化対策

取組主体は、収益性向上対策にあつては別添参考様式３－１号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち生産支援事業・整備事業）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式３－２号により取組主体事業計画（生産基盤強化タイプを作成し、別紙様式第５号により地域協議会長等に提出するものとする。

（２）収益性向上対策のうち効果増進事業

都道府県協議会長又は地域協議会長は、別添参考様式３－３号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を作成し、別紙様式第６号により都道府県知事に提出するものとする。

５ 都道府県事業計画

（１）都道府県知事は、３の産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別添参考様式４号により都道府県事業計画を作成し、別紙様式第７号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

（３）都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を承認し、別紙様式第８号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。

（４）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、都道府県事業計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、（１）から（３）までに準じた手続を行うものとする。

ア 産地パワーアップ計画の成果目標の変更

イ 都道府県知事が実施する事業内容の変更

ウ 取組主体事業計画の次に掲げる変更

（ア）事業の中止又は廃止

（イ）取組主体の変更

（５）地域協議会長等は、（３）により都道府県知事より産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

6 事業の着手

本要綱別表 2 のⅡの事業における本要綱第 6 第 2 項第 2 号アただし書きの交付決定前の着手に当たっては、別紙様式第 9 号により交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

第 11 都道府県助成金の交付決定

1 基金事業

(1) 都道府県助成金の交付申請

都道府県知事は、本事業の都道府県助成金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 10 号により申請書を基金管理団体に提出するものとする。

また、都道府県助成金の変更交付申請を行う場合は、別紙様式第 11 号により、変更申請書を基金管理団体に提出するものとする。

(2) 都道府県助成金の交付決定

基金管理団体は、1 の申請書の提出があったときは、審査の上、助成金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に都道府県助成金の交付決定の通知を行うものとする。

2 整備事業

補助金の交付申請及び交付決定は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

第 12 助成金の請求及び支払

1 基金事業

(1) 取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別紙様式第 12 号（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙様式第 13 号）により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別紙様式第 14 号により取組主体助成金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

(3) 都道府県助成金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、別紙様式第 15 号（概算払請求を行う場合は、別記様式第 16 号）により都道府県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

(4) 都道府県助成金の支払

基金管理団体は、都道府県知事から都道府県助成金請求書の提出があった

場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

(5) 取組主体助成金の支払

都道府県知事は、基金管理団体から都道府県助成金の支払を受けた場合は、都道府県事業実施方針に定める交付方法により、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を別紙様式第 17 号により通知するものとする。

2 整備事業

補助金の請求及び支払は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

第 13 助成金の返納

1 基金事業

都道府県知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該取組主体等に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 整備事業

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第 14 事務の委託

基金管理団体は、当該基金管理団体の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、本要綱別表 2 の I のメニューに係る事務の一部を当該基金管理団体以外の者に委託することができるものとする。

第 15 事業実施状況報告等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第 18 号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の 6 月末日までに地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙様式第 19 号により都道府県知事）に提出するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告

地域協議会長等は、1 の取組主体からの取組主体事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第 20 号により、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の 7 月末日までに、都道府県知事に

報告するものとする。

また、地域協議会長等は、事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第21号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別紙様式第22号により、遅滞なく基金管理団体に提出するものとする。

地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 基金管理状況報告

基金管理団体は、毎年度、四半期ごとに、本要綱第7第3項第1号により造成した基金の収支について、基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに農産局長に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

基金管理団体及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1から3までに定める報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式第18号により地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙様式第19号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

- 2 地域協議会長等は、1の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月末日までに、別紙様式第20号により都道府県知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

なお、収益性向上対策において、第4の5の(1)のアの②及び⑥に基づき成果目標を設定している場合又は生産基盤強化対策において、第4の5の(2)のアのうち総販売額の維持又は増加の成果目標を設定している場合については、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

〔販売額の10%以上の増加の場合〕

$$\text{価格補正後の販売額} = \text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

〔所得額の10%以上の増加の場合〕

$$\text{価格補正後の所得額} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) - \text{生産コスト}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

〔労働生産性の10%以上の向上の場合〕

$$\text{価格補正後の労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

- 3 都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第21号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあつては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合。4において同じ。）には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第 15 の 2 と併せて 7 月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第 15 の 3 と併せて 8 月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。

また、地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、地域協議会長に対し産地パワーアップ計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、5 の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

5 地方農政局長等は、3 の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

6 地方農政局長等は、4 の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

7 地方農政局長等は、5 の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

8 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が 80% に満たなかった産地パワーアップ計画を有する地域協議会等を公表するものとする。

また、都道府県知事、地方農政局長等は、成果目標の達成率が 80% に満たなかった地域協議会等が作成する次年度以降の産地パワーアップ計画について、厳格な審査を行うものとする。

なお、成果目標の達成率が 80% に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画も同様に厳格な審査を行うものとする。

9 国及び基金管理団体は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 17 評価結果の配分基準への反映

- 1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第 16 に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去 5 か年の平均値に基づき共通 8 及び共通 9 の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。
- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県事業計画額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+ 1 ポイント
80%以上 95%未満	0 ポイント
40%以上 80%未満	- 1 ポイント
40%未満	- 2 ポイント

第 18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 農産局長は、本要綱別表 2 の I の基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の 3 及び 4 に基づき、各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第19 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、基金管理団体に報告するものとする。

3 本事業の実効性確保のための措置

産地パワーアップ計画を作成する地域協議会等は、本事業の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講じることとする。

(1) 原則として、次に掲げるいずれかの者を地域協議会等の構成員に位置付けるよう努めるものとする。

ア 担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手

イ 都道府県農業法人協会の会員たる農業法人

ウ 指導農業士（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）

エ 青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクトメンバー等の女性農業者をいう。）

(2) 地域協議会等の構成員の選定に当たっては、地域の農業生産の状況を踏まえつつ、地域の主たる産品の担い手の意見が反映されるよう配慮するものとする。

4 本事業の採択基準等

共通6のとおりとする。

5 その他

(1) 基金事業に係る助成金の返納等は、業務方法書に基づき、基金管理団体に対して行うものとする。

ただし、基金解散後にあっては、地方農政局長等の指示を受け、都道府県知事がこれを国に納付するものとする。

(2) 都道府県事業実施方針の軽微な変更については、都道府県知事から基金管

理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなすこととする。

この場合、基金管理団体は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

(3) 農業共済等の積極的活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

別紙 1

収益性向上対策の事業内容等

I 基金事業

1 生産支援事業

(1) 助成対象となる取組の範囲

本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の生産支援事業に掲げる取組とする。

(2) 取組主体

ア 生産支援事業の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄の (5) から (7) までの者は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(3) 補助率

生産支援事業の補助率は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の補助率欄で定める補助率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して別に補助率を設定することができるものとする。

その場合にあっては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

(4) 助成対象経費

生産支援事業の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとする。

ア 農業機械等の導入及びリース導入

第 4 の 5 の (1) のアに掲げる取組に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

(ア) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(イ) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 生産資材の導入等

(ア) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費

(イ) 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

(ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

エ その他の留意点

きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は AGMIRU の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 地域協議会等は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

(ウ) 都道府県知事は、対象とする農業機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(エ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(オ) 取組主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(キ) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3

月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体(取組主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

- (ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface(複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下「API」という。)を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 取組主体は、共通7により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

- (イ) 助成対象の農業機械等は、次の①又は②のいずれかに限るものとする。

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等

② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等(当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。)

- (ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

- (エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第31第2項に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。
地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (オ) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

② 取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担(事業費-助成金)/当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 機械導入を行う者のうち、本要綱別表 2 の I の取組主体欄 1 の (5) の農業者は、次の全てに該当すること。

① 青色申告（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。）を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、取組主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

(イ) 農業機械等のリース期間は、産地パワーアップ計画の事業実施期間（年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(ウ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2 以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2 以内）

(エ) 農業機械等のリース導入に対する助成を行う地域協議会等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(6) 生産資材の導入等に係る留意事項

ア 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃については、地域の標準的な農作業

受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

（７）特別枠

ア スマート農業推進枠

（ア）取組対象

支援対象は、生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組とする。

（イ）取組内容

ＩＣＴやロボット技術等の先端技術導入に対して、優先枠を設定するものとする。また、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）における成果目標を以下に掲げる水準に設定する場合は、当該先端技術の導入支援に併せ、当該特別枠の予算の範囲内で、１年間に限り、（ウ）に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して助成することができるものとする。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの 15%以上の削減
- ② 販売額又は所得額の 15%以上の増加
- ③ 労働生産性の 15%以上の向上
- ④ 農業支援サービス事業体の利用割合の 15%以上の増加かつ 50%以上とすること

（ウ）助成対象経費は、次に掲げるものとする。

a 旅費

取組主体に属する構成員、外部専門家に対する旅費

b 報償費

講師謝礼（オペレーター養成費、技術コンサルタント料）等

c 役務費

分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費

d 雑役務費

保険料

e 需用費

消耗品費、印刷製本費

f 使用料賃借料

会場借上料等

(エ) 導入・定着関連費用等の補助率は定額とし、1 取組主体当たり 100 万円を限度額とする。

イ 施設園芸エネルギー転換枠

(ア) 取組対象

施設園芸産地において、従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化する取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

① 省エネ機器の導入面積を産地の 50%以上に拡大

② 燃油使用量の 15%以上の低減

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、助成対象経費は次に掲げるものとする。

① 省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器及び内部設備の導入及びリース導入に要する経費

② ①の取組を行う場合の施工に要する経費

ただし、省エネ機器を有さないパイプハウス等については、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入又はリース導入は不可とする。

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

ウ 持続的畑作確立枠

(ア) 取組対象

畑作地域において、経営規模の拡大や需要の高い作物への転換、生産体系の抜本的な改革等に必要となる省力機械化作業体系を導入することにより、持続的な生産体系を確立し、生産基盤の強化が見込まれる取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、助成対象作物の農業機械等の導入及びリース導入を支援する。

① サツマイモ基腐病が発生した当該地域の 10 a 当たり収量を 10%以上増加

② ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を 10 ポイント以上増加、又は 50%以上に増加

- ③ 種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の 50%以上で実施
- ④ 豆類又はばれいしょの導入比率を 2 ポイント以上増加
- ⑤ 需要が見込まれる品目・品種への 10%以上の転換
(対象品目の作付実績がない場合は、輪作対象面積の 10%以上の導入)
- ⑥ てん菜の直播率の 10%以上の増加
- ⑦ 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は、地域の畑作生産体系を構成する基幹作物のうち麦及び大豆を除く作物とし、助成対象経費は、かんしょ、ばれいしょ、畑地に作付けされる豆類及びてん菜等の省力機械化作業体系を構築するために必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費とする。ただし、てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更、基幹作業の外部化又は共同化に必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費に限る。また、かんしょについては、育苗に必要な生産資材の導入に要する経費も対象とする。

(エ) (ウ) の基幹作物は、地域の輪作を構成する主要な輪作作物として、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

(オ) 取組主体の事業計画の実施期間は 1 年とする。

(カ) その他の本取組の実施基準は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3308 号農林水産事務次官依命通知）の規定を準用するものとする。

2 効果増進事業

(1) 助成対象となる取組範囲

本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の効果増進事業に掲げる取組とする。

(2) 取組主体

効果増進事業の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の取組主体欄に掲げる者とする。

(3) 補助率

効果増進事業の補助率は、本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の補助率欄に定めるとおりとする。

(4) 助成対象経費

効果増進事業の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

ア 計画策定等に要する経費

(ア) 旅費

協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 報償費

講師謝礼等

(ウ) 需用費

- 消耗品費、印刷製本費
 - (エ) 使用料賃借料
 - 会場借上料等
 - イ 技術実証に要する経費
 - (ア) 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費
 - 生産コスト削減等の技術実証の取組に必要な農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。
 - a 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
 - b 原則、新品であること。
 - ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
 - (イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費
 - ウ 助成対象としない経費
 - (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - (ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - (エ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入及びレンタル導入に対する助成
 - (オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
 - (カ) 種苗の購入に係る経費
- (5) 効果増進事業の留意事項
 - ア 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、1 の（5）（ウの（イ）及び（ウ）を除く。）に準じるものとする。
 - イ 農業機械の導入実証を行う場合は、複数の農業者又は農業者の組織する団体及び機械メーカー等で構成された協議会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

II 整備事業

- (1) 補助対象となる施設の範囲
 - 本要綱別表 2 の II の 1 に掲げる施設とする。
- (2) 取組主体
 - ア 整備事業の取組主体は、本要綱別表 2 の II の 1 の取組主体欄に掲げる者とする。
 - イ 同欄の（9）の「別記 2 に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

る。

(ア) 対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

(イ) 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

(ウ) 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

(エ) 複数の生産者との間で、事業実施から３年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。

ウ 同欄の（１０）の「別記２に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から３年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結しており、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

エ 同欄の（１１）の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

オ 同欄の（１２）のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(イ) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(ウ) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(エ) コンソーシアム規約が定められていること。

(オ) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(キ) 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

① 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

② 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

(3) 対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、本要綱別表2のⅡのメニューの欄の1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合については、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域内(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合、実施できる整備事業の内容は、共通2の基準に記載する施設を除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 補助率

整備事業の補助率は、本要綱別表2のⅡの補助率欄に定めるとおりとする。

ア 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書により別記2に定める場合は、対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合とし、補助率を事業費の10分の6以内とする。

イ 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書により別記2に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

(ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合

(イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書の別記2に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

(ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

- (ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合
- (エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

(5) 補助対象経費等

整備事業の補助対象経費や事務手続については、本要綱に定めるもののほか、「事務取扱」を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）を準用するものとする。

(6) 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通1のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

(7) 施設の補助対象基準

整備事業で整備する施設については、共通2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

また、本要綱別表2のⅡの採択要件欄の1の(3)の別記2に定める場合は、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合とし、これに該当する場合は、投資効率の算定を要さないものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、産地全体の収益性向上に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第 15 の 3 及び第 16 の 3 の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

（イ）処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

カ 整備事業で実施する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ク 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

- (エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- ケ 次に掲げるものは、助成の対象外とする。
- (ア) 施設の附帯施設のみの整備
 - (イ) 施設用地の整地や改良などの整備
 - (ウ) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - (エ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - (オ) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
 - (カ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- コ 施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- サ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - (イ) 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- シ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- (ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- セ 対象作物が果樹の場合であって、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定

面積の総和の割合が、現に直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、取組主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれなければならないものとする。

タ 稲、麦、大豆、子実用とうもろこし、果樹及び野菜を対象作物とする場合は、取組主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の取組主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

チ きのこと及び山菜類を対象とする場合にあつては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのを対象とする場合にあつては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあつては、野菜として取り扱うものとする。

ツ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

テ 土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。））、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。））及び子実用とうもろこしをいう。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設並びに稲、麦及び豆類を対象とした農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、取組主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ナ 本事業で導入する施設等は、原則、産地パワーアップ計画の対象区域内で生産される原材料を使用することとする。

ただし、本要綱別表2のⅡの1の取組主体欄の（7）に掲げる民間事業者の

取組については、都道府県知事が特に必要と認める場合に限り、施設等の全利用量の過半を占めることを条件に認めることができるものとする。

ニ 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

ヌ 整備を行う者のうち、本要綱別表 2 のⅡの 1 の取組主体欄の（５）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ネ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、第 15 に定める取組主体事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し（以下「共済制度等加入資料」という。）を地域協議会長等に提出するものとし、地域協議会長等は、取組主体から提出された共済制度等加入資料を産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出にあわせて、都道府県知事に提出するものとする。

ノ 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

ハ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後 6 年以内に整備ほ場を畑地化することとする。

（９）施設の管理運営

ア 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会長等、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるもの

とする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、地域協議会長等又は取組主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

(10) 優先枠

ア 中山間地域の体制整備の取組

(ア) 取組内容

支援対象は、中山間地域の収益力強化に必要となる本要綱別表 2 のⅡのメニュー欄の 1 の取組とする。

(イ) 対象地域等

対象地域は、a から 1 までのとおり（以下「中山間地域等」という。）とする。

また、中山間地域所得向上計画（中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号、28 農振第 1337 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 2 に定める中山間地域所得向上計画、又は、中山間地域所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号、2 農振第 2613 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 4 に定める計画であって、同要領第 3 に定める中山間地域所得確保推進事業実施計画に基づき策定された又は策定される予定の計画をいう。以下同じ。）と連携する産地パワーアップ計画の対象地域についても同様とする。

- a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- b 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- c 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規

- 定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- d 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - e 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - f 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄
 - g 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
 - h 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
 - i 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された特別豪雪地帯
 - j 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - k 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く）
 - l 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域
- (ウ) 上限事業費
- 共通 1 のとおりとする。
- また、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の上限事業費は、共通 1 の上限事業費の 1.3 倍（小数点第 1 位を四捨五入）とする。
- イ 農産物輸出に向けた体制整備
- 支援対象は、農産物輸出拡大に向けて、成果目標に第 4 の 5 の（1）のアの⑤に掲げる目標を設定した産地における体制整備の取組とし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

別紙 2

生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

1 農業用ハウスの再整備・改修

(1) 取組要件

本事業は、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への農業用ハウス（以下「ハウス」という。）の譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的として、ハウスの再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となるハウスが以下のいずれかに該当すること。

① 原則として5年以内に継承者（1及び2においてハウスや樹体等の譲渡を受け、又は受ける予定の新規就農者又は担い手をいう。）に譲渡される計画があること。

② 継承者が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

(2) 取組主体

ア 本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

(3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表2のIの2の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に当該補助率を明示するものとする。

(4) 助成対象経費

産地において、後継者不在のハウスを継承者に継承するため、又は継承後の営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア ハウスの再整備・改修

既存のハウスにおける強度や作業性の向上等に要する経費として次に掲げるものとする。

(ア) 既存のハウス（ハウスの種別を問わない。）のパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備に必要な資材の購入に要する経費

(ウ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

(エ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

イ 機械設備等の導入及びリース導入

既存のハウス又はアにおいて再整備・改修するハウスに設置する次の（ア）に掲げる機械設備の導入費及びリース費であって、（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 補助対象機械設備等

養液栽培装置、複合環境制御装置、変電設備、自動カーテン装置、底面給水装置、立体栽培装置、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房装置、ヒートポンプ等

(イ) 本体価格が 50 万円以上の機械設備等であるものとする。

(ウ) 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が 50 万円未満の機械設備等の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

(5) ハウスの再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修したハウスを継承者に譲渡する場合、その譲渡額は、「当該ハウスの残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスとおおむね同等のハウス面積の確保に必要なものに限るものとする。また、再整備・改修するハウスの強度や作業性、機械設備等の内容については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、(1) のアの①の計画の下、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できるものとする。

ウ ハウスの再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

エ ハウスの再整備・改修を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共

済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

オ 再整備・改修したハウスについて、確実に継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって施設の適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

カ 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として再整備・改修する場合については、別紙１のⅡの（８）のヌについて留意することとする。

（６）機械設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 機械設備等のリース導入については、継承後に本事業を活用する場合に限る。

イ 機械設備等の導入及びリース導入に当たっては、農業機械等の導入・リース導入に準じて、別紙１のⅠの１の（５）について留意することとする。（ただし、１（５）のイの（イ）を除く。）

２ 果樹園・茶園等の再整備・改修

（１）取組要件

本事業は、継承者への樹体等の譲渡又は継承者が樹体等の譲渡を受けた後の営農開始を目的として、当該樹体等に係る樹園地の再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となる樹園地が以下のいずれかに該当すること。

① 原則として５年以内に継承者に樹体等を譲渡する計画があること。

② 継承者が樹体等の譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、４の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

（２）取組主体

ア 本要綱別表２のⅠの２の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表２のⅠの２の採択要件欄の別記２に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

（３）補助率

ア 本要綱別表２のⅠの２の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表２のⅠの２の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

イ 本要綱別表２のⅠの２の補助率欄の別記２に定める場合は、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合とし、補助率及び補助額は、別表１のとおりとする。

ただし、果樹においては、優良な品目又は品種への改植等及び樹園地の若返

り等のために行う同一品種への改植等に限るものとする。

(4) 助成対象経費

産地において、後継者不在の樹園地において樹体等を継承者に継承するため、又は継承後の円滑な営農を開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費

イ 果樹等の改植等に要する経費

ウ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費

エ ウの取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

オ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

カ 助成対象としない経費

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（ウ）毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(5) 果樹園・茶園等の再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修した樹体等を継承者に譲渡する場合は、その譲渡額は、「当該樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすることとする。

ウ 果樹等の改植等を行う場合の対象品目及び品種は、都道府県事業実施方針にその選定理由とともに明記するものとする。また、果樹においては、当該都道府県における主要品目の品種であることとする。

エ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う場合の対象品目及び品種は、ウに加えて、次の全てに該当するものとする。

（ア）競争力のある品種であると認められること。

（イ）需要に応じた生産量の維持が必要と認められること。

また、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成に当たっては、改植等の取組の対象品目及び品種を明記するものとし、その選定に当たっては、次の全てに該当するものとする。

a 当該産地における主要品目の品種であること。

b 当該産地において生産量の維持が必要と認められること。

オ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定である又は既に導入されているものとする（本事業により導入する場合を除く。）。

カ 果樹等の改植等の実施面積は、樹園地ごとの合計面積がおおむね2 a 以上であるものとする。

キ 果樹の取組において、ウ及びエの対象品目並びに品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。

ク 樹園地の再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ケ 再整備・改修した樹園地について、確実に樹体等の継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

3 農業機械の再整備・改良

(1) 取組要件

本事業は、作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能が効率的かつ円滑に継承されることを目的として、農業機械の再整備・改良を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 継承者（3において新規就農者、担い手又は農作業受託組織をいう。）が、継承後5年後も営農を継続することが確実と見込まれること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

(2) 取組主体

ア 取組主体は、本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

(3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

(4) 助成対象経費

ア 農業機械の再整備

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又リース導入に要する経費

イ 農業機械の改良

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良に要する経費（資材費、役務費に限る。）

(5) 農業機械の再整備・改良に係る留意事項

ア 導入又はリース導入できる機械及び改良を実施する機械は、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の活用予定面積の作業に必要な能力のものに限る。

イ 助成対象としない経費

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォー

- クリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (ウ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に対する助成
- (エ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- ウ 市販され、又は既に取組主体が所有しているものを活用しての農業機械等の改良を行う場合において、取組主体が自ら改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。
- エ 農業機械の再整備・改良の取組を実施するに当たっては、農業機械の導入又はリース導入に準じて、別紙 1 の I の 1 の（5）について留意すること。（但し、1（5）のイの（イ）を除く。）

4 生産装置の継承・強化に向けた取組

(1) 取組主体

生産装置（ハウス、樹園地における樹体等、農業機械その他産地の生産基盤を維持・強化するために必要な施設等をいう。以下同じ。）の継承・強化に向けた取組の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 2 の取組主体欄に定める者とする。

(2) 補助率

生産装置の継承・強化に向けた取組の補助率は、本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄に定めるとおりとする。

(3) 助成対象経費

生産装置の継承・強化に向けた取組の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとし、原則として、1、2 及び 3 の取組を実施する場合についてはアの取組を必須の取組とする。

ア 産地における継承・強化体制の構築

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、産地において継承・強化体制を構築するための以下の取組に要する会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、雑役務費、備品費等とする。

(ア) 推進会議の開催

(イ) 園芸施設、樹園地の最適な再整備・改修の検討、作業工程の合理化、作業受託等の推進に必要な調査、分析、設計

イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングを行うための以下の取組に要する備品費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、旅費、謝金、役務費、雑役務費、通信・運搬費、委託費等とする。

(ア) ニーズ把握の調査、分析

(イ) 新規就農者、担い手への広報用資料作成、セミナー開催等の情報提供

(ウ) 継承のあっせん、貸付けの事務手続

(エ) その他生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングに資する取組

ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、農業協同組合等の受け皿組織が本事業によりハウス、樹園地における樹体等を継承後、新規就農者又は担い手に貸付けを行うまでの間、良好な状態で維持するために必要な備品や生産資材の購入、管理作業等に要する備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。

エ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業機械等及び農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 取組主体の役職員の賃金

(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組の留意事項

ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 2 で果樹等の改植等を実施した場合は、その実施面積における（3）のウの経費のうち改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に相当する経費は助成対象外とする。

5 生産技術の継承・普及に向けた取組

(1) 取組主体

生産技術の継承・普及に向けた取組の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 2 の取組主体欄に掲げる者とする。

(2) 補助率

ア 生産技術の継承・普及に向けた取組の補助率は、本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄に定めるとおりとする。

イ 本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄ただし書の別記 2 に定める場合は（3）のイの（ウ）の取組を行う場合とし、補助率は $1/2$ 以内とする。

(3) 助成対象経費

ア 栽培管理、労務管理等の技術実証

助成対象経費は、栽培管理、労務管理等の技術実証のために必要な以下の取組に要する分析機器・農業機械の導入又はリース導入、果樹等の改植等（新植を含む。5において同じ。）に係る経費のほか、別表 2 に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費、備品費、資材費等とする。

- (ア) 会議の開催
 - (イ) 実証技術の調査・分析
 - (ウ) 実証に直接必要な分析機器・農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借上げ、備品・事務機器・生産資材の購入、果樹等の改植等
 - イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成

助成対象経費は、技術継承・普及のための研修等のために必要な以下の取組に要する別表2に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。

 - (ア) 座学による研修やほ場における実地研修、農業用ハウス等の自力施工・保守管理の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施及び研修効果の測定

なお、実出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。
 - (イ) 研修等受講希望者の募集のための広報用資料作成、イベント開催等の情報提供
 - (ウ) 取組主体の構成員が参加する研修会やセミナー、農業生産現場における実地研修等（（ア）により実施するものを除く。）（受講費を含む。）
- ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援
 - (ア) 助成金の上限額は1産地パワーアップ計画当たり5百万円とする。
 - (イ) 助成対象経費は、農業機械の安全取扱技術を向上するために必要な以下の取組に要する農業機械のリース導入及びレンタル導入（aに必要なものに限る。）に係る経費、農業機械改良費（aに必要なものに限る。）のほか、別表2に掲げる経費のうち、会場借料、備品費、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費等とする。
 - a 大型特殊免許（農耕車に限る。）やけん引免許（農耕車に限る。）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等の開催

なお、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。
 - b 技術研修受講希望者の募集等
- エ 助成対象としない経費
 - (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (イ) 農業機械の導入（リース導入を含む。ただし（3）のウの取組は除く。）及び備品・事務機器の購入における技術実証、研修等以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベ

- ルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - (ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - (エ) 取組主体の役職員の賃金
 - (オ) ウの取組における受講者が支払う経費（免許試験受験料等）
- (4) 生産技術の継承・普及に向けた取組の留意事項
 - ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
 - イ 生産技術の継承・普及に向けた取組に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
 - ウ 果樹等の改植等を実施する場合にあっては、実施面積が1カ所当たり地続きでおおむね2a以上であるものとする。
 - エ 果樹等の改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定であること又は既に導入されているものとする。
 - オ 果樹における改植等の対象品目及び品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。
 - カ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙1のIの1の(5)に準じるものとする。
 - キ 農業機械の安全取扱技術の向上支援で実施する研修では、大型特殊免許（農耕車に限る。）やけん引免許（農耕車に限る。）の取得を目的とした研修を行うこととし、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

- ア 堆肥等の実証的な活用に向けた実証ほの設置
- イ 堆肥等の実証的な活用の効果確認のための土壌分析
- ウ ア及びイの取組の効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等の取組

(2) 取組主体

本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥等の農地施用に要する機械（以下「堆肥散布機械等」という。）のリース導入を行う場合にあっては、リース導入する堆肥散布機械等のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用す

る面積に 10 a 当たり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10 a 当たり 35 千円）を乗じた額と堆肥散布機械等のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を 2 カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

（４）助成対象経費

助成対象経費は別表 2 に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア 土壌分析に必要な検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械等のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費（旅費、役務費、備品費、消耗品費、資料印刷費、会議費等）

（５）事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

（ア）実証ほ場において、新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない。

（イ）堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第 4 条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第 16 条の 2 に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条第 1 項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和 59 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2002 号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。

（ウ）堆肥については、病原微生物による汚染や混入する種子による雑草の発生を防止する観点から、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。

（エ）緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。

（オ）バイオ炭については、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものとする。また、その入手・使用に当たっては法令違反や不適切な手続がないものとする。

イ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：パソコン等）に係る経費

(ウ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械（アタッチメント含む。）のリース導入に対する助成

(エ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 取組主体の役職員の賃金

ウ （１）のアの堆肥等を実証的に活用する場合は、堆肥の施用量の減少などによる地力低下がみられる場合であって、土壌分析結果に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域の偏りが生じることがないように留意するものとする。

エ 堆肥等の施用等に当たっては、以下に留意すること。

(ア) 堆肥の施用量は、地力増進法第３条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の１に規定される家畜排泄物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(イ) 堆肥の施用に当たっては、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4228 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産 1602 号、28 生畜第 1121 号及び 28 生畜第 1120 号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。

(ウ) 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(エ) 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや都道府県の栽培技術指針等に表示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。

オ （１）のイの土壌分析は、（１）のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、（１）のイの取組については、（１）のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は（１）のイの取組に加え、（１）のウの取組を行うものとする。

カ 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成は原則として都道府県協議会長が行うものとする。

キ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙１のⅠの

1の(5)に準じるものとする。

ク (4)のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とする。

Ⅱ 整備事業

(1) 補助対象となる施設の範囲

本要綱別表2のⅡの2に掲げる(1)及び(2)の取組に必要な生産技術高度化施設とする。

(2) 取組主体

ア 本要綱別表2のⅡの2の取組主体欄に定めるものとする。

イ 本要綱別表2のⅡの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)に位置付けられていること。

ウ 本要綱別表2のⅡの2に掲げる(1)の取組を行う際には、当該産地において、本要綱別表2のⅠの2(4)の取組を併せて行うものであること。

(3) 対象地域

整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域(以下「農用地区域」という。)及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

(4) 補助率

本要綱別表2のⅡの2の補助率欄に定めるとおりとする。

(5) 補助対象経費

産地において、後継者不在のハウスを新規就農者又は担い手に継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備に要する経費(再整備に係る既存ハウスの撤去に要する経費を含む。)及び栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備に要する経費を対象とし、整備事業の補助対象経費や事務手続きについては、別紙1のⅡの(5)を準用すること。

(6) 上限事業費

別紙1のⅡの(6)を準用すること。

(7) 施設の補助対象基準

別紙1のⅡの(7)を準用すること。

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

イ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、生産装置の継承・強化又は生産技術の継承・普及に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

ウ 都道府県知事は、別記 1 第 15 の 3 及び第 16 の 3 の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合等）にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強ちに指導するものとする。

エ 整備事業で実施する施設は、後継者不在のハウスで新規就農者や担い手に継承するために再整備が必要な施設又は技術実証に必要な施設で、技術実証に必要な施設については、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ 整備を行う者のうち、本要綱別表 2 のⅡの 2 の取組主体欄の（5）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている、又は本要綱別表 2 のⅠの 2 の（4）の取組により継承のための取組が行われること等、事業の継続性が担保されていること

カ 別紙 1 のⅡの（8）のア、イ、ケ、コ、サの（ア）、シ、ス、ソ、チ、ニ、ネ及びノについて留意すること。

別表 1 生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

1 果樹

補助対象経費		補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり本数)	補助対象とする 植栽密度の下限 (10a 当たり本数)	補助率 (定額補助は 10a 当 たり単価)
1 次の（１）～（５）に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
（１）省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け ３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助とする。		
	上記以外の場合（注１）			
（２）かんきつ類の果樹への改植（（１）の場合を除く。）	（３）主要果樹（注２）への改植（（１）及び（２）の場合を除く。） （４）りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（（１）の場合を除く。） （５）（１）～（４）のいずれにも該当しない改植	本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
（５）（１）～（４）のいずれにも該当しない改植	－	－	１／２以内	
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費（注３）		－	－	定額（22 万円）

注 1： 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の (1) 又は (2) の要件を満たすものであること。

(1) 10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2： 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

3： 1 と 2 は同時に行うことを基本とし、2 単独での実施は認めない。

2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1月付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知）別紙6のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10a当たり単価
1 改植に伴う未収益支援①	141,000円
2 改植に伴う未収益支援②（注1）	181,000円
3 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
4 台切りに伴う未収益支援	70,000円
5 改植支援	152,000円
6 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
7 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
8 有機栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
9 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	50,000円

注1： 改植に伴う未収益支援②を受ける場合は、次の取組を行うこと。

- （1）40a以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
- （2）次のアからオまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
 - ア ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注2： 上記の1から9までに挙げる支援内容のうち、次に掲げる表において○がついている組み合わせについては、同時に取り組むことができる。

支援内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1					○			○	○
2					○			○	○
3						○		○	○
4								○	○
5	○	○						○	○
6			○					○	○
7								○	○
8	○	○	○	○	○	○	○		○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	

3 永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物）

補助対象経費

支援対象面積 10 a 当たり単価は 150,000 円とする。

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
備品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところによ

			り取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇

			や各種手当は認めない。
会場借料	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信・運搬費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、堆肥散布機械等のリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。
印刷製本費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

資料購入費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資材費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資材の購入経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、実証的に施用する堆肥等の購入代実証に直接必要なかかり増し経費に限る。
燃料費	6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証的に施用する堆肥等の散布等に必要機械作業に限る。
消耗品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ	○委員旅費 ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費	

	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	として、依頼した専門家に支払う経費 ○調査等旅費 ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 ○費用弁償 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・全国的な土づくりの展開にあっては、堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導に係る経費とする。
委託費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ	・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査・分析の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

	6 全国的な土づくりの展開		・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	○手数料 ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 ○租税公課 ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別紙様式第1号（別記2第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

基金管理団体代表
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業全国事業実施方針兼基金造成計画書の承認
（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第
3506号）別記2の第8の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業全国事業実施方針兼基金造成計画書

産地生産基盤パワーアップ事業 全国事業実施方針
兼基金造成計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 基金造成計画

経費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業	円	円	円	
ア 事業費				
① 収益性向上対策	0	0	0	
② 生産基盤強化対策	0	0	0	
うち、全国的な土づくりの展開				
イ 事務費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

（注）「イ 事務費」は、3,000万円以内とすること。

4 添付書類

- （1）規約及び会計に関する規程
- （2）業務方法書（案）

別紙様式第2号（別記2第9の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

基金管理団体代表
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第9の1の規定に基づき、業務方法書を作成（変更）したので、下記の書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書
（変更の場合） ・ 業務方法書を変更する理由
 ・ 変更箇所（業務方法書の新旧対照表）

別紙様式第3号（別記2の第10の1関係）

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針

別添参考様式 1 号（別記 2 別紙様式第 3 号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名

策定： 年 月 日

I 収益性向上対策

変更： 年 月 日

1 目的

2 基本方針

作物名	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

4 取組要件

（1）基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

6 取組主体助成金の交付方法

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

8 その他

都道府県名

策定： 年 月 日
変更： 年 月 日

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

2 基本方針

作物名	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

4 取組要件

（１）基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件

（注）果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

7 取組主体助成金の交付方法

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

9 その他

都道府県名

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

2 基本方針

3 本事業の推進・指導方針・体制

4 取組要件

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

6 取組主体助成金の交付方法

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

8 その他

別紙様式第4号（別記2第10の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
（市町村長経由）

地域農業再生協議会
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画（○○対策）の承認
（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画書（○○タイプ）

（注1）収益性向上対策、生産基盤強化対策はそれぞれ別途申請すること。

なお、生産基盤強化対策のうち、全国的な土づくりの展開の取組のみを申請する場合は、件名の「（○○対策）」を「（生産基盤強化対策のうちの全国的な土づくりの展開の取組）」と記載すること。

（注2）別記2の別紙1のⅡの（10）のアの取組については、市町村長を経由して都道府県知事に提出すること。

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書(収益性向上タイプ)
(産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇(西暦〇〇)～〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名

地域協議会名：
代表者

整理No. _____

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプ）
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名

整理番号

1 産地パワーアップ計画

（1）産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

（2）産地の収益性の向上のための取組内容

（3）地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

（4）中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
計					

（5）計画の内容

ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

地区名	対象作物	取組内容	成果目標												スマート農業推進枠	事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
			現状				目標				実績									
			年度	面積 単位 ha	生産量、出荷量 又は処理量 単位 t	年度	面積 単位 ha	生産量、出荷量、 又は処理量 単位 t	年度	面積 単位 ha	生産量、出荷量、 又は処理量 単位 t	年度	面積 単位 ha	生産量、出荷量、 又は処理量 単位 t						
														導入・定着の取組 の実施内容						

イ 販売額又は所得額の10%以上の増加

地区名	対象作物	取組内容	成果目標																スマート農業推進枠 導入・定着の取組 の実施内容	地域（県又は国を含む） の価格（販売単価）	補正係 数	価格補 正後の 実績	事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			現状					目標					実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格（販売単価） 単位 円	生産コスト 単位 円	年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格（販売単価） 単位 円	生産コスト 単位 円	年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格（販売単価） 単位 円	生産コスト 単位 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

ウ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

地区名	対象作物	取組内容	成果目標															事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			現状				目標				実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			年度	面積	総生産量又は	契約取引量	年度	面積	総生産量又は	契約取引量	年度	面積	総生産量又は	契約取引量	年度	面積	総生産量又は						契約取引量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				単位 ha	単位 kg	単位 kg		単位 kg	単位 ha	単位 kg		単位 kg	単位 kg	単位 ha		単位 kg	単位 kg						単位 kg	単位 ha	単位 kg	単位 kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

エ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

地区名	対象作物	取組内容	成果目標		現状		目標		実績		事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
			年度	面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha					

オ 農産物輸出の取組（直近年の輸出実績がある場合の輸出手向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合の総出荷額に占める輸出手向け出荷額の割合5%以上又は輸出手向け年間出荷量10トン以上）

地区名	対象作物	取組内容	成果目標		現状		目標		実績		事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
			年度	面積 総出荷額 又は 輸出向け 出荷額	総出荷量又は 輸出向け出荷量 単位 t	輸出向け 出荷額	年度	面積 総出荷額 又は 輸出向け 出荷額	総出荷量又は 輸出向け出荷量 単位 t	輸出向け 出荷額					

カ 労働生産性の10%以上の向上																				
地区名	対象作物	取組内容	成果目標																	
			現状								目標								実績	
			年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格(販売単価) 単位 円	労働時間 単位 h	年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格(販売単価) 単位 円	労働時間 単位 h	年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t	価格(販売単価) 単位 円	労働時間 単位 h	年度	面積 単位 ha	生産量又は 出荷量 単位 t
																			スマート農業推進枠 導入・定着の取組 の実施内容	地域(県又は国を含む) の価格(販売単価) 事業実施 前年度 単位 円
																				目標年度 単位 円

キ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること																				
地区名	対象作物	取組内容	成果目標																	
			現状								目標								実績	
			年度	面積 単位 ha	経営体数 単位 件	利用経営体数 又は利用面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha	経営体数 単位 件	利用経営体数 又は利用面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha	経営体数 単位 件	利用経営体数 又は利用面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha	経営体数 単位 件	利用経営体数 又は利用面積 単位 ha	年度	面積 単位 ha
																			スマート農業推進枠 導入・定着の取組 の実施内容	事後評価の検証方 法(※定量的な検証 ができること。)
																				達成率 (%)

ク 施設園芸エネルギー転換枠
別添のとおり。

ケ 持続的畑作確立枠
別添のとおり。

- (注1) (5) 計画の内容については、別記2の第4の5の(1)に基づき設定した成果目標に応じて、ア～キから選択して作成し、不要なものは削ること。
- (注2) (5) のイについて、設定した成果目標が所得額の場合については、「面積」「生産量又は出荷量」「価格(販売単価)」に加えて「生産コスト」を記載すること。
- (注3) (5) のイ及びカの「地域(県又は国を含む)の価格(単価)」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格(販売単価)を記載すること。なお、分みつ穂の計画の場合は、販売価格に国内産糖交付金を加えること。
- (注4) (5) のイ及びカの「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。
- ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
- (注5) (5) のオの「成果目標」欄については、別記2の第4の5の(1)の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。
- (注6) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- (注7) 成果目標(現状、目標、実績)の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。
- (注8) 中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合は、中山間地域所得確保計画又は中山間所得向上計画(写し)を添付し、備考欄にその旨を記載すること。
- (注9) スマート農業推進枠を利用する計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。また、スマート農業推進枠を活用して技術を円滑に導入・定着させるための取組を農業機械等の導入に併せて実施する場合は「スマート農業推進枠」に取組内容を記入すること。
- (注10) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。
- (注11) 施設園芸エネルギー転換枠を利用する計画の場合は、別添(施設園芸エネルギー転換枠計画書(実施状況報告書兼評価報告書))を添付すること。
- (注12) 持続的畑作確立枠を利用する計画の場合は、別添(持続的畑作確立枠計画書(実施状況報告書兼評価報告書))を添付すること。

(6) その他

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

		総事業費 (円)				年度別内訳										〇〇(西暦〇〇)年度					
						〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度							
						総事業費				総事業費				総事業費				総事業費			
						国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費
基金事業	整備事業																				
	生産支援事業																				
	(内訳)	農業機械等の導入、生産資材の導入等																			
		スマート農業推進枠(追加助成費)																			
		施設園芸エネルギー転換枠																			
		持続的畑作確立枠																			
計																					
整備事業																					
合計																					

- (注1) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- (注2) 生産支援事業のうち、スマート農業推進枠の追加助成費、施設園芸エネルギー転換枠及び畑輪作確立枠を利用しない場合は、内訳を削ること。

(2) 取組一覧
別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)			総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性	
									現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)	国費	都道府県費	市町村費	その他									
附帯事務費（都道府県、市町村）																								
計																								
合計																								

b 生産支援事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	事業内容			総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)	(機械（能力、台数）、リース機械 （能力、台数）、資材費等）	(円)	国費	都道府県費	市町村費								
計																								
合計																								

- （注1）「No」欄には、1の（4）の番号を記載すること。
- （注2）整備事業の附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- （注3）整備事業の「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。
- （注4）生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。
- （注5）整備事業で交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。
- （注6）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- （注7）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	事業内容 (オペレーター養成費・賃金、技術コ ンサルタント料、保険料等)	総事業費 (円)	完了				備考	
									国費	都道府県費	市町村費	その他		
計														
合計														

- （注）「No」欄には、1の（4）の番号を記載すること。

(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	現状値			目標値			実績			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)		(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)										(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

- （注1）「No」欄には、1の（4）の番号を記載すること。
- （注2）附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- （注3）「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。
- （注4）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、 同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- （注5）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプのうち施設園芸エネルギー転換枠）
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名

整理番号

1 産地パワーアップ計画

（1）産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

（2）産地の燃油等の化石燃料からのエネルギー転換に向けた取組内容

（注）エネルギー転換や省エネ化を進めることで産地の収益性の向上に繋がる取組とするよう留意すること。

（3）地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

（4）中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
計					

（5）計画の内容

ア 燃油等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大

地区名	対象作物	取組内容	成果目標																		事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
			現状						目標						実績										
			年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合	年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合	年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	単位	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合					
					ha		ha	%			ha		ha	%			ha		ha	%					

（注）「化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合」欄は、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合とすることとし、加温をしない施設面積は入れないものとする。
なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。

イ 燃油使用量の15%以上の低減

地区名	対象作物	取組内容	成果目標														事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性	
			現状				目標				実績											
			年度	燃油使用量	単位	燃油使用量低減割合	年度	燃油使用量	単位	燃油使用量低減割合	年度	燃油使用量	単位	燃油使用量低減割合	年度	燃油使用量						単位
					L			L	%				L	%								

（注1）品目別に記載すること（複数品目ある場合は行を追加すること）。

（注2）（5）計画の内容については、別記2の別紙1のⅠの1の（7）のイに基づき設定した成果目標に応じて、アまたはイから選択して作成し、不要なものは削ること。

（注3）「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

（注4）成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

（注５）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

（６）その他

2 事業計画（実績）

（１）総括表

		総事業費 (円)				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業						
	生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠）					
合計						

（２）取組一覧

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業
内訳

生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠）																												
No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等）	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性				
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他												
合計																												

- （注1）「No.」欄には、1の（4）の番号を記載すること。
- （注2）「面積」欄には、実施面積を記載すること。
- （注3）「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。
- （注4）「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。
- （注5）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- （注6）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

別添（持続的畑作確立枠）

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプのうち持続的畑作確立枠）
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名

整理番号

1 産地パワーアップ計画

（1）産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

（2）産地の持続的な生産体系の確立に向けた取組内容

（注）産地の収益性の向上に繋がる取組とするよう留意すること。

（3）地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

（4）中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所		取組内容	備考
計					

（5）計画の内容

ア サツマイモ基腐病が発生した当該地域の10アール当たり収量を10%以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	単位 kg	年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	単位 kg	年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	単位 kg					
						ha		kg			ha		kg			ha		kg		

イ ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を10ポイント以上増加、又は50%以上に増加

				成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	現状				目標				実績								
				年度	ばれいしょの 作付面積	単位	抵抗性品種 作付面積	単位	年度	ばれいしょの 作付面積	単位	抵抗性品種 作付面積	単位	年度	ばれいしょの 作付面積					
						ha		ha			ha		ha		ha		ha			

ウ 種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の50%以上で実施

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	種子用 作付面積	単位	低減取組 実施面積	単位	年度	種子用 作付面積	単位	低減取組 実施面積	単位	年度	種子用 作付面積					
							ha		ha				ha		ha			ha		ha

(注) り病率低減の取組実施面積とは、種馬鈴しよ検査実施要領(昭和49年8月31日付け49農畜第533号)を参考に実施した自主検査等において、同要領第6の3に規定するバイラスリ病株残存率が0.1%未満であることが確認された原種ほ、採種ほ面積とする。

エ 豆類又はばれいしょの導入比率を2ポイント以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	経営全体の 面積	単位	豆類又は ばれいしょの 面積	単位	年度	経営全体の 面積	単位	豆類又は ばれいしょの 面積	単位	年度	経営全体の 面積					
							ha		ha				ha		ha			ha		ha

オ 需要が見込まれる品目・品種への10%以上の転換

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				現状				目標				実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				年度	面積	単位	需要が見込まれる 品目・品種	年度	面積	単位	需要が見込まれる 品目・品種	年度	面積	単位	需要が見込まれる 品目・品種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						ha					ha					ha					ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

カ てん菜の直播率の10ポイント以上の増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	てん菜の 作付面積	単位	てん菜の 直播面積	単位	年度	てん菜の 作付面積	単位	てん菜の 直播面積	単位	年度	てん菜の 作付面積					
							ha		ha				ha		ha			ha		ha

キ 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	面積		外部化又は共同化	年度	面積		外部化又は共同化	年度	面積		外部化又は共同化					
					単位	ha			単位	ha			単位	ha	単位	ha				
						ha				ha				ha						

（注）「外部化又は共同化」欄には、外部化又は共同化を行う面積（育苗は、当該苗を作付けする面積。）を記載し、成果目標の算定等に当たっては、対象作物の作付面積に対する取組割合（％）を算出すること。

（注１）（５）計画の内容については、別記２の別紙１のⅠの１の（７）のウに基づき設定した成果目標に応じて、ア～キから選択して作成し、不要なものは削ること。

（注２）「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

（注３）成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

（注４）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

（６）その他

2 事業計画（実績）

(1) 総括表

	基金事業	生産支援事業（持続的畑作確立枠）	総事業費 (円)			備考
			国費		その他	
合計						

(2) 取組一覧

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

生産支援事業（持続的畑作確立枠）

No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数))	総事業費 (円)	完了				事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性	
											国費	都道府県費	市町村費	その他								
								現状値 (○年度)														
合計																						

(注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「一」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書(生産基盤強化タイプ)
(産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名

地域協議会名：
代表者

整理No. _____

(注)全国的な土づくりの展開の取組を単独で申請(報告)する場合は、件名の「(生産基盤強化タイプ)」を「(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)」と置き換えること。

産地生産基盤パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプ）
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名

整理番号

- 1 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）
（1）産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

- （2）産地の生産基盤強化のための取組内容

- （3）地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

- （4）生産装置の継承者（作業受託組織を含む。）又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容

No.	継承者・作業受託組織又は生産装置の継承・強化の取組若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組を実施する団体等の名称	住所	代表者名	継承又は取組内容	備考
計					

- （5）計画の内容

ア 産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）

取組メニュー	対象作物	現状												目標												実績												地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）						補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）	達成率（％）	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		年度	面積				総販売額				年度	面積				総販売額				年度	面積				総販売額				事業実施前年度			目標年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			単位	ha	単位	円	単位	ha	単位	円		単位	ha	単位	円	単位	ha	単位	円		単位	ha	単位	円	単位	円	単位	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

イ 取組の具体的内容

取組メニュー	対象作物	取組面積	取組内容	取組目標										地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)				補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)	平均達成率(%)	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				現状			目標			実績				地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		年度		数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	事業実施前年度	事業実施年度	目標年度	単位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</

(注1) 果樹等の改植等を行う場合は、「対象作物」欄に対象品目、品種を記載すること(果樹について、メニュー「果樹園・茶園等の再整備・改修」で行う場合は、都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る)。

(注2) (5) イの取組の具体的内容については、取組メニューごと、以下の6つの取組目標ごとに作成する。

・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目(輸出有力品目、輸入代替品等)の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加

(注3) 産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合及び取組主体が生産コストの低減又は労働生産性の向上の取組を行う場合は「地域(県又は国を含む)の価格(単価)」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価(販売単価)を記載すること。

(注4) 産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合及び取組主体が生産コストの低減又は労働生産性の向上の取組を行う場合は「補正係数」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。

(注5) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

(注6) 成果目標(現状、目標、実績)の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。

(注7) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

(6) その他

2 事業計画（実績）

（1）総括表

		総事業費 (円)	年度別内訳																			
			〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度			
			総事業費								総事業費								総事業費			
			(円)								(円)								(円)			
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他					
基金事業	農業用ハウスの再整備・改修																					
	果樹園・茶園等の再整備・改修																					
	農業用機械の再整備・改良																					
	生産装置の継承・強化に向けた取組																					
	生産技術の継承・普及に向けた取組																					
	計																					
整備事業	〇〇																					
	計																					
合計																						

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（2）取組一覧

別添のとおり。

(別添 1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能 力、台数）、資材費等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
計																										
計																										
合計																										

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

(別添 2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
附帯事務費（都道府県、市町村）																										
計																										
附帯事務費（都道府県、市町村）																										
計																										
合計																										

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

産地パワーアップ事業
産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）
（産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名

整理番号

- 1 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）
（1）土づくり地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、地域の関係者が果たす役割

都道府県内の土づくりと土壌の現状、土づくりに向けた課題と対応方針、土づくりにより期待される成果、地域の関係者が果たす役割を記載する

- （2）全国的な土づくりの展開の取組の内容

No.	地区名（市町村名）	作物名	取組主体の名称	取組内容（用いる堆肥の種類・施用量、実証ほの設置数（面積）、分析項目等）	備考
	〇〇地区（市町村名）				
実証ほの設置数（面積）の合計					

- （3）計画の内容

ア 総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標

対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												地域（県又は国を含む） の価格（販売単価）			補正係数	価格補正 後の実績	事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
	現状				目標				実績													
	年度	面積		総販売額	年度	面積		総販売額	年度	面積		総販売額	事業実施 前年度	目標年度	単位							
		単位	単位			単位	単位			単位	単位											
〇〇			ha																			
〇〇			ha																			
〇〇			ha																			
〇〇			ha																			

- （注1）産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合は「地域（県又は国を含む）の価格（単価）」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。
- （注2）産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合は「補正係数」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。
- また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
- （注3）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

イ地力の向上

No.	取組主体名	対象作物	取組面積		取組内容	成果目標								事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考		
			現状				目標				実績									
			年度	数値		単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位								
		〇〇		単位 ha	牛ふん堆肥の施用 実証（又はペレット 堆肥の施用実証） 作物名：〇〇カ所	〇	指標とする 土壌分析項目 （pH、 EC、CEC 等）		〇	指標とする 土壌分析項目 （pH、 EC、CEC 等）		〇	改善された 実証ほの数 （又は面積）							
		〇〇	〇〇	ha																
		〇〇	〇〇	ha																
		〇〇	〇〇	ha																

（注１）ア及びイは対象作物毎に設定する。

（注２）イの「取組内容」については堆肥の種類（指定混合肥料及び混合堆肥複合肥料の場合は肥料の名称を含む）、作物毎の土づくりに取り組んだほ場の力所数を記載するものとする。

「成果目標」の欄には、地目や作物に応じた土壌の地力の向上に係る項目について、現状として取り組む前のほ場の平均値、改善目標値、実績として改善目標に達したほ場の面積又は力所数の割合を記載するものとする。

（注３）成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

（４）その他

２ 事業計画（実績）

（１）総括表

総事業費 (円)					年度別内訳														
					〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度				
					総事業費					総事業費					総事業費				
国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	
0	0	0	0	0	0					0					0				

（２）取組一覧

別添のとおり。

(別添)

地域協議 会等名	整理 番号	No.	取組主体 名	対象作物	取組面積	取組内容	成果目標										総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
							現状			目標			実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	国費	都道府県費								市町村費	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

(注１)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。
(注２)備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙様式第 5 号（別記 2 第10の 4 関係）

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

取組主体名
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画の承認（変更承認）申請に
ついて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年12月12日付け 4 農産第3506
号）別記 2 の第10の 4 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画書

(別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

取組主体名 〇〇
代表者 〇〇

（収益性向上対策のうち基金事業（うち生産支援事業等）・整備事業）

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書（収益性向上タイプ）
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

1 取組主体の情報

地域協議会名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒	—		電話番号			

（注1）「区分」欄には、交付等要綱別表2に定める取組主体の区分を記入すること。
（注2）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積	成果目標			事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法） （※定量的な検証ができること。）	備考
						現状	目標	実績		
						年 度	年 度	年 度		
					単 位					

（注1）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
（注2）成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標（別記2の第4の5の（1）のいずれか）を記載すること。
（注3）中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合は、備考欄にその旨を記載すること。

3 事業計画（実績）

（1）総括表

		総事業費 (円)					年度別内訳										備考
							〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					
							総事業費					総事業費					
		国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
基金事業	整備事業																
	生産支援事業																
	うち、農業機械等の導入、生産資材の導入等																
	うち、スマート農業導入・定着関連費用																
	計																
整備事業																	
合計																	

（注1）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
（注2）生産支援事業のうち、スマート農業推進枠の追加助成費を利用しない場合は、内訳を削ること。

○ 添付資料

1 基金事業

（1）生産支援事業は、別紙2及び別添1～3のうち該当するものを添付すること。

（2）整備事業は、別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、 ⑧ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、 ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

2 整備事業

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、 ⑧ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、 ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

（2）内訳

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性				
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他															
附帯事務費（都道府県、市町村）																														
計																														
合計																														

b 生産支援事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等)	総事業費 (円)	完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性		
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)												
計																						
計																						
合計																						

（注1）「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の（4）の番号を記載すること。

（注2）整備事業の附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

（注3）生産支援事業において果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る）。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

（注4）整備事業の「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

（注5）生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。

（注6）整備事業で交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

（注7）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注8）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	事業内容 (オペレーター養成費・資金、技術コン サルタント料、保険料等)	総事業費 (円)				完了 年月日	備考
								国費	都道府県費	市町村費	その他		
計													
合計													

（注）「No.」欄には、1の（4）の番号を記載すること。

(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (〇年度)	収支率 (〇年度)	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性						
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他																	
附帯事務費（都道府県、市町村）																																
計																																
合計																																

（注1）「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の（4）の番号を記載すること。

（注2）附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

（注3）「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記入すること。

（注4）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注5）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。□

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

5. 「農業分野におけるA Iデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA Iデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

6. オープンAPIへの対応

- トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
□ 整備している（又は整備する見込みである）□ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は
整備する見込みである農機メーカー
（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、GLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることが
できます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への
変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

(収益性向上対策のうち基金事業うち生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠））

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書（収益性向上タイプのうち施設園芸エネルギー転換枠）
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

1 取組主体の情報

地域協議会名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒 ー			電話番号			

（注１）「区分」欄には、交付等要綱別表２に定める取組主体の区分を記入すること。

（注２）定款、規約及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積 単位 ha	成果目標				事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法） （※定量的な検証ができること。）	備考
						現状 年度	目標 年度	実績 年度			

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）品目別に記載すること（複数品目ある場合は行を追加すること）。

（注３）成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標（別記２の別紙１のⅠの１の（７）のイの（イ）のいずれか）を記載すること。

3 事業計画（実績）

（１）総括表

		総事業費 (円)				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業						
	生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠）					
合計						

○ 添付資料

1 基金事業

（１）生産支援事業は、別紙２及び別添１、３のうち該当するものを添付すること。

（２）内訳

ア 基金事業

内訳

生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠）

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能 力、台数)、資材費等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性				
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他												
合計																												

（注１）「No.」欄には、産地パワーアップ計画の１の（４）の番号を記載すること。

（注２）「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

（注３）「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

（注４）「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。

（注５）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注６）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 誓約・同意事項

「燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項」について誓約する。 ☐

（次の「燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。）

燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項

燃油価格高騰対策に加入しています。又は、今後、加入します。

5 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 ☐

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

(収益性向上対策のうち基金事業うち生産支援事業（持続的畑作確立枠）)

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書（収益性向上タイプのうち持続的畑作確立枠）
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

1 取組主体の情報

地域協議会名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒 ー			電話番号			

（注１）「区分」欄には、交付等要綱別表２に定める取組主体の区分を記入すること。

（注２）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物名	取組内容	面積	成果目標				事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法） （※定量的な検証ができること。）	備考
						現状 年度	目標 年度	実績 年度			
					単位 ha						

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標（別記２の別紙１のⅠの１の（７）のウの（イ）いずれか）を記載すること。

3 事業計画（実績）

（１）総括表

	基金事業	生産支援事業（持続的畑作確立枠）	総事業費 （円）				備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計							

○ 添付資料

1 基金事業

（１）生産支援事業は、別紙２及び別添１、３のうち該当するものを添付すること。

（２）内訳

ア 基金事業

内訳

生産支援事業（持続的畑作確立枠）

No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数))			総事業費 (円)	完了 年月日				事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他							
合計																							

（注１）「No.」欄には、産地パワーアップ計画の１の（４）の番号を記載すること。

（注２）「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

（注３）「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

（注４）「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。

（注５）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注６）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 ☐

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、☐印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

整備事業の明細票

事業区分	

(注) 基金事業又は整備事業のいずれかを記載すること。

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的（地域農業の現状、事業の必要性等）

※産地において問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名 （品種名）	現状（○年度）					取組後（○年度）					備考
	作付面積			10a当たり収量	生産量	作付面積			10a当たり収量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg	kg	ha	ha	ha	kg	kg	

(注1) 中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

(注2) 作物転換を行う場合は、当該取組の内容が分かるように記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg ##	0 kg ##	0 % ##	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「―」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率(施設の処理量/目標年度の処理量)の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「―」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画(取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

6 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円／ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通12に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通12に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

7 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出

9 輸出の取組計画

ア 目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

イ 農産物輸出に向けた体制整備

取組内容	該当の有無	具体的内容及び確認方法	取得予定時期
G L O B A L G. A. P. 等の導入			
H A C C P等認定の取得			
ハラール認証の取得			
輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等			

（注）「該当の有無」欄については、該当する取組内容について、○を記入すること。

10 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備 考
生産工程管理手法の導入		（例）整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

（注１）「該当の有無」欄については、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

（注２）施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記入すること。

(別紙2) (収益性向上対策のうち基金事業(生産支援事業等)(施設園芸エネルギー転換枠)(持続的畑作確立枠)関係)

基金事業(生産支援事業のうち機械導入)の明細票
(取組に参加する者及び取組内容)

1 取組に参加する者

(1) 中心的経営体(受け手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

(2) 本取組に参加する農業者等(出し手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

2 具体的な取組内容

(1) 作付体系の転換(中心的経営体(受け手)への作業面積の集約計画)

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
中心的経営体 (受け手)	1	(例) 水稻	○ ha	水稻	○ ha
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	水稻	○ ha	ー	○ ha
	3	水稻	○ ha	ー	○ ha
	4	水稻	○ ha	ー	○ ha
	計	水稻	○ ha	ー	○ ha

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名(型式)	方針	備考
中心的経営体 (受け手)	1	(例) トラクタ(○○○○○) 田植機(○○○○○) コンバイン(○○○○○)	用途変更 継続利用 下取 廃棄 用途変更 継続利用 下取 廃棄 用途変更 継続利用 下取 廃棄	
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2 3 4	(例) コンバイン(○○○○○) コンバイン(○○○○○) コンバイン(○○○○○)	用途変更 譲渡 廃棄 用途変更 譲渡 廃棄 用途変更 譲渡 廃棄	

注: 既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	必要となる理由
コンバイン	OPS	作業面積の拡大に対応するため。

注: 新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

別添参考様式3－2号(別記2様式第5号関係)

(生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及(基金事業・整備事業))

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

地域農業再生協議会等名 〇〇
代表者 〇〇

（生産基盤強化タイプのうち農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業機械の再整備・改良の取組用（基金事業・整備事業））

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書（生産基盤強化タイプ）
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

1 取組主体の情報

地域協議会名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒	—		電話番号			

（注１）「区分」欄には交付等要綱別表２に定める取組主体の区分を記入すること。

（注２）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積	成果目標						事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	備考	目標の 実現可能性
						現状		目標		実績				
						年度		年度		年度				
					単位 ha									

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る）。

（注３）成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標（別記２の第４の５の（１）のいずれか）を記載すること。

3 事業計画（実績）

（１）総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳										備考			
		〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度								
		総事業費					総事業費								
		国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)		国費	都道府県費	市町村費
基金事業															
整備事業															
合計															

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

○ 添付資料

1 基金事業

○別添１～３のうち該当するものを添付すること。

○継承済又は継承が決まっている場合は、契約書等、継承内容の分かるものを添付すること。

2 整備事業

○別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、

⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

○継承済又は継承が決まっている場合は、契約書等、継承内容の分かるものを添付すること。

（２）内訳

別添のとおり。

※（別添１）～（別添４）のうち、該当部分について記入すること。

(別添 1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等）	総事業費 (円)	完了				事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
											国費	都道府県費	市町村費	その他							
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)											
計																					
合計																					

- (注 1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の 1 の (4) の番号を記載すること。
- (注 2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る）。
また、「面積」欄は実施面積を記載すること。
- (注 3) 「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。
・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目（輸出有力品目、輸入代替品等）の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上
- (注 4) 生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「－」を記載）。
- (注 5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- (注 6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

(別添 2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性		
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都 道 府 県	市 町 村											その他	
附帯事務費（都道府県、市町村）																											
計																											
合計																											

- (注 1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の 1 の (4) の番号を記載すること。
- (注 2) 附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- (注 3) 「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。
・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目（輸出有力品目、輸入代替品等）の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上
- (注 4) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- (注 5) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 ☐

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、☐印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

（生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及用（基金事業・整備事業））

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書（生産基盤強化タイプ）
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

１ 取組主体の情報

整理番号	地域協議会名		取組主体名	
	対象範囲		対象品目	

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

２ 事業計画（実績）

（１）総括表

	総事業費 (円)					年度別内訳										備考
						〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					
	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
基金事業																
整備事業																
合計																

（注１）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（注２）整備事業を行う場合は、別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、 ⑧ 再編利
（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、 ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

（２）事業の目的、効果、成果目標

ア 事業の目的

（注）現状の課題（経緯・背景等）、事業を行う必要性等について記入すること。

イ 事業実施により期待される効果

ウ 事業の目標

目標の具体的内容	目標年度	事後評価の検証方法

エ 事業の実施による効果

（注）事業評価時に記載すること。

（３）事業内容

ア 事業の具体的な内容

イ 事業の実施スケジュール

実施時期	取組内容	備考
(年) 月 月		

（注１）適宜、行を追加すること。

（４）経費の内訳

生産装置の継承・強化に向けた取組

ア 産地における継承・強化体制の構築

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

生産技術の継承・普及に向けた取組

ア 栽培管理、労務管理等の技術実証

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援						
費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

（注１）不要な項目は削除すること。

（注２）適宜、行を追加すること。

○ 添付資料

1 基金事業

別紙２及び別添１～３のうち該当するものを適宜修正して添付すること。

2 整備事業

別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、
- ② 費用対効果分析、
- ③ 施設の規模算定根拠、
- ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、
- ⑤ 位置、配置図、平面図、
- ⑥ 施設の管理運営規程、
- ⑦ 収支計画、
- ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 ☐

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、☐印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 取組主体の情報

整理番号		地区名 (市町村名)		取組主体名	

2 事業計画(実績)

(1) 事業の目標(成果目標)

土づくり効果を 確認する項目 (成果目標)	対象作物	現状			目標			実績			事後評価の検証方 法(※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	備考
		年度	項目	数値	年度	項目	数値	年度	項目	数値				
			指標とする 土壌分析項 目(pH、 EC、CEC 等)			指標とする 土壌分析項 目(pH、 EC、CEC 等)			指標とする 土壌分析項 目(pH、 EC、CEC 等)					

注: 堆肥等の施用対象とする作物毎に、地力の向上に係る項目について、現状として地区の平均値、目標値、実績として目標に達した実証ほの面積又は力所数の割合を記載するものとする。

(2) 事業の内容

1	対象作物名	
2	実証を行う ほ場数(面積) 及び場所	
3	施用する堆肥等の種類 (供給元)	
4	堆肥等の施用量・時期	
5	研修・指導の内容・回数 及び実施等	

注1: 2～4については対象作物毎に記載するものとする。(1～4を対象作物毎に一覧表にまとめたものを添付することに代えても良い。)

(3) 経費の内訳

項目	費目	経費の内訳	総事業費(円)					完了 年月日	備考
				国費	都道府県費	市町村費	その他		
堆肥等の施用実証									
令和○年度									
令和○年度 計			0	0					
令和○年度									
令和○年度 計			0	0					
合計			0	0					

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

○ 添付資料

堆肥散布機械のリース導入を実施する場合、別添1-1及び1-2を添付すること。

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 ☐

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

整備事業の明細票

事業区分	

(注) 基金事業又は整備事業のいずれかを記載すること。

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的（地域農業の現状、事業の必要性等）

※産地において問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名 （品種名）	現状（○年度）					取組後（○年度）					備考
	作付面積			10a当たり収量	生産量	作付面積			10a当たり収量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg	kg	ha	ha	ha	kg	kg	

(注１) 中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

(注２) 作物転換を行う場合は、当該取組の内容が分かるように記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg ##	0 kg ##	0 % ##	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稲収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3 年前 (○年度)		2 年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

6 上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円/ha,t,m ² 等	千円	

(注1) 施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2) 上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3) 上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。

(注4) 上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5) 上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6) 上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

7 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出

9 輸出の取組計画

ア 目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

イ 農産物輸出に向けた体制整備

取組内容	該当の有無	具体的内容及び確認方法	取得予定時期
G L O B A L G . A . P . 等の導入			
H A C C P等認定の取得			
ハラール認証の取得			
輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等			

(注) 「該当の有無」欄については、該当する取組内容について、○を記入すること。

10 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備 考
生産工程管理手法の導入		(例) 整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

(注1) 「該当の有無」欄については、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

(注2) 施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記入すること。

基金事業（生産基盤強化対策のうち機械導入）の明細票
（取組に参加する者及び取組内容）

1 取組に参加する者

(1) 中心的経営体（受け手）

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

(2) 本取組に参加する農業者等（出し手）

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号
	住所	〒 ー

2 具体的な取組内容

(1) 作付体系の転換（中心的経営体（受け手）への作業面積の集約計画）

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
中心的経営体 (受け手)	1	(例) 水稻	○ ha	水稻	○ ha
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	水稻	○ ha	ー	○ ha
	3	水稻	○ ha	ー	○ ha
	4	水稻	○ ha	ー	○ ha
	計	水稻	○ ha	ー	○ ha

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名（型式）	方針	備考
中心的経営体 (受け手)	1	(例) トラクタ（〇〇〇〇〇） 田植機（〇〇〇〇〇） コンバイン（〇〇〇〇〇）	用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 継続利用 <u>下取</u> 廃棄	
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2 3 4	(例) コンバイン（〇〇〇〇〇） コンバイン（〇〇〇〇〇） コンバイン（〇〇〇〇〇）	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u> 用途変更 譲渡 <u>廃棄</u> 用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	

注： 既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	必要となる理由
コンバイン	OPS	作業面積の拡大に対応するため。

注： 新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

別添 1-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
(リース方式による機械等の導入の取組用)

(共同申請者→地域協議会長等)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書を作成したので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 計画額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

機械リース計画書

(No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～	(年)	
	リース借受日から○年間 (※2)	(年)		
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]		(円)		
うちオプション分 (税抜き)		(円)		
リース期間終了後の残価設定 [2]		(円)		
リース料助成申請額 [3]		(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]		(円)		
うち税相当分		(円)		
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1：※1 及び※2 については、いずれかを記入してください。

注 2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 2-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
(資材導入等の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 計画額 _____ 円
- 4 取組の内容
別添個票のとおり。

別添 2-2 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
個票 (資材導入等の取組用)

(取組主体→地域協議会長等)

資材導入等計画書 (No.○)

資材導入等の取組

取組内容					備考
具体的内容 (資材の名称等を具体的内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価	事業費 (円)	うち助成金申請額 (円)	
合計			0	0	

注：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

果樹の改植に係る計画書（No.○）

園地 番号	(品 目 種)	事業内容		実施面積		事業量		事業費		助成単価 (定額・定率)	助成金		品質向上が期待される技術の内容 (既に導入している場合は導入した時期、当該年度に 導入予定の場合は導入する時期を併記)	備 考
1		改 植			m ²		本		円			円		
		未収益期間における 栽培管理			m ²		本		円	220円/m ²		円		
		小 計					円		円					
2		改 植			m ²		本		円			円		
		未収益期間における 栽培管理			m ²		本		円	220円/m ²		円		
		小 計					円		円					
3		改 植			m ²		本		円			円		
		未収益期間における 栽培管理			m ²		本		円	220円/m ²		円		
		小 計					円		円					
合 計			園地数	実施面積		事業量		事業費		補助率	助成金 合計			
改 植		定 額			m ²		本		円			円		
		定 率			m ²		本		円	1/2以内		円		
		計			m ²		本		円			円		
未収益期間における栽培管理 計					m ²		本		円	220円/m ²		円		

- （注） 1 「品目（品種）」欄には、りんごわい化栽培等を行う場合は、併せて「（わい化等）」等と記入すること。
2 「事業量」欄については、植栽する苗木の本数を記入すること。
3 「助成単価（定額・定率）」欄には、補助率が定額助成のものについては助成単価（〇〇円/m²）を、補助率が定率助成のものについては1/2以内と記入すること。
4 ① 「未収益期間における栽培管理」の「実施面積」欄には、支援対象となるものについて、改植の面積と同じ面積を記入すること。
② 「事業費」の欄には、「実施面積」に220円/m²を乗じた額を記入すること。
5 「備考」欄には、助成金額から仕入れにかかる消費税相当額を減額した場合は、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

別添 3-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 _____ 円
- 4 取組の内容
別添個票のとおり。

機械導入計画書 (No.○)

機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
購入価格 (税抜き) [1]		(円)		
	うちオプション分 (税抜き)	(円)		
購入価格 (税込み) [2]		(円)		
購入費助成申請額 [3]		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

注 1 : 「購入価格 (税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を控除した価格を記入してください。

注 2 : 「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注 3 : 「備考」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を記入してください。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② 費用対効果分析
- ③ その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 3-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
(スマート農業導入・定着の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業のスマート農業導入・定着の取組に係る計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業のスマート農業導入・定着の取組に係る計画書を作成
しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を
中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 計画額 _____ 円
- 4 取組の内容
別添個票のとおり。

別添 4-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)
 個票 (スマート農業導入・定着の取組用)

(取組主体→地域協議会長等)

スマート農業導入・定着の取組に係る計画書
 (No.○)

スマート農業導入・定着の取組

取組内容						取組の必要性※	備考
年月	具体的内容 (講座(講習会)の名称、購入品の種類・名称等の具体的内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価	事業費 (円)	うち助成金 申請額 (円)		
合計							

注 1 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

注 2 : 「取組の必要性」欄は、当該取組を行う (物品を購入する) 必要性及び個数・員数の必要性を、取組目標の達成に絡め、「具体的な内容」欄の項目毎に記載すること。

別紙様式第6号（別記2第10の4関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の4の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画書

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇(西暦〇〇)～〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

地域農業再生協議会等名 〇〇
代表者 〇〇

（基金事業（うち効果増進事業））

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画
（取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書）

1 総括表

事業区分		総事業費 (円)				年度別内訳											
						〇〇年度 総事業費 (円)				〇〇年度 総事業費							
										〇〇年度 総事業費 (円)				国費	都道府県費	市町村費	その他
						国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他
基金事業	効果増進事業																
合計																	

（１）計画策定等に要する経費

地域協議会 等名	事業内容	員数	単価	総事業費 (円)					備考
					国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計									

（２）技術実証に要する経費

地域協議会 等名	No.	地区名	対象作物名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施年度	目標 年度	取組目標				事業内容 (実証リリース機械 (能力、台数)等)	総事業費 (円)					完了 年月日	事後評価 の検証方法	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	備考	
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)			国費	都道府県費	市町村費	その他						
計																							
計																							
合計																							

（注１）「取組目標」欄には、交付等要綱別表２のⅠのメニュー欄の１又はⅡのメニュー欄の１の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

（注２）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。□

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

○ 添付資料

実証機械リースの取組を行う場合は、別添１及び２を添付すること。

別添1（別記2別紙様式第6号関係）
（リース方式による機械等の導入の取組用）

（共同申請者→都道府県知事）

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

【地域農業再生協議会長等名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 機械リース計画額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～	(年)	
	リース借受日から○年間 (※2)	(年)		
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]		(円)		
うちオプション分 (税抜き)		(円)		
リース期間終了後の残価設定 [2]		(円)		
リース料助成申請額 [3]		(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]		(円)		
うち税相当分		(円)		
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1：※1 及び※2 については、いずれかを記入してください。

注 2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業計画（〇〇対策）の（変更の）
妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の5の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業計画書

（注）収益性向上対策、生産基盤強化対策はそれぞれ別途申請すること。

なお、生産基盤強化対策のうち、全国的な土づくりの展開の取組のみを申請する場合は、件名の「（〇〇対策）」を「（生産基盤強化対策のうちの全国的な土づくりの展開の取組）」と記載すること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画（〇〇対策）の承認
について

令和〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった産地パワーアップ計画（〇〇対策）について、
産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年12月12日付け 4 農産第3506号）
別記 2 の第10の 5 の規定に基づき、承認したので通知する。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画書（〇〇対策）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（〇〇対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の6の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書(〇〇対策)
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県名 〇〇

都道府県名

I 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）

(1) 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

[illegible]

(3) 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

[illegible]

(4) 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組内容	成果目標						事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
					現状		目標		実績							
					年度	単位	年度	単位	年度	単位						
					ha		ha		ha							

(5) 農産物輸出の取組（直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上）

[illegible]

(6) 労働生産性の10%以上の向上

[illegible]

(7) 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

[illegible]530

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）（２）及び（６）の「地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。 なお、分みつ糖の計画の場合は、販売価格に国内産糖交付金を加えること。

（注３）（２）及び（６）の「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁とすること。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。

（注４）（５）の「成果目標」欄については、別記２の第４の５の（１）の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。

（注５）「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

（注６）取組のない場合であっても、（１）～（７）は削除しないこと。

（注７）中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合、特別枠（スマート農業推進枠）を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

（注８）スマート農業推進枠を利用する計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。また、スマート農業推進枠を活用して技術や円滑に導入・定着させるための取組を農業機械等の導入に併せて実施する場合は「スマート農業推進枠」に取組内容を記入すること。

（注９）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

（注10）施設園芸エネルギー転換枠を利用する計画の場合は、別添（施設園芸エネルギー転換枠計画書（実施状況報告書業評価報告書））を添付すること。

（注11）持続的畑作確立枠を利用する計画の場合は、別添（持続的畑作確立枠計画書（実施状況報告書業評価報告書））を添付すること。

（注12）総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。

2 事業計画（実績）

1) 総括表

地域協 議会名	整理 番号	事業区分		総事業費 (円)					年度別内訳																	
									〇〇（西暦〇〇）年度				〇〇（西暦〇〇）年度				〇〇（西暦〇〇）年度									
									総事業費				総事業費				総事業費									
									(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			
		基金事業	整備事業																							
			生産支援事業	スマート農業推 進枠（追加助成 金）																						
				施設園芸エネ ルギー転換枠																						
				持続的畑作 確立枠																						
				効果増進事業																						
			計																							
		整備事業																								
		計																								
		合計		基金事業	整備事業																					
					生産支援事業	スマート農業推 進枠（追加助成 金）																				
						施設園芸エネ ルギー転換枠																				
						持続的畑作 確立枠																				
効果増進事業																										
計																										
整備事業																										
計																										

地域協 議会名	整理 番号	事業区分		総事業費 (円)		年度別内訳																			
						〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度									
						総事業費					総事業費					総事業費									
						(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他					
合計	基金事業	整備事業																							
		生産支援事業																							
		スマート農業推 進枠（追加助成 金）																							
		施設園芸エネ ルギー転換枠																							
		持続的畑作 確立枠																							
		効果増進事業																							
	整備事業	計																							
		計																							
		基金事業	整備事業																						
			生産支援事業																						
			スマート農業推 進枠（追加助成 金）																						
			施設園芸エネ ルギー転換枠																						
持続的畑作 確立枠																									
効果増進事業																									
整備事業	計																								
	計																								

事業区分		総事業費 (円)	年度別内訳																備考			
			〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度									
			総事業費					総事業費					総事業費									
		国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
総計	基金事業	整備事業																				
		生産支援事業																				
		スマート農業推進 （追加施設）																				定額
		施設園芸エネ ルギー転換特																				定額
		持続的畑作 確立特																				
		効果増進事業																				
	計																					
整備事業																						
計																						
事業区分		年度別内訳																				備考
〇（西暦〇）年度					〇（西暦〇）年度					〇（西暦〇）年度					〇（西暦〇）年度							
総事業費					総事業費					総事業費					総事業費							
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	
総計	基金事業	整備事業																				
		生産支援事業																				
		スマート農業推進 （追加施設）																				定額
		施設園芸エネ ルギー転換特																				定額
		持続的畑作 確立特																				
		効果増進事業																				
	計																					
整備事業																						
計																						

（注１）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（注２）総括表は3か年ごとに作成する。事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

○ 添付書類

・ 地方農政局が必要と認める書類

（注）整備事業が含まれる場合は、産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプ）及び取組主体事業計画（別紙整備事業の明細票を含む）のほか、①施設の規模決定根拠、②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）及び③費用対効果分析関係資料、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

（２）内訳

別添のとおり。

（３）事業の完了予定年月日 令和〇（西暦〇）年 〇 月 〇 日

(別添1)

ア 基金事業
内訳

a 整備事業

地域協議会名	整理番号	No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性
										現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
附帯事務費（都道府県、市町村）																										
計																										
附帯事務費（都道府県、市町村）																										
計																										
合計																										

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

b 生産支援事業

地域協議会名	整理番号	No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性
										現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
計																										
計																										
合計																										

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	事業内容 (オペレーター養成費・賃金、技術コン サルタント料、保険料等)	総事業費					完了 年月日	備考
										(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
計																
計																
合計																

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

d 施設園芸エネルギー転換枠

地域協議会名	整理番号	No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性
										現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
計																										
計																										
合計																										

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

e
持続的畑作確立枠

地域協議 会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能 力、台数))	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性						
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他															
計																																	
計																																	
合計																																	

(注)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

f
効果増進事業

①
計画策定等に要する経費

地域協議 会等名	事業内容	員数	単価	総事業費					備考
				(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	
	計								
合計									

②
技術実証に要する経費

地域協議 会等名	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (実証リース機械（能力、台数）等)	総事業費					完了 年月日	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	都道府県 の評価	備考			
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
計																								
計																								
合計																								

(注1)「取組目標」欄には、本要綱別表2のⅠのメニュー欄の1又はⅡのメニュー欄の1の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2)備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(別添2)

イ 整備事業

(ア) 内訳

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他									
附帯事務費（都道府県、市町村）																											
計																											
附帯事務費（都道府県、市町村）																											
計																											
合計																											

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

（注２）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(イ) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
整備事業					
合計					

(別添3)

地域協議会名	整理 番号	取組主体名	事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
				金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
						円	年	
						円	年	
						円	年	
						円	年	

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（収益性向上対策のうち施設園芸エネルギー転換枠）
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名

変更：年 月 日

I 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）

1 成果目標

ア 燃油等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大																																		
地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組内容	成果目標															事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （%）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性									
					現状					目標					実績																			
					年度	化石燃料を 使用する加 温機の導入 面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積割合	単位	年度	化石燃料を 使用する加 温機の導入 面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積割合	単位	年度							化石燃料を 使用する加 温機の導入 面積	単位	化石燃料を 使用する加 温機の導入 面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積	単位	化石燃料を 使用しない 加温機の導 入面積割合	単位	
							ha		ha		%							ha		ha		ha		%										
							ha		ha		%							ha		ha		ha		%										

イ 燃油使用量の15%以上の低減

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性										
					現状			目標			実績																					
					年度	燃油使用量	単位	年度	燃油使用量	単位	燃油使用 量低減割 合	単位	年度	燃油使用量	単位	燃油使用 量低減割 合							単位									
							L				L		%				L		%													
							L				L		%				L		%													

（注1）品目別に記載すること（複数品目ある場合は行を追加すること）。

（注2）（5）計画の内容については、別記2の別紙1のIの1の（7）のイに基づき設定した成果目標に応じて、アまたはイから選択して作成し、不要なものは削ること。

（注3）「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

（注4）成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

（注5）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

別添（持続的畑作確立枠）

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（収益性向上対策のうち持続的畑作確立枠）
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名

変更： 年 月 日

I 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）

1 成果目標

ア サツマイモ基腐病が発生した当該地域の10アール当たり収量を10%以上増加

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	成果目標														事後評価の検証方 法（※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
						現状				目標				実績										
						年度	かんしょの		年度	かんしょの		年度	かんしょの		年度	かんしょの								
							面積	単位 収量		面積	単位 収量		面積	単位 収量		面積	単位 収量							
								ha	kg			ha	kg			ha	kg							

イ ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を10ポイント以上増加、又は50%以上に増加

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方 法(※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
						現状				目標				実績								
						年度	ばれいしょの 作付面積	抵抗性品種 作付面積	年度	ばれいしょの 作付面積	抵抗性品種 作付面積	年度	ばれいしょの 作付面積	抵抗性品種 作付面積								
							ha	ha			ha	ha			ha	ha						

ウ 種子用ばれいしょのり病害低減の取組を作付面積の50%以上で実施

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
						現状				目標				実績									
						年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位	年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位	年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位									
							ha	ha			ha	ha			ha	ha							

（注）り病害低減の取組実施面積とは、種馬鈴しょ検査実施要領（昭和49年8月31日付け49農蜜第533号）を参考に実施した自主検査等において、同要領第6の3に規定するバイラスリ病株残存率が0.1%未満であることが確認された原種ほ、採種ほ面積とする。

エ 豆類又はばれいしょの導入比率を2ポイント以上増加

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
						現状				目標				実績									
						年度	経営全体の 面積		豆類又は ばれいしょの 面積	年度	経営全体の 面積		豆類又は ばれいしょの 面積	年度	経営全体の 面積		豆類又は ばれいしょの 面積						
							ha	ha			ha	ha			ha	ha							

オ 需要が見込まれる品目・品種への10%以上の転換

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	助成対象 作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性							
						現状				目標				実績																
						年度	面積		需要が見込まれる 品目・品種	年度	面積		需要が見込まれる 品目・品種	年度	面積		需要が見込まれる 品目・品種													
							単位	面積	単位			単位	面積	単位			単位	面積	単位			単位	面積	単位			単位	面積	単位	
							ha		ha			ha		ha			ha		ha			ha		ha						

カ てん菜の直播率の10ポイント以上の増加

地区名	整理番号	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標														事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性
					現状				目標				実績											
					年度	てん菜の		年度	てん菜の		年度	てん菜の		年度	てん菜の									
						作付面積	単位		直播面積	単位		作付面積	単位		直播面積	単位	作付面積	単位						
							ha		ha			ha	ha	538										

キ 基幹作業（育苗・播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

地区名	整理番号	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性
					現状				目標				実績									
					年度	面積		外部化又は共同化	年度	面積		外部化又は共同化	年度	面積		外部化又は共同化						
						単位	ha			単位	ha			単位	ha							
							ha		ha			ha	ha			ha	ha					

- （注1）「外部化又は共同化」欄には、外部化又は共同化を行う面積（育苗は、当該苗を作付けする面積。）を記載し、成果目標の算定等に当たっては、対象作物の作付面積に対する取組割合（％）を算出すること。
- （注2）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- （注3）（5）の「成果目標」欄については、別記2の別紙1のIの1の（7）のウに基づき設定した成果目標に応じて、ア～キから選択して作成し、不要なものは削ること。
- （注4）「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- （注5）成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。
- （注6）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

2 その他

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（生産基盤強化対策）
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名

変更： 年 月 日

Ⅱ 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）

1 成果目標

（1）農業用ハウスの再整備・改修

ア 産地の成果目標

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績									
				年度	面積		総販売額 単位	年度	面積		総販売額 単位	年度	面積		総販売額 単位						
					単位	ha			単位	ha			単位	ha							
					単位	ha			単位	ha			単位	ha							
					単位	ha			単位	ha			単位	ha							

イ 取組内訳

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組目標 1												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	平均達成 率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	取組目標 2												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	平均達成 率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	目標の実現可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				現状				目標				実績								現状				目標				実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位					年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

（注）取組目標を2つ以上選択している協議会がある場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・

（2）果樹園・茶園等の再整備・改修

ア 産地の成果目標

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）														事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績											
				年度	面積		総販売額 単位	年度	面積		総販売額 単位	年度	面積		総販売額 単位								
					単位	ha			単位	ha			単位	ha		単位	ha						
					単位	ha	単位		単位	ha	単位		単位	ha									
					単位	ha	単位		単位	ha	単位		単位	ha									

イ 取組内訳

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組目標 1												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	平均達成 率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	取組目標 2												事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	平均達成 率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	目標の 実現可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				現状			目標			実績										現状			目標			実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位					年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

（注）取組目標を2つ以上選択している協議会がある場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・

(3) 農業機械の再整備・改良

ア 産地の成果目標

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績									
				年度	面積		総販売額	年度	面積		総販売額	年度	面積		総販売額						
					単位				単位				単位								
					ha					ha					ha						
					ha					ha					ha						

イ 取組内訳

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組目標 1												事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	取組目標 2												事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				現状				目標				実績								現状				目標				実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値					年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

（注）取組目標を2つ以上選択している協議会がある場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・

（４）生産装置の継承・強化に向けた取組

ア 産地の成果目標

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績									
				面積		総販売額	年度	面積		総販売額	年度	面積		総販売額	年度						
				単位	ha	単位		ha	単位	ha		単位	ha								
						ha					ha										
						ha					ha										

イ 取組内訳

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組目標 1														事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	取組目標 2														事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				現状				目標				実績										現状				目標				実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				年度		数値	単位	年度		数値	単位	年度		数値	単位	年度						数値	単位	年度		数値	単位	年度		数値	単位	年度		数値	単位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

（注）取組目標を２つ以上選択している協議会がある場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・・・

（５）生産装置の継承・強化に向けた取組

ア 産地の成果目標

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績									
				面積		総販売額	単位	面積		総販売額	単位	面積		総販売額	単位						
				年度	単位	年度		単位	年度	単位		年度	単位								
					ha		単位			ha		単位			ha		単位				
					ha		単位			ha		単位			ha		単位				

イ 取組内訳

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組目標 1										事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	取組目標 2										事後評価の検証方法 法（※定量的な検証 ができること。）	平均達成 率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	目標の 実現可能性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				現状		目標		実績		実績		実績						現状		目標		実績		実績		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値			年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値				年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度		数値	年度

（注）取組目標を２つ以上選択している協議会がある場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・・・

（注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地バワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注２）果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る）。

（注３）「地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。

（注４）「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は

「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁とすること。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。

（注５）「取組目標」欄については、別記２第４の５の（２）のイに基づき設定した各取組主体が設定した成果目標を記載すること。

（注６）「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

（注７）取組のない場合であっても、（１）～（５）は削除しないこと。

（注８）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

（注９）総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。

2 事業計画（実績）
（1）総括表

地域協 議会名	整理 番号	事業区分	総事業費 (円)	年度別内訳																		
				〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度										
				総事業費				総事業費				総事業費										
				(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他				
	基金事業	農業用ハウスの再整備・改修																				
		果樹園・茶園等の再整備・改修																				
		農業機械の再整備・改良																				
		生産装置の継承・強化に向けた取組																				
		生産技術の継承・普及に向けた取組																				
		計																				
		整備事業																				
	計																					
	合計	基金事業	農業用ハウスの再整備・改修																			
			果樹園・茶園等の再整備・改修																			
農業機械の再整備・改良																						
生産装置の継承・強化に向けた取組																						
生産技術の継承・普及に向けた取組																						
計																						
整備事業			〇〇																			
計																						
計																						

（注）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

○ 添付書類

・地方農政局が必要と認める書類

（注）整備事業が含まれる場合は、産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプ）及び取組主体事業計画（別紙整備事業の明細票を含む）のほか、①施設の規模決定根拠、②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）及び③費用対効果分析関係資料、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

（2）内訳

別添のとおり。

（3）事業の完了予定年月日

令和〇（西暦〇）年 〇 月 〇 日

(別添１)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能 力、台数）、資材費等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他									
計																											
計																											
合計																											

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

(別添２)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

（ア）内訳

地域協 議会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都 道府 県費	市 町村 費	その他									
附帯事務費（都道府県、市町村）																											
計																											
附帯事務費（都道府県、市町村）																											
計																											
合計																											

（注）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

（イ）収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(別添３)

地域協議会名	整理 番号	取組主体名	事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
				金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
						円	年	
						円	年	
						円	年	
					544	円	年	

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開）
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名

変更： 年 月 日

Ⅱ 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）

1 成果目標

（１）全国的な土づくりの展開

ア 産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加）

地域協議 会等名	整理 番号	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）												事後評価の検証方法 （※定量的な検証 ができること。）	達成率 （％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性			
			現状				目標				実績												
			年度	面積		総販売額	単位	年度	面積		総販売額	単位	年度	面積							総販売額	単位	
				単位					単位					単位									
				ha				ha				ha			ha								
				ha				ha				ha			ha								

イ 取組内訳（地力の向上）

地域協議 会等名	整理 番号	取組主体 名	No.	対象作物	取組面積	取組内容	成果目標						事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考
							現状		目標		実績						
							年度	数値	年度	数値	年度	数値					
					単位			単位			単位						
					ha												
					ha												

（注）取組目標を複数選択している場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県 平均達成 率（面 積）	○％	都道府県 平均達成 率（総販 売額）	○％	総合 所見	・・・・・・・・・・

- （注１）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- （注２）「地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。
- （注３）「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁とすただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
- （注４）イの「成果目標」欄については、別記２第４の５の（２）のイに基づき設定した各取組主体が設定した成果目標を記載すること。
- （注５）「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- （注６）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。
- （注７）総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。

2 事業計画（実績）

（1）総括表

地域協議 会等名	整理 番号	事業区分		総事業費 (円)				年度別内訳																
								〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度					〇〇（西暦〇〇）年度						
								総事業費					総事業費					総事業費						
								(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
		基金事業	地力の向上																					
合計																								

（2）内訳

別添のとおり。

（3）事業の完了予定年月日 令和〇（西暦〇）年 〇 月 〇 日

○ 添付書類

- ・ 地方農政局が必要と認める書類

(別添)

地域協議 会等名	整理 番号	No.	取組主体 名	対象作物	取組面積 単位	取組内容	成果目標								総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価の検証方 法(※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性
							現状		目標		実績		実績													
							年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	国費	都道府県費								
					ha																					
計																										
					ha																					
計																										
合計																										

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。
(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分		金額（千円）	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合 計				

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する（目）ごとに作成すること。

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金交付申請書に
ついて

令和○年度において、下記のとおり産地生産基盤パワーアップ事業を実施したいので、
産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）
別記2の第11の1の規定に基づき、都道府県助成金○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 別記2別紙様式第7号の該当箇所を添付すること。

または、別記2別紙様式第7号の該当箇所を、別紙（様式自由）に取りまとめ、
添付すること。

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金変更等承認申請書
について

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第11の1の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

（注）1 記の記載要領は、別記2別紙様式第10号の記の様式に準ずるものとする。

なお、添付書類については、都道府県助成金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2の第11の1の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱により、都道府県助成金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別紙様式第12号（別記2第12の1関係）
（整備事業・生産支援事業）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の請求について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1の規定に基づき 下記のとおり取組主体助成金を請求する。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注1） 別紙様式として取組主体事業計画を添付する。

（注2） 「機械等のリース導入」と「機械等のリース導入以外」の取組を実施する場合は、1の請求額の下段に内訳を記載すること。
また、4の振込先を、「リース事業者」と「取組主体」に区分すること。

4 振込先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）																
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名												
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
支店コード（数字3ケタ）				支店名												
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）										口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）						
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知																
口座名義人																
フリガナ																
漢字																
ゆうちょ銀行																
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）										
1					※								1			
口座名義人																
フリガナ																
漢字																

別紙

事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

別添 1-1 (別記 2 別紙様式第12号関係) (共同申請者→都道府県知事)
(機械等のリース導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金請求額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～	(年)	
	リース借受日から○年間 (※2)	(年)		
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]		(円)		
うちオプション分 (税抜き)		(円)		
リース期間終了後の残価設定 [2]		(円)		
リース料助成申請額 [3]		(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]		(円)		
うち税相当分		(円)		
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1：※1 及び※2 については、いずれかを記入してください。

注 2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 2-1 (別記 2 別紙様式第12号関係)
(資材導入等の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 _____ 円
- 4 取組の内容
別添個票のとおり。

別添 2-2 (別記 2 別紙様式第12号関係)
個票 (資材導入等の取組用)

(取組主体→都道府県知事)

資材導入等計画書 (No.○)

資材導入等の取組

取組内容			事業費 (円)		備考
具体的内容 (資材の名称等を具体的 内容を記載)	個数、面積又 は員数等	単価		うち助成金申 請額 (円)	
合計			0	0	

注：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 3-1 (別記 2 様式第12号関係)
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 _____ 円
- 4 取組の内容
別添個票のとおり。

機械導入計画書 (No.○)

機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
購入価格 (税抜き) [1]		(円)		
	うちオプション分 (税抜き)	(円)		
購入価格 (税込み) [2]		(円)		
購入費助成申請額 [3]		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

注 1 : 「購入価格 (税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を控除した価格を記入してください。

注 2 : 「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注 3 : 「備考」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を記入してください。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② 費用対効果分析
- ③ その他都道府県知事が必要と認める資料

別紙様式第13号
(効果増進事業)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の請求に
ついて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第
3506号）別記2の第12の1の規定に基づき、下記のとおり取組主体助成金を請求する。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）別紙様式のとおり。

4 振込先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）																
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名												
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
支店コード（数字3ケタ）				支店名												
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）										口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）						
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知																
口座名義人																
フリガナ																
漢字																
ゆうちょ銀行																
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）										
1					※								1			
口座名義人																
フリガナ																
漢字																

様式（効果増進事業）

事業の内容及び計画（又は実績）

1 総括表

	総事業費 (円)					年度別内訳										備考
						〇〇年度					〇〇年度					
						総事業費					総事業費					
	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
効果増進事業	0					0					0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 内訳

（1）計画策定等に要する経費

地域協議会等名	事業内容	員数	単価	総事業費 (円)					備考
					国費	都道府県費	市町村費	その他	
				0					
合計				0	0	0	0	0	

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（2）技術実証に要する経費

地域協議会等名	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施 年度	目標年度	取組目標	事業内容 (実証リース機械（能力、台数）等)			総事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	完了年月日	事後評価の検証方法	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)								
												0							
計												0	0	0	0	0			
計												0							
合計												0	0	0	0	0			

（注1）「取組目標」欄には、交付等要綱別表2のⅠのメニュー欄の1又はⅡのメニュー欄の1の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

（注2）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。□

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

○ 添付資料

機械リースを行う場合は、別添 1、2 を添付すること。

別添1（別記2別紙様式第13号関係）
（リース方式による機械等の導入の取組用）

（共同申請者→都道府県知事）

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【地域農業再生協議会長等名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金請求額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～	(年)	
	リース借受日から○年間 (※2)	(年)		
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]		(円)		
うちオプション分 (税抜き)		(円)		
リース期間終了後の残価設定 [2]		(円)		
リース料助成申請額 [3]		(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]		(円)		
うち税相当分		(円)		
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1：※1 及び ※2 については、いずれかを記入してください。

注 2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の概算払請求
について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506
号）別記2の第12の1の規定に基づき 下記のとおり取組主体助成金の概算払を請求する。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）別紙様式は、別記2別紙様式第12号に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る都道府県助成金の請求
（実績報告）について

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年
12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1の規定により、その実績を報告する。

併せて、精算額として産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円の交付を
請求する

記

注1 記の記載様式は、別記2別紙様式第10号に準ずるものとする。

軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更区分を二段書
とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

注2 添付書類については、都道府県助成金交付申請書又は変更承認申請書に添付したも
のから変更があったものに限り添付すること。

また、財産管理台帳の写しを添付すること。

注3 本請求書は、事業完了日から起算して1ヶ月以内又はその翌年度の4月10日まで
のいずれか早い日までに報告すること。

ただし、助成金の全額が概算払により交付された場合は、上記の規定にかかわらず、
助成金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までに報告することとする。

注4 請求額がない場合は、件名の「請求」を「実績報告」とし、本文中の「併せて、
精算額として産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円の交付を請求す
る。」を削除すること。

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る都道府県助成金の請求について

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により、産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国費 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-[(B)+(C)]		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円		
ア 事業費										
イ 附帯事務費										
〇〇〇〇〇〇										
計										

番 号
年 月 日

取組主体名
代表〇〇〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、
共同申請者双方に送付してください。

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金額の通知に
ついて

令和〇年〇月〇日付けで提出のあった取組主体助成金請求書について、下記のとおり取組主体助成金を交付したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1に基づき通知します。

記

1 助成金請求額 金 円

2 助成金交付額の内訳
別添のとおり。

3 助成金交付対象外額及びその理由（注）

助成金交付対象外額 円

助成対象外となった理由：

（注）助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入不要。

別紙様式第18号（別記2第15の1、第16の1関係）
（整備事業・生産支援事業）

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

取組主体名
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書（兼
評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の1の規定（並びに第16の1の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書兼
評価報告書
（注）様式は、別記2別紙様式第5号に準ずるものとする。

別紙様式第19号（別記3第15の2、第16の2関係）
（効果増進事業）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書（兼
評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の2の規定（並びに第16の2の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書兼
評価報告書
（注）様式は、別記2別紙様式第6号に準ずるものとする。

別紙様式第20号（別記2第15の2、第16の2関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書（兼評価報告書）
の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の2の規定（並びに第16の2の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書
（注）様式は、別記2別紙様式第4号に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施状況報告書（兼
評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506
号）別記2の第15の3の規定（並びに第16の3の規定）に基づき、関係書類を添えて提出
します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施状況報告書兼
評価報告書

（注）様式は、別記2別紙様式第7号に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

基金管理団体
代表〇〇〇〇 殿

地方農政局長等

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施状況報告書に
ついて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506
号）別記2の第15の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施状況報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業（令和○年度）で取得又は効用が増加した
施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等
について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施するこ
ととするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定
める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述するこ
と。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注 1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注 2) 収支率は、収入／支出×100とする。

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 haにつき1,109千円 ただし、100ha未満の場合は1,972千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき502千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつ き558千円 麦にあつては計画処理量 1 トンにつ き544千円
農産物処理加工施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設 （茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量 1 トンにつき1,864千円
集出荷貯蔵施設 （りんご）		計画処理量 1 トンにつき468千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。 また、外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 （なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同 時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設 （かんきつ）		計画処理量 1 トンにつき210千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。 また、外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場 合は135千円
集出荷貯蔵施設 （野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき300千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては 計画処理量 1 トンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,886千円/ha
	防風施設	51,712千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上の ものを除く。）	45千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,497千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 トンにつき3,552千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 万個につき10,212千円
種子種苗生産関連施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき1,236千円
種子種苗生産関連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	39千円/m ²
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき592千円

（注） 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 の II の事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体又は取組主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子（子実用とうもろこしの種子を除く。以下この表において同じ。）並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国

	産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん施設	

処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 - 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 - また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できるとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 - なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。

	・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあっては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれらの施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック

	本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール、パイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の

	乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体又は取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 - i 茶……………1,000ha - ii こんにゃく……………600ha
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要の施設とし、国産原材料サプライチェーンの構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等

	の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 - なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・ 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・ 環境保全型農業を実施する場合にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	・ 育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	・ 害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・ 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・ 養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・ 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・ 当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。

	・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。
省エネルギーモデル温室	・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、ヒートポンプ、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体又は取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置

	できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s 以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。）若しくは50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（令和2年12月改訂農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、

	地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	

種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化处理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ha	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦	北海道：60ha 都府県：30ha	
	豆類		
	大豆	20ha	
	雑豆	北海道：25ha	・種子に係る施設を整備する場

	落花生	都府県：10ha	合も同じとする。
	子実用とうもろこし	5ha	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
	稲	種子生産ほ場の面積が25ha	
	麦	種子生産ほ場の面積が15ha	
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ha	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ha（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50haを乗じた面積） 都府県：25ha（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25haを乗じた面積）	
	ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ha	
	茶	10ha ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜	50ha ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ha ただし、事業実施地区が指定	

		地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ha ただし、種苗用については30ha	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5 ha	
	ハトムギ	10ha ただし、1 ha以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50%以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ha	
	染料作物	5 ha	
	その他地域特産物	2 ha ただし、菌類栽培施設、菌床製造施設を整備する場合は、延べ床面積とする。	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2 ha以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ha以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1 ha以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域（農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合2 haとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が	

		主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5 ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	上記以外の果樹	3 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合3,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
野菜	露地野菜	10ha 都市近郊地域において事業を実施する場合2 haとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5 ha 都市近郊地域において事業	

		を実施する場合 2haとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	3ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ 別記2別紙1のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ha ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ha ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆	北海道：25ha	

	落花生	都府県：10ha	場合も同じとする。
		2 ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2 ha	
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ha	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	
		北海道：10ha 都府県：5 ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ha	
		5 ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5 ha	
	てん菜	20ha ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5 ha	
	染料作物	3 ha	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5 ha	
	上記以外の果樹	3 ha	
野菜	露地野菜	5 ha	

	施設野菜	3 ha	
花き	露地花き	3 ha	
	施設花き	2 ha	

ウ イの中山間地域等において、交付等要綱別表 2 の I の 1 (1) に掲げる生産支援事業の対象となる取組のみを実施する場合は、5 戸以上の農業者が参加、又は取組面積が 1 ha 以上であることとする。

エ 別記 2 別紙 1 の II (10) アに規定する優先枠において、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ 稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあっては、高収益作物等の面積要件を上記規模の 1 / 2 とすることができるものとする。

カ 複合品目にかかる取組の場合にあっては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

キ 野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、基金管理団体〇〇〇〇（以下「基金管理団体」という。）が、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年 月 日付け4農産第 号。以下「交付等要綱」という。）に基づき行う産地生産基盤パワーアップ事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金管理団体は、その行う業務の重要性に鑑み、交付等要綱、産地生産基盤パワーアップ事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって農産局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付等要綱第3第2項第1号に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 産地生産基盤パワーアップ事業の実施

(都道府県事業実施方針の承認)

第3条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

なお、都道府県事業実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から基金管理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなす。この場合においては、基金管理団体は地方農政局長に写しを提出するものとする。

(基金管理団体から都道府県への助成金の交付決定)

第4条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第11の1の（2）に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当を判断される場合は、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、基金管理団体は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 基金管理団体は、交付等要綱別記2第11の1の（1）後段の規定により都道府県助成金の変更交付申請を行う場合については交付等要綱別記2の第11の1の（2）に準じた手続きを行うものとする。
- 3 基金管理団体は、原則として、都道府県に都道府県別予算枠を提示した日から起算して6か月を経過しても、同予算枠において都道府県事業計画に位置付けられて

いない未計画額がある場合は、都道府県に対し速やかに執行見込額を検討させ、その結果、執行の見込みがない額が生じると判断した場合は、都道府県知事に対し都道府県別予算枠の減額提示を行うこととする。

- 4 前項により減額した都道府県別予算枠を財源とした再提示については、基金管理団体が別に定める都道府県別予算枠算定の考え方により、都道府県別予算枠の変更を行う。

(都道府県助成金の支払)

第5条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第12の1の(4)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

- 2 基金管理団体は、都道府県に対して、取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、取組主体事業計画を提出するに当たって、助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 基金管理団体は、都道府県に対して、前項ただし書により申請をした取組主体等が、交付等要綱別記2の第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出するに当たって、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

- 4 基金管理団体は、第2項ただし書により申請をした取組主体等が、交付等要綱別記2の第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、取組主体等に対して、その金額（前項の規定により減額して取組主体金助成金が申請された場合には、当該減額分を上回る部分の金額）について、速やかに都道府県知事に報告させるとともに、都道府県知事を通じて基金管理団体に返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、取組主体等に対して、第1項の支払額の通知を受けた日から積算して3ヶ月後までにその旨を都道府県知事を通じて基金管理団体に報告するよう指示しなければならない。

(事業要望調査の報告)

第6条 基金管理団体は、農産局長の指示を受けた上で、都道府県に対して事業要望調査等を実施し、これに対する回答を求めることができるものとする。

- 2 基金管理団体は、前項の事業要望調査等を実施する場合にあっては、農産局長と協議の上、別に定めた都道府県別予算枠算定の考え方について、都道府県知事に対しあらかじめ明らかにするものとする。

(事務費)

第7条 基金管理団体の事務費の範囲は、共通5のとおりとする。

(助成金の返納)

第8条 本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体等は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った都道府県知事の指示を受け、基金管理団体に返納しなければならない。

2 都道府県知事は、取組主体助成金の交付を受けた取組主体等が、交付等要綱その他の法令等に違反したと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、基金管理団体への返納を命じることができるものとする。この場合には、都道府県知事は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体等に送付しなければならない。

3 前項の助成金の返還を命じられた取組主体等は、前項の期日までに命じられた額を基金管理団体に返納しなければならない。

4 都道府県知事は、第2項の期日を経過してもなお行わない場合には、取組主体等への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、地方農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について実施しなければならない。

5 基金管理団体は、第1項又は第3項により助成金の返納があった場合は、速やかに農産局長へ報告するものとする。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

第9条 基金管理団体は、産地パワーアップ事業基金（以下「事業基金」という。）について、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 基金管理団体は、事業基金を農産局長の承認を受けた全国実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、事業基金から行われなければならない。

3 基金管理団体は、事業基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。

4 基金管理団体は、事業基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

5 基金管理団体は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、事業基金に繰り入れるものとする。

6 基金管理団体は、本事業を終了した場合において、事業基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、農産局等の指示を受けるものとする。

また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく農産局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

(都道府県から基金管理団体への事業実施状況の報告)

第10条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第15の3に定めるところにより、地方農政局長から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、都道

府県知事に対して、必要な措置を講ずるものとする。

また、基金管理団体は、都道府県知事に対し、交付等要綱別記2の第15に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求めることができるものとする。

(基金管理団体から農産局長への基金管理状況の報告)

第11条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第15の4に定めるところにより、基金管理状況報告書を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

2 基金管理団体は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県、地域協議会等及び取組主体に対して、必要な報告を求めることができるものとする。

第5章 雑 則

(財産の管理等)

第12条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を基金管理団体に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第13条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等を通じて、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じて、本事業により取得等した財産（以下「取得財産等」という。）を、基金管理団体の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 前項の規定の対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 取得財産等の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条及び第3条に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、地域協議会長等を通じて基金管理団体の承認を受けなければならない。

5 前項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととし、基金管理団体は、あらかじめ、地方農政局長と協議を行わなければならない。

6 基金管理団体は、前2項の承認に当たって、承認委に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付することを条件とすることができる。

- 7 都道府県知事又は市町村長自らが、取得財産等を処分しようとする時は、基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 8 第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付け等)

第14条 基金管理団体は、都道府県、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

- 2 基金管理団体は、取得財産等が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するよう指導しなければならない。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 基金管理団体は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、農産局長の承認を受け、基金管理団体が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、農産局長の承認のあった日から施行する。

共通 5

基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	○本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○外部専門家に対する旅費
賃 金	○日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）（※）
共済費	○臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	○外部専門家に対する謝金
需用費	○消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	○通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○振込手数料
使用料及び 賃借料	○会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	○交付等要綱別表 3 に係る事務の委託等 ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。
雑費	○収入印紙代 等

※ 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてによるものとする。

共通 6

収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県事業計画のうち、複数年計画の取組主体事業計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 2 各取組主体事業計画について、共通 8 によりポイントを算定することとする。
- 3 取組主体事業計画の採択に当たっては、交付等要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、共通 8 の 2 から 5 までの合計ポイントが 16 ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。
- 4 優先枠の対象となる取組主体事業計画及びそれ以外の取組主体事業計画について、3 の審査の結果、適正と判断される取組主体事業計画を 3 で算定したポイントに、共通 8 に定める重点品目加算ポイントを加算した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に並べ、予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。
なお、予算の残額が取組主体事業計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画を採択することができる。
- 5 各都道府県のポイントの一番高い取組主体事業計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。
- 6 採択となった取組主体事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第 2 予算の配分

採択された取組主体事業計画を事業実施主体ごとに合計し、その合計額を事業実施主体に配分するものとする。

II 基金事業

- 1 収益性向上対策の都道府県別予算枠算定の考え方は、共通 9 に定める基金事業配分基準を基に、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。なお、算定の具体的な考え方は、基金管理団体が、別記 2 の第 9 の 1 の規定により定めた業務方法書に基づき、農産局長と協議の上、定めるものとする。
- 2 生産基盤強化対策の都道府県別予算枠算定の考え方は、基金管理団体が、別記 2 の第 9 の規定により定めた業務方法書に基づき、農産局長と協議の上、定めるものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体又は取組主体は、次に掲げる①から⑬までの施設等の導入を行う場合においては、イからエまでに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農産物被害防止施設
- ⑨ 農業廃棄物処理施設
- ⑩ 生産技術高度化施設
- ⑪ 種子種苗生産関連施設
- ⑫ 有機物処理・利用施設
- ⑬ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（２（１）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

（ア）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（イ）乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（ウ）農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果

（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

（エ）集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

- (オ) 産地管理施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{被害防止生産安定効果} + \text{その他の効果}$
- (カ) 用土等供給施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (キ) 農産物被害防止施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{被害防止生産安定効果} + \text{その他の効果}$
- (ク) 農業廃棄物処理施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{副産物産出効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (ケ) 生産技術高度化施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (コ) 種子種苗生産関連施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (サ) 有機物処理・利用施設
- i 耕畜連携部門
 $\text{年総効果額} = \text{有機物生産量増加効果} + \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{地域生活環境改善効果} + \text{廃棄物処理費節減効果} + \text{その他の効果}$
 - ii 耕種部門
 $\text{年総効果額} = \text{有機物生産量増加効果} + \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{廃棄物処理費節減効果} + \text{その他の効果}$
- (シ) 農業機械
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$

イ 各効果の算定方法

- (ア) 生産コスト節減効果
 生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。
 この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。
 $\text{年効果額} = (\text{事業実施前の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）}) \times \text{生産規模拡大率} - (\text{事業実施後の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）})$
- a 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）
 なお、この場合における「事業実施前の処理及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。
 また、処理単価と輸送単価が区分できない場合には、合計単価を処理単位欄に書くものとする。
 $\text{年効果額} = \text{事業実施前の処理及び輸送単価} \times \text{事業実施前の処理量} \times \text{生産規模拡大率} - \text{事業実施後の処理コスト単価} \times \text{事業実施後の処理量}$
- b 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）
 $\text{年効果額} = \text{事業実施により使用量を減少させる資材の節減額} - \text{事業実施により使用量を増加させる資材の増加額}$
- c 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。
 $\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$
- d 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。
 $\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$

- e 営農の作業の一部を担う施設ではなく、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。
この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。
年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における品質向上効果についても算定するものとする。

- b 農産物処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、この場合、以下において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

(a) 農産物を処理加工する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前出荷量×事業実施前平均販売単価

(b) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事業実施前加工品販売単価

- c 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算出するものとする。

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。
この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト節減効果との重複額

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における生産力増加効果についても算定するものとする。

- b 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算出するものとする。

(エ) 物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果である。

この効果額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額として算定するものとする。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

- a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）

- b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

(オ) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみガラ等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果である。

この効果額は、副産物の販売総額の年増減額等として算定するものとする。

年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

(カ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

(キ) 被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果である。

この効果額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額として算定するものとする。（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）

- a 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果である。

農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

b 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果である。

農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定できるものとする。

(ケ) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業における収益の増加する効果である。

当該施設の整備に伴い、関連する産業における増益となる額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

(コ) 有機物生産量増加効果

有機物生産量増加効果は、施設等の導入により有機物の生産量が増加することに伴って、有機物の販売及び施用が増加する効果である。

この効果額は、増加した有機物生産量に販売単価を乗じ、有機物の製造に係る事業実施後の費用の差を引いた年増加額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施後有機物製造量－事業実施前有機物製造量）×地域内販売単価－（事業実施後維持管理費－事業実施前維持管理費）

(サ) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミ、堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果である。

この効果額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗じることで算定する。

年効果額＝事業実施計画の廃棄物処理量×事業実施計画の処理単価

(注) i 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。

ii 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(シ) その他の効果

(ア) から (サ) までの掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

①残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i：割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数

n：総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名（施設、機械）	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。）を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表
1の(1)のアの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額
ア 直接効果
(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k = ②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果
i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削 減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労 働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤ + ⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削除光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 $① \times ②$ (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
合 計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同設運営

に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
合 計									

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同設運営 に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 $(① + ②) \times k - ③$ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設 の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位：千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 農業廃棄物の処理に係るコストの節減効果
(農業廃棄物処理施設の場合)

作 目	①事業実施前 の処理単価 (千円/t)	②事業実施前 の輸送単価 (千円/t)	③事業実施前 の処理量 (t)	④事業実施前 のコスト (①+②)×③ (千円)	⑤新施設運営 コスト (千円)	年効果額 ④'×k-⑤ (千円)
合 計						

④' 事業実施前のコスト計

c 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
(有機物処理・利用施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			有機物投入増加		⑨増加額	⑩事業実 施後面積	年効果額
	①化学肥料 削減予定量 (袋/ha)	②化学肥 料単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑩ (千円)	④土壌改良資 材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良 資材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④×⑤×⑩ (千円)	⑦有機物増加 予定量 (t/ha)	⑧有機物購入 単価 (円/t)	⑦×⑧×⑩ (千円)	(ha)	③'+⑥'-⑨' (千円)
合 計											

③' 削減額計

⑥' 削減額計

⑨' 増加額計

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含むものとする。

肥料削減、土壌改良資材削減の欄に該当しない場合にも、有機物投入増加の欄には記入する。

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後 面積	年効果額
	①購入用土等 削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等 単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④自給用土等 増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)	(ha)	③'-⑥' (千円)
合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後 面積	年効果額
	①は種量 (kg/ha)	②自家採種種子 等に係る単価 (円/kg)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④は種量 (kg/ha)	⑤購入種子等 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)	(ha)	③'-⑥' (千円)

合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作 業 名	

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③'×k-⑦' (千円)
〇ha未満								
〇～〇ha								
〇ha以上								
合計								

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③'×k-⑤' (千円)
〇ha未満						
〇～〇ha						
〇ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト計 ⑤' 事業実施後の作業コスト計

e 生産コスト節減効果計

(単位:千円)

a	施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b	農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	
c	導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	
d	導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
	計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg. 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作 目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①×② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	

c 処理加工施設による品質向上効果
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	

d 品質向上効果計

(単位：千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
b 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	
c 処理加工施設による効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	⑤事業実施前	⑥事業実施後	⑦増加生産	⑧事業実施前	⑨所得率	⑩生産コスト節減効果（労働費）との重複	年効果額

作目	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)	生産量 ①×③ (kg)	の生産量 ②×④ (kg)	量 ⑥－⑤ (kg)	平均販売単価 (円/kg)		⑪重複労働 時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪×⑫ (千円)	⑦×⑧ ×⑨－⑩ (千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	

④の計画単収の具体的な見込み方法	

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作 目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤×⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③－②			
合 計							

③の計画単収の具体的な見込み方法	

c 生産力増加効果計

(単位：千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果	
計	

(エ) 物流合理化効果

a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作 目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	年効果額 (①×②×k－③×④) (千円)
合 計						

b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作目	①事業実施後 処理量 (t)	②バラ出荷 比率 (%)	③バラ出荷 量 ①×② (t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入出庫賃 金単価 (円/ t)	⑥賃金単価 差額 ④－⑤ (円/ t)	⑦入出庫費低 減額 ③×⑥ (千円)	⑧事業実施後 貯蔵量 (t)	⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧×⑨ (千円)	年効果額 ⑦＋⑩ (千円)

c 物流合理化効果計

(単位：千円)

a 輸送費低減効果	
b 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	
計	

(オ) 副産物算出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を 販売していた場合の収益 (千円)	②販売予定数量 (t)	③販売予定単価 (千円/ t)	年効果額 ②×③－① (千円)
合計				

(カ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

	作付面積(ha)	④事業実施	⑤減少生	⑥事業実施	⑦所得率	⑧生産コスト節減効果（労働費）との重複	年効果額

作 目	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②	前の単収 (kg/10a)	産量 ③×④ (kg)	前販売単価 (円/kg)		⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨×⑩ (千円)	(⑤×⑥×⑦－⑧) (千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	

b 生産力維持効果計

(単位：千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(キ) 被害防止生産安定効果

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況						事業実施後の被害の見込み			年効果額
	①被害により出荷出来なくなった量 (t)	②事業実施前の平均販売価格 (千円/t)	③被害により品質低下して出荷した量 (t/年)	④③の被害による平均販売単価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前10年間における気象災害の割合 (%)	⑥事業実施前の被害額 (①×②+③×④)×⑤ (千円)	⑦被害により出荷できなくなる量 (t/年)	⑧被害により品質低下して出荷する量 (t/年)	⑨事業実施後の被害額 (⑦×②+⑧×④)×⑤ (千円)	
合 計										

b 被害防止生産安定効果計

(単位：千円)

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	
計	

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/年)	年効果額 ③=①-② (千円)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

b 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/人・日)	年効果額 ③=①-② (日)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

c 雇用創出効果計

(単位：千円)

a 農家雇用創出効果	
b 雇用機会増加効果	
計	

(ケ) 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (②-①) × ③ (千円)
計					

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(コ) 有機物生産量増加効果

項 目	計算式	数量	単位	備 考 (算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(サ) 地域生活環境改善効果

a 衛生水準向上効果

項 目	計算式	数値	単位	備 考 (算出根拠)
家畜排せつ物（廃棄物）当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物（廃棄物）量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

b 水質保全効果

項 目	計算式	数量	単位	備 考 (算出根拠)
経産牛	①		頭	事業計画資料より
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料より
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料より
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

c 地域生活環境改善効果計

(単位：千円)

a 衛生水準向上効果	
b 水質保全効果	
計	

(シ) 廃棄物処理費節減効果

項 目	計算式	数値	単位	備 考 (算出根拠)
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/ t	事業計画資料より
廃棄物処理節減効果額	③=①×②		千円/年	

注1：生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2：処理単価は、実地地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ス) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位：千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位：千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト節減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 物流合理化効果	
オ 副産物産出効果	
カ 生産力維持効果	
キ 被害防止生産安定効果	
ク 雇用創出効果	
ケ 地域関連産業波及効果	
コ 有機物生産量増加効果	

サ 地域生活環境改善効果	
シ 廃棄物処理費節減効果	
ス その他効果	
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)				
②' 工事費計			③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' /③' =			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	千円
うち整備事業に係るもの	千円
うち推進事業に係るもの	千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。))と	千円/年(本事業の総事業費)

一体的に施行する場合の補正)	本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)	
③総合耐用年数	年	
④還元率		
⑤妥当投資額 ②/④	千円	
⑥廃用損失額	千円	
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①		

割引率	0.04

整備事業における配分基準について

- 1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2 のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
土地利用型作物（稲） （新規需要米を除く。 以下同じ。）	育苗施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	乾燥調製施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	農産物処理加工施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	集出荷貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	産地管理施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	生産技術高度化施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（新規 需要米） （新規需要米は、輸出 用米など新市場等を 開拓する米をいう。以 下同じ。）	育苗施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	乾燥調製施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	農産物処理加工施設	A12	A13	A17											
	集出荷貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	産地管理施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	用土等供給施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	生産技術高度化施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	種子種苗生産関連施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	有機物処理・利用施設	A12	A13	A18											
土地利用型作物（麦）	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	生産技術高度化施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9	B10				
土地利用型作物（豆 類）	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C7	C8	C9								
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	生産技術高度化施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
土地利用型作物（子実 用とうもろこし）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	集出荷貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	産地管理施設	D1	D2	D3	D4	D5									
土地利用型作物（稲、 麦（大麦、裸麦及び小 麦をいう。以下同じ。） 及び豆類（大豆、雑豆 及び落花生をいう。以 下同じ。）の種子）	乾燥調製施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			

畑作物・地域特産物 (いも類)	育苗施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13			
	産地管理施設	F1	F2	F3	F7	F6	F9	F10	F11	F12	F13				
	農産物処理加工施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13			
	集出荷貯蔵施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13				
	農作物被害防止施設	F1	F2	F9	F10	F11	F12	F13							
	種子種苗生産関連施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	
	生産技術高度化施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F12	F13						
	有機物処理・利用施設	F4	F5	F6	F7	F9	F10	F11							
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G6									
	農産物処理加工施設	G1	G2	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10					
	集出荷貯蔵施設のうちてん菜物 流合理化のための中間貯蔵施設	G5	G6	G7	G8	G9									
	農作物被害防止施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6								
	種子種苗生産関連施設	G1	G2	G3	G4	G5									
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G5	G6									
	有機物処理・利用施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G8	G9	G10					
畑作物・地域特産物 (茶)	農産物処理加工施設のうち荒茶 加工機	H3	H5	H7	H11	H12	H14	H16	H17	H19					
	農産物処理加工施設のうち仕上 茶加工機	H1	H7	H8	H11	H12	H14	H16	H17	H19					
	集出荷貯蔵施設	H4	H7	H9	H13	H14	H16	H17							
	産地管理施設	H1	H2	H6	H7	H10	H14	H15							
	生産技術高度化施設のうち栽培 管理支援施設	H1	H2	H6	H7	H10	H14	H15							
	農作物被害防止施設のうち防霜 施設、病害虫防除施設	H2	H3	H6	H7	H8	H14	H15	H18	H19					
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	乾燥調製施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	農産物処理加工施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	集出荷貯蔵施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	産地管理施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I6									
畑作物・地域特産物 (その他)	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	乾燥調製施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	農産物処理加工施設	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J11	J12						
	集出荷貯蔵施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J9	J10						
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	H4	J5	J7	J9	J10						
果樹	育苗施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	農産物処理加工施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	集出荷貯蔵施設	K1	K2	K3	K5	K6	K7	K8	K9	K13					
	産地管理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K9	K12					
	農作物被害防止施設	K2	K7	K8	K9	K10	K11	K12							
	生産技術高度化施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12	K13	K14		
	種子種苗生産関連施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	有機物処理・利用施設	K1	K2	K4	K5	K6	K7								

	農業廃棄物処理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
野菜	育苗施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農産物処理加工施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8						
	集出荷貯蔵施設	L1	L2	L4	L5	L6	L7	L8	L12						
	産地管理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農作物被害防止施設	L2	L6	L7	L9	L10	L11								
	生産技術高度化施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11	L12	L13			
	種子種苗生産関連施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	有機物処理・利用施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6								
	農業廃棄物処理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
花き	育苗施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	農産物処理加工施設	M1	M2	M3	M5	M6	M7	M8							
	集出荷貯蔵施設	M1	M2	M4	M5	M6	M7	M8							
	産地管理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9					
	用土等供給施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8						
	農作物被害防止施設	M2	M6	M8	M9	M10	M11								
	生産技術高度化施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11	M12	M13			
	種子種苗生産関連施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	有機物処理・利用施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7							
	農業廃棄物処理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
環境保全型農業 (注) 1	育苗施設	N2	N3												
	用土等供給施設	N1	N2												
	農作物被害防止施設	N2	N3												
	種子種苗生産関連施設	N2	N3												
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	N1	N2												
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	N1	N2	N4											
国産原材料サプライ チェーン構築 (注) 2 (注) 3	育苗施設	O1	O2												
	乾燥調製施設	O1	O2												
	穀類乾燥調製貯蔵施設	O1	O2												
	農産物処理加工施設	O1	O2												
	集出荷貯蔵施設	O1	O2												
	産地管理施設	O1	O2												
	農作物被害防止施設	O1	O2												
	生産技術高度化施設	O1	O2												
	種子種苗生産関連施設	O1	O2												
青果物広域流通システム構築(注) 4	集出荷貯蔵施設	O3													
農畜産物輸出に向けた体制整備(注) 5	耕種作物産地基幹施設整備	O4	O5	O6											

(注) 1：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、類別 N4 を必須とし、類別 N1 又は N2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2：新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」又は「青果物広域流通システム構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

- 3：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は類別 01 又は 02 を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（米、野菜、果樹、麦類、豆類及び地域特産物）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 4：青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は類別 03 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 5：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、類別 04 から 06 までの中から 1 つ、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 6：中山間地域の体制整備の取組を行う場合は、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができることに加え、5 ポイントを加算することができる。
- 7：共通メニュー（種別 P1～P3）は、2 つの成果目標のうちいずれか 1 つまで選択することができるものとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (注) 1	乾燥調製施設	a1	a2	a3	a4	a5							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	a1	a2	a3	a4	s5							
	集出荷貯蔵施設	a1	a2	a3	a4	a5							
集出荷貯蔵施設等再編利用 (注) 2	集出荷貯蔵施設	b1											
	農産物処理加工施設	b1											
農産物処理加工施設等再編利用 (注) 3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	c1	c2	c3	c4	c5	c7	c8	c9	c10	c11		
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	c1	c2	c3	c4	c5	c6	c7	c8	c9	c10	c11	
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	d1	d2	d3	d4								
	国内産いもでん粉工場の合理化	d1	d2	d3	d4								
	国内産糖工場再編整備	d5	d6	d7	d8								
	国内産糖工場の合理化	d5	d6	d7	d8								

- (注) 1：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別 a1 から a5 の中から成果目標を 1 つ、当該施設で取り扱う作物（稲、麦、大豆等）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 2：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別 b1 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き、いも類）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 3：農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は類別 c1 を必須とし、類別 c2 から c11 までの中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を 1 つ又は 2 つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な 2 つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を 1 つずつ選択するものとする。

なお、別記 2 の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合又は受益者が全て新規就農者の場合は、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント			
・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること			
・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと			
土地利用型作物（稲（新規需要米を除く。））		※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・ 3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない）	

①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・ 5 ポイント	
②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・ 3 ポイント	
A1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・ 6 ポイント 15ポイント以上・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・ 2 ポイント ・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・ 5 ポイント 32.5%以上・・・ 4 ポイント 25.0%以上・・・ 3 ポイント 17.5%以上・・・ 2 ポイント 10.0%以上・・・ 1 ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・ 5 ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・ 4 ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・ 3 ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・ 2 ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A5の現況値を選択することはできない。
A2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・ 10ポイント 6%以上・・・ 8 ポイント 4%以上・・・ 6 ポイント 2%以上・・・ 4 ポイント 1%以上・・・ 2 ポイント ・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・ 5 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・ 3 ポイント
A3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・ 10ポイント 22%以上・・・ 8 ポイント 18%以上・・・ 6 ポイント 14%以上・・・ 4 ポイント 10%以上・・・ 2 ポイント ・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・ 5 ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・ 3 ポイント
A4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、 ・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・ 4 ポイント

		タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・1ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・2ポイント	0.4ポイント以上・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・1ポイント
	A5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・5ポイント 29.8%以上・・・4ポイント 21.5%以上・・・3ポイント 13.3%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A1の現況値を選択することはできない。
	A6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む面積の割合が100%に到達・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A7の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	A7	・以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）から（4）までの認定等を受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 （1）有機JAS認定 （2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証 （3）環境負荷低減事業活動実施計画 （4）特定環境負荷低減事業活動実施計画 50ポイント以上・・・10ポイント	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント

		40ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A6の成果目標を選択することはできない。	
	A8	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の直 近 7 中 5 平均の値と比べて 6 ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数 量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削 減。 事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・ 10ポイント 4 割以上削減・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 平均が 40%以上。 80%以上・・・・・・ 5 ポイント 70%以上・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・ 3 ポイント 50%以上・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定 する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定 する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策 を選択した場合は、類別A9の現況値のうち高温障害対 策を選択することはできない。
	A9	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種が ある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向 上。 5 ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種が ある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向 上。 5 ポイント以上・・・・・・ 5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・ 3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今 後新たに 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・ 3 ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道 府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（も しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品 種）として育成された品種、又は、従来品種と比較し て高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等） で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種があ る場合はその合計）の作付割合が 1 % 以上。 5 % 以上・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定 する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ 流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定 する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策 を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対 策を選択することはできない。
	A10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、

		多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	A11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（新規需要米）		※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満점에圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・・・・3ポイント	
	A12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※）・・・・・・5ポイント ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。
	A13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・・・5ポイント

	目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A18の成果目標を選択することはできない。	※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。
A14	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稻全体の物材費に対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A16の成果目標を選択することはできない。	現状の水稻について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
A15	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稻全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 75%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 80%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 85%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の水稻について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
A16	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稻全体の物材費に対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A14の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稻について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
A17	・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・・・・・・・・ 2 ポイント 取組開始年から増加・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・ 3 ポイント

	A18 ・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平均単収に対して105%以上。 125%以上・・・10ポイント 120%以上・・・8ポイント 115%以上・・・6ポイント 110%以上・・・4ポイント 105%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A13の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 100%・・・5ポイント 80%以上・・・4ポイント 60%以上・・・3ポイント 40%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント - 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・5ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平均単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。
土地利用型作物（麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合。なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする。 ・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・事業対象作物について、JGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合・・・5ポイント ・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合・・・3ポイント	
	B1 ・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	B2 ・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 7ポイント以上・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・5ポイント 60%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント
	B3 ・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・10ポイント 6%以上・・・8ポイント 5%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15%以上下回る場合 ・・・5ポイント - 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・4ポイント - 都道府県平均値を5%以上下回る場合 ・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 - 又は、

		・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	B4	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	B5	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント ・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント
	B6	・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B7	・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B8	・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7 ・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の

		中 5 年間の平均の値と比べて 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	平均単収に対して101%以上。 107.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 104.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 101.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	B9	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の直近 7 中 5 年間平均の値と比べて 5 ポイント以上向上。 15.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 ・事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・10ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 年間の平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・ 1 ポイント ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病等の防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	B10	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して 5 ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
土地利用型作物（豆類）	C1	・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2 等）比率を事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて15 ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1、2 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 ・事業実施年度の前 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・10ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における上位等級比率（前 7 中 5）が 40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・・ 1 ポイント ・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映

		・弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	C2	・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・5ポイント 2つ以上・・・3ポイント 1つ以上・・・1ポイント
	C3	・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント ・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・5ポイント 120.8%以上・・・4ポイント 114.5%以上・・・3ポイント 108.3%以上・・・2ポイント 102.0%以上・・・1ポイント
	C4	・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント ・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。 45%以上・・・5ポイント 35%以上・・・4ポイント 25%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	C5	・豆類の10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント ・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・5ポイント 18%以上・・・4ポイント 14%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント

		6%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	C6	・豆類の10a 当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	C7	・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。
	C8	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント
	C9	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント

土地利用型作物（子実用とうもろこし）	D1	・作付面積が事業開始前年と比較して５％以上増加。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（複数年平均）と比較して２％以上増加。 10％以上・・・・・・・・・・5ポイント 8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・3ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D2	・単収が事業開始前年と比較して２％以上増加。 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における直近（複数年）の平均単収が地域の平均単収と比較して１％以上高い。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D3	・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。 ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種（子実用とうもろこしの栽培にとっての合理的な理由が明確であること） 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D4	・労働生産性を２％以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して１％以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D5	・販売金額を３％以上増加。 11％以上増加・・・・・・・・・・10ポイント 9％以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 7％以上増加・・・・・・・・・・6ポイント 5％以上増加・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上増加・・・・・・・・・・2ポイント	・販売金額が過去（複数年平均）と比較して1％以上増加。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（稲、麦及び豆類の種子）	E1	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90％以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント又は合格率が100％・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の合格率について、過去５年のうち80％以上となった年数 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	E2	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産面積が3ha以上増加。	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産面積について、過去５年間の増加が3ha以上。

		15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	15ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	E3	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35h未満・・・・・・・・・・5ポイント 38h未満・・・・・・・・・・4ポイント 41h未満・・・・・・・・・・3ポイント 44h未満・・・・・・・・・・2ポイント 47h未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 6.0h未満・・・・・・・・・・5ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・4ポイント 7.0h未満・・・・・・・・・・3ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・2ポイント 8.0h未満・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 12h未満・・・・・・・・・・5ポイント 13h未満・・・・・・・・・・4ポイント 14h未満・・・・・・・・・・3ポイント 15h未満・・・・・・・・・・2ポイント 16h未満・・・・・・・・・・1ポイント
	E4	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・5ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・4ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・3ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・2ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 45,000円未満・・・・・・・・・・5ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・3ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 35,000円未満・・・・・・・・・・5ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・3ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント
	E5	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。

		5 ポイント以上又は種子更新率が100% ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	5 年 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 4 年 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3 年 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2 年 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1 年 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	E6	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 8%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 8%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 6%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 4%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 2%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	E7	・①から③までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 8歳以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6歳以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4歳以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2歳以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ②稲、麦及び豆類の種子生産者を2名以上増加させる。 10名以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 8名以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6名以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4名以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2名以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ③稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。 15ha以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 12ha以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 9ha以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 6ha以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3ha以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・①から④までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 60歳未満 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 65歳未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 80%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 70%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3県以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 2県以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 1県以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ④稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。 9ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 6ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 3ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	E8	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 4 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1 ポイント以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。 5%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 4%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。

		・・・・・・・・・・ 3ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	
	E9	・事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	E10	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	E11	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果 複数年契約を結んでいる割合が100% ・・・・・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。 30%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
畑作物・地域特産物（いも類）	F1	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	F2	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F1の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	F3	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14.0ポイント・・・・・・・・・・ 10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・ 8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・ 6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・ 2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	F4	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。

		11.8%以上・・・10ポイント 8.6%以上・・・8ポイント 6.5%以上・・・6ポイント 4.3%以上・・・4ポイント 2.2%以上・・・2ポイント	5.4%以上・・・5ポイント 4.3%以上・・・4ポイント 3.2%以上・・・3ポイント 2.2%以上・・・2ポイント 1.1%以上・・・1ポイント
	F5	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・10ポイント 5.6ポイント・・・8ポイント 4.2ポイント・・・6ポイント 2.8ポイント・・・4ポイント 1.4ポイント・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・5ポイント 36.2%以下・・・4ポイント 36.9%以下・・・3ポイント 37.6%以下・・・2ポイント 38.3%以下・・・1ポイント
	F6	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	F7	【共通】 ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・10ポイント 4.8%以上・・・8ポイント 3.6%以上・・・6ポイント 2.4%以上・・・4ポイント 1.2%以上・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・5ポイント 2.4%以上・・・4ポイント 1.8%以上・・・3ポイント 1.2%以上・・・2ポイント 0.6%以上・・・1ポイント
	F8	【共通】 ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・10ポイント 10.4%以上・・・8ポイント 7.8%以上・・・6ポイント 5.2%以上・・・4ポイント 2.6%以上・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・5ポイント 5.2%以上・・・4ポイント 3.9%以上・・・3ポイント 2.6%以上・・・2ポイント 1.3%以上・・・1ポイント
	F9	【共通】 ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・10ポイント 9.6%以上・・・8ポイント 7.2%以上・・・6ポイント 4.8%以上・・・4ポイント 2.4%以上・・・2ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・5ポイント 4.8%以上・・・4ポイント 3.6%以上・・・3ポイント 2.4%以上・・・2ポイント 1.2%以上・・・1ポイント
	F10	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・10ポイント 2.7%以下・・・8ポイント 4.5%以下・・・6ポイント 6.3%以下・・・4ポイント 8.1%以下・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・5ポイント 5.4%以下・・・4ポイント 9.0%以下・・・3ポイント 12.6%以下・・・2ポイント 16.2%以下・・・1ポイント
	F11	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・5ポイント 55シスト以下・・・4ポイント 60シスト以下・・・3ポイント 65シスト以下・・・2ポイント 70シスト以下・・・1ポイント

	F12	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 38ポイント以上・・・8ポイント 36ポイント以上・・・6ポイント 33ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・2ポイント	・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・5ポイント 32%以上・・・4ポイント 26%以上・・・3ポイント 18%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
	F13	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値が 1.0%以下・・・5ポイント 1.5%以下・・・4ポイント 2.0%以下・・・3ポイント 2.5%以下・・・2ポイント 3.0%以下・・・1ポイント
	G1	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	G2	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・10ポイント 4%以上・・・8ポイント 3%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2.0%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント
	G3	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・5ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント

		5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	
	G4	・糖度が1%以上上昇。 3.0%以上・・・・・・・・10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	G5	【てん菜】 ・10a 当たり労働時間を3%以上削減。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 【さとうきび】 ・10a 当たり労働時間を6%以上削減。 15.0%以上・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・8ポイント 14.0%以上・・・・・・・・6ポイント 10.0%以上・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。 3.0%以上・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	G6	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・10ポイント 35%以上・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	G7	・トン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	G8	・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	G9	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント

畑作物・地域 特産物（茶）		12ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、栽培面積のうち、現状のたい肥等有機物の活用面積割合が50%以上の地域にあつては1ポイント以上増加 7.5ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 4.5ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	6 %以上・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2 %以上 10%以上・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・ 1 ポイント
	G10	・労働生産性を2 %以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10%以上・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・ 2 ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1 %以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5 %以上・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・ 1 ポイント
	H1	・産物販売単価指数を直近値の5 %以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 29.3%以上・・・・・・ 4 ポイント 20.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 11.8%以上・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・ 1 ポイント
	H2	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・・・・ 10ポイント 27以上・・・・・・ 8 ポイント 20以上・・・・・・ 6 ポイント 14以上・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・ 2 ポイント	・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・ 5 ポイント 32ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 24ポイント以上・・・・・・ 3 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・ 1 ポイント
	H3	・産物販売単価指数を直近値の5 %以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生日度の産物販売単価指数に対して5 %	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3 %以上。 12%以上・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・ 1 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生日度以外の産物販売単価指数の増加率が3 %以上。 12%以上・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・ 3 ポイント

		以上増加。（なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	H4	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。（なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	H5	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・10ポイント 36%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 18%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・5ポイント 41以下・・・4ポイント 43以下・・・3ポイント 45以下・・・2ポイント 47以下・・・1ポイント
	H6	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10a当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a当たりの単収に対して8%以上増加。（なお、単収被害とは、災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害とする。） 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント	・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント
	H7	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・5ポイント 33以上・・・4ポイント 25以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント
	H8	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。（ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・10ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・5ポイント 20以上・・・4ポイント 15以上・・・3ポイント 10以上・・・2ポイント

		33以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	5 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H9	・取引量対全国指数を直近値の 3 % 以上増加。（なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100 を乗じた数とする。） 13 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 11 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の 3 % 以上増加（なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当りに換算した値とする。） 13 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 11 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・取引量対全国指数の過去 3 年間の増加率が 2 % 以上。 7 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去 3 年間の増加率が 2 % 以上。 7 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H10	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の 6 % 以上低減。 18 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の 14 % 以上低減。 34 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 29 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 24 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 19 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 14 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去 3 年間の低減率が 3 % 以上。 9 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去 3 年間の低減率が 7 % 以上。 17 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 12 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H11	・産物 1 kg 当たり燃油量を直近値の 2 % 以上低減。（なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。） 15 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり燃油量の過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 （なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。） 8 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H12	・産物 1 kg 当たり労働時間を直近値の 2 % 以上低減。（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 10 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり労働時間の過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 （なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 5 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H13	・施設利用料徴収指数を直近値の 2 % 以上低減。（ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100 を乗じた数とする。） 23 % 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 18 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・施設利用料徴収指数の過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 11 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H14	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・1ポイント
	H15	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。（なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 22以上・・・・・・・・・・10ポイント 17以上・・・・・・・・・・8ポイント 12以上・・・・・・・・・・6ポイント 7以上・・・・・・・・・・4ポイント 2以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・・・・・・・・5ポイント 19以上・・・・・・・・・・4ポイント 13以上・・・・・・・・・・3ポイント 8以上・・・・・・・・・・2ポイント 2以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H16	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H17の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H17	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H16の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 54以下・・・・・・・・・・4ポイント 58以下・・・・・・・・・・3ポイント 62以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	H18	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%未満・・・・・・・・・・4ポイント 9%未満・・・・・・・・・・3ポイント 14%未満・・・・・・・・・・2ポイント 19%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	H19	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント

		8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（いぐ さ・畳表）	I1	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
	I2	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・1ポイント
	I3	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・10ポイント 14%以上・・・8ポイント 11%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	I4	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	I5	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・10ポイント 22ポイント以上・・・8ポイント 17ポイント以上・・・6ポイント 11ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・5ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 7ポイント以上・・・3ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント 2ポイント以上・・・1ポイント
	I6	・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・10ポイント 21ポイント以上・・・8ポイント 16ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・5ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・3ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント 2ポイント以上・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（その他）	J1	・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・10ポイント 28ポイント以上・・・8ポイント 22ポイント以上・・・6ポイント 16ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・5ポイント 52.5%以上・・・4ポイント 45.0%以上・・・3ポイント 37.5%以上・・・2ポイント 30.0%以上・・・1ポイント
	J2	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。

		50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別I2の成果目標を選択することはできない。	50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J3	・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別I1の成果目標を選択することはできない。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J4	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント 97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J5	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 72%以下・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	J6	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。

	※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 25.0ポイント以上・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・4ポイント 15.0ポイント以上・・・2ポイント	※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 20%以上・・・5ポイント 19%以上・・・4ポイント 18%以上・・・3ポイント 17%以上・・・2ポイント 16%以上・・・1ポイント
J7	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・5ポイント 34%以上・・・4ポイント 31%以上・・・3ポイント 28%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
J8	・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・10ポイント 11ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 7ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・5ポイント 11%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
J9	・単収を8%以上増加。 18.0%以上・・・10ポイント 15.5%以上・・・8ポイント 13.0%以上・・・6ポイント 10.5%以上・・・4ポイント 8.0%以上・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加 30%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・5ポイント 80%以上・・・4ポイント 75%以上・・・3ポイント 70%以上・・・2ポイント 65%以上・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い 62.0%以上・・・5ポイント 47.3%以上・・・4ポイント 32.5%以上・・・3ポイント 17.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
J10	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 25.0ポイント以上・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・4ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・5ポイント 34%以上・・・4ポイント 28%以上・・・3ポイント 22%以上・・・2ポイント

果樹	J11	15.0ポイント以上・・・・・・2ポイント	16%以上・・・・・・1ポイント
		・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・2ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・5ポイント 106%以上・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・3ポイント 94%以上・・・・・・2ポイント 88%以上・・・・・・1ポイント
	J12	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・1ポイント
	K1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K2	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・1ポイント
	K3	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
	K4	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別K6のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別K13のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	K5	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は

		量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を 5 %以上縮減。 20%以上・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別K6の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。	単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
	K6	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上縮減。 33%以上・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別K3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して 3 %以上短い。 20%以上・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	K7	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K14の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
	K8	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が 3 %以上。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	K9	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を 1 ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が 1 %以上。 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
	K10	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前 5 年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して 5 ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・10ポイント	・過去 5 年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・4ポイント

		16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K11	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K12の現況値を選択することはできない。
	K12	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K11の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K11の現況値を選択することはできない。
	K13	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K14	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K7の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
野菜	L1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		8 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	
	L2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5 ポイント以上増加。 25ポイント・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 23.8%以上・・・・・・ 4 ポイント 17.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 11.3%以上・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・ 1 ポイント
	L3	・当該品目の10 a 当たり収量を3 %以上増加。 15%以上・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・ 2 ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4 %以上増加。 20%以上・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・ 6 ポイント 8 %以上・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別L5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別L10及び類別L12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 47.3%以上・・・・・・ 4 ポイント 32.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 17.8%以上・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・ 1 ポイント
	L4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5 %以上縮減。 21%以上・・・・・・ 10ポイント 17%以上・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別L5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別L03の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 45.8%以上・・・・・・ 4 ポイント 31.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 17.3%以上・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・ 1 ポイント
	L5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5 %以上縮減。 41%以上・・・・・・ 10ポイント 31%以上・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別L3の成果	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 18.8%以上・・・・・・ 4 ポイント 13.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・ 1 ポイント

		目標を選択することはできない。	
	L6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・10ポイント 26ポイント以上・・・8ポイント 19ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を10%以上増加 70%以上・・・10ポイント 55%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L13の成果目標を選択することはできない	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・5ポイント 37.3%以上・・・4ポイント 26.5%以上・・・3ポイント 15.8%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 0.70%以上・・・5ポイント 0.59%以上・・・4ポイント 0.48%以上・・・3ポイント 0.37%以上・・・2ポイント 0.26%以上・・・1ポイント
	L7	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・5ポイント 38%以上・・・4ポイント 27%以上・・・3ポイント 16%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	L8	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	L9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	L10	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・5ポイント 12.8%以上・・・4ポイント 9.5%以上・・・3ポイント 6.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別L11の現況値を選択することはできない。
	L11	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。

		15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別L10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、 本成果目標を選択することはできない。	15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、 類別L10の現況値を選択することはできない。
	L12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を 3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積 当たりの販売額」を選択した場合は、類別L3の成果目 標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位 収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年 の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	L13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10% 以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別L6の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
花き	M1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、 外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要 取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上 高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M2	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次 に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。） の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生 産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道 府県内の特定の生産者に限定して供給している品 種（新たに育成された品種であって、品種登録の 出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体又はその構成員自らが育成して当 該都道府県内の特定の生産者に限定して供給して いる品種 ただし、リレー出荷している場合に あっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定 して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナ ル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M3	・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の 経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別M4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別M5 のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別M12のうち 「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択するこ とはできない。	80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当 たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収 量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）） を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コス ト」を選択した場合は、類別M5の成果目標を選択する ことはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量 当たりの費用合計」を選択した場合は、類別M3の成果 目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収 量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は 単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除 く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対し て120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	M5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働 時間を5%以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別M4のうち「生産コスト」の成果目標を選択するこ とはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量 当たりの労働時間」を選択した場合は、類別M3の成果 目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当た り労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対 して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	M6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポ イント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2 億円以上の場合、下記のとおりとする。 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポ イント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別M13の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合 が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M7	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を 5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の 割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M8	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸

		額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	出向け割合が5%以上。 25%以上・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・1ポイント
	M9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	M10	・当該品目の10a当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上高い・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・8ポイント 19%以上高い・・・・・・6ポイント 12%以上高い・・・・・・4ポイント 5%以上高い・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M3及び類別M11の現況値を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M11の現況値を選択することはできない。
	M11	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M10の現況値を選択することはできない。
	M12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	M13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M6の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全型農業	N1	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。

		30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	30%以上・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント
	N2	・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（１）～（４）の認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 （１）有機JAS認定 （２）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証 （３）環境負荷低減事業活動実施計画 （４）特定環境負荷低減事業活動実施計画。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント ○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・1ポイント
	N3	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	N4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	01	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。

		なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 38ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 27ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	02	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント
青果物広域流通システム構築	03	・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5及び類別L4のうち「流通コスト」の成果目標を選択することはできない。	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
農畜産物輸出に向けた体制整備※本成果目標中において、HACCP等認定とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定とする。	04	・以下の①の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合（※） 20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合（※） 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量（※） 10トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 9トン以上・・・・・・・・・・9ポイント 8トン以上・・・・・・・・・・8ポイント 7トン以上・・・・・・・・・・7ポイント 6トン以上・・・・・・・・・・6ポイント ※本成果目標を選択する取組主体事業計画は、別記2の第4の5のアの（1）の⑤の産地パワーアップ計画の成果目標との整合性を図ること。 ・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②GAP認証等を取得していること・・・1ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・1ポイント	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等・・・・・・・・・・5ポイント ③GAPについて、以下のいずれかであること ・・・・・・・・・・4ポイント ・GAP認証を取得していること。 ・GAP取得チャレンジシステムに則って生産し、第三者による確認を受けていること。 ④HACCP等認定を取得していること ・・・・・・・・・・4ポイント ⑤事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・・・・・・・1ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・1ポイント

		⑥施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目目以降） ・ ・ （1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑦輸出先国開催の商談会等に参加 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント ⑧コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結する場合 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント ⑨有機JAS認証を取得すること ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	⑨コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合 ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント ⑩有機JAS認証を取得していること ・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント
	05	・ 総出荷量又は総出荷額に占める輸向への割合を年平均1ポイント以上増加。 3ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 2.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント 2ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント 1.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント 1ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント	・ 総出荷量又は総出荷額に占める輸向への割合 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント 4%以上・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント 3%以上・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント 2%以上・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント 1%以上・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント
	06	・ 輸出先国・地域向けの生産に取り組む面積の割合を10ポイント以上増加。 30ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 25ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント 20ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント 10ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント	・ 事業の受益地区内において 輸出先国・地域向けの栽培暦が策定されていること ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント 輸出先国・地域の基準に適合した生産体制が整備されていること ・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント （例）定期的な残留農薬分析の実施体制など
共通	P1	生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）を6%以上削減。 10%以上削減・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 6%以上削減・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント （※1）単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 （※2）共同利用施設の運営コストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの②を設定する場合に選択できるものとする。	生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。 10%以上下回る・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント 6%以上下回る・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント 2%以上下回る・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント
	P2	販売額又は所得額（※）を6%以上増加。 10%以上増加・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 6%以上増加・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント （※）原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。 ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。 ※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの②を設定する場合に選択できるものとする。	販売額又は所得額（※）について、都道府県平均値より2%以上上回る場合 10%以上上回る・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント 6%以上上回る・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント 2%以上上回る・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント
	P3	労働生産性を6%以上向上。 10%以上向上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント	労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。

		6%以上向上・・・・・・・・・・6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5の(1)のアの⑥を設定する場合に選択できるものとする。	10%以上上回る・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・3ポイント
	P4	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。 ※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。

3 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製 貯蔵施設等再 編利用※米、 麦又は大豆等 の乾燥調製、 保管に係る施 設	a1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。 ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・5ポイント 6%・・・・・・・・・・4ポイント 5%・・・・・・・・・・3ポイント 4%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント

a2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たにに取り組む場合 ①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 ・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合 ・・・3ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント
a3	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たにに取り組む場合 ①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合 ・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのい

		B：事業実施地区における麦作付面積 ②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント	れかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント
	a4	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかに取り組む場合 （ただし、現況値より増加させる場合のみ選択できることとする。） ①担い手への農地集積が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・ 3 ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・ 2 ポイント 5ポイント以下（低下）・・・ 1 ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント
	a5	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。

		92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを取り組む場合（ただし、現状値より増加させる場合にのみ選択できることとする。） ①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・5ポイント ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・3ポイント ※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。 ①耕起・整地 ②播種・移植 ③収穫 ④乾燥・調製	100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）	b1	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント	・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・5ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・4ポイント 7ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 1ポイント以下・・・2ポイント 9ポイント以下・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	c1	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。） 18以上・・・10ポイント 15以上・・・8ポイント 11以上・・・6ポイント 8以上・・・4ポイント 4以上・・・2ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・5ポイント 154以上・・・4ポイント 137以上・・・3ポイント 119以上・・・2ポイント 102以上・・・1ポイント
	c2	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント

	c3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・10ポイント 36%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 18%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・5ポイント 41以下・・・4ポイント 43以下・・・3ポイント 45以下・・・2ポイント 47以下・・・1ポイント
	c4	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・・・5ポイント 35以上・・・4ポイント 26以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント
	c5	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 18.0%以上・・・5ポイント 14.5%以上・・・4ポイント 11.0%以上・・・3ポイント 7.5%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント
	c6	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。（ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・10ポイント 33以上・・・8ポイント 25以上・・・6ポイント 18以上・・・4ポイント 10以上・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・5ポイント 20以上・・・4ポイント 15以上・・・3ポイント 10以上・・・2ポイント 5以上・・・1ポイント
	c7	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。（なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・5ポイント 8.5%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	c8	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・10ポイント 15%以上・・・8ポイント 12%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・4ポイント 7%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 18%以上・・・5ポイント 15.3%以上・・・4ポイント 12.5%以上・・・3ポイント 9.8%以上・・・2ポイント 7%以上・・・1ポイント
	c9	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント

		製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント	30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント
	c10	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・5ポイント 42以下・・・4ポイント 50以下・・・3ポイント 58以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
	c11	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	d1	・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。 8割以上・・・10ポイント 7割以上・・・8ポイント 6割以上・・・6ポイント 5割以上・・・4ポイント 3割以上・・・2ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	d2	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 10%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	
	d3	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・10ポイント 2工場の廃止・・・8ポイント 1工場の廃止・・・5ポイント	
	d4	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	d5	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・10ポイント 90%以上・・・8ポイント 85%以上・・・6ポイント 80%以上・・・4ポイント 75%以上・・・2ポイント	
	d6	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。	

		10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d7	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d8	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	

(注) 成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、別記2第16の1の評価における価格補正については、別記2第16の2の価格補正に準じて行うものとする。

4 都道府県加算ポイント

2又は3までに定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。ただし、2から4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
整備事業の取組主体が策定する整備事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。 これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に別記2の第17の1のポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。

5 優先枠加算ポイント

2から4に定めるポイントに加え、以下の（1）又は（2）の取組を行う場合はポイントを加算できるものとする。ただし、2から5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容
（1）別記2の別紙1のⅡの(10)のアに定める中山間地域の体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。 ただし、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の合計が優先枠の範囲内に満たない場合には、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携しない中山間地域の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。 （2）別記2の別紙1のⅡの(10)のイに定める農産物輸出に向けた体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。

6 重点品目加算ポイント

輸出拡大が有望な品目及び輸入シェアの奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、産地において輸出実績がある又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組（以下「輸出の取組」という。）である場合は、2から5までに定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

また、これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。

ただし、以下の「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。

重点品目加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目 10ポイント	準重点品目 5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき	うめ、くり、キウイフルーツ、日本なし、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容	
○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること。ただし、「燃油使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限り選択できることとする。）	
・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
・販売額又は所得額の10%以上の増加、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加	20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
・輸出向け出荷額の割合5%以上	10%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント
・輸出向け年間出荷量10トン以上	20トン以上・・・10ポイント 18トン以上・・・8ポイント 15トン以上・・・6ポイント 13トン以上・・・4ポイント 10トン以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上	20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
・農業支援サービス事業体の利用割合の向上	20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント ・燃油使用量の15%以上の低減 60%以上・・・10ポイント 50%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 30%以上・・・4ポイント 15%以上・・・2ポイント
○波及性 ・産地パワーアップ計画の実施面積が、面積要件に対して 200%以上・・・10ポイント 180%以上・・・8ポイント 150%以上・・・6ポイント 130%以上・・・4ポイント 100%以上・・・2ポイント
○実効性 ・都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施・・・5ポイント
○重点品目 ・共通8の6の重点品目の取組を実施（輸出の取組）・・・10ポイント ・共通8の6の準重点品目の取組を実施（輸出の取組）・・・5ポイント ※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。 ただし、「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。
○輸出優先枠との連携 ・整備事業の輸出優先枠の取組と連動した取組・・・5ポイント
○都道府県加算 ・都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント （各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント（北海道にあつては3ポイント）に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。）

（注）成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、別記2第16の1の評価における価格補正については、別記2第16の2の価格補正に準じて行うものとする。